



大阪市環境基本計画

—SDG s 達成に貢献する環境先進都市—

2019-2030

「大いなる一歩を踏み出す時が来た！」
(都島小学校5年生)

✕ 大阪市環境局

はじめに

大阪市では、市民の皆様が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献できるよう、1995 年 3 月に「大阪市環境基本条例」を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、低炭素社会[※]の構築、循環型社会[※]の形成、快適な都市環境の確保に取り組んでまいりました。2018 年 3 月には、「大阪市生物多様性戦略」を策定し、自然共生社会[※]の実現に向けて取り組んでいるほか、経済発展著しいアジア諸都市を中心に、環境分野における国際協力にも積極的に取り組んでいます。

しかしながら、世界では人口の増加と経済の拡大に伴い、温暖化や海洋汚染、野生生物種の減少など地球環境の悪化がますます深刻となっており、持続可能な社会の実現に向けて大きく考え方を転換（パラダイムシフト[※]）していく時に来ています。2015 年には、「持続可能な開発目標（SDGs）[※]」を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ[※]」や「パリ協定[※]」が採択されるなど、世界を巻き込む国際的合意がなされ、まさに時代の転換点となりました。

SDGs は持続可能な、より良い世界をつくっていくために、政府だけでなく市民や事業者など多様な主体が参画・連携すること、経済・社会・環境の課題を統合的に解決していくこと、誰一人取り残さないことが大きな特徴です。

大阪府は、基礎的自治体として、経済・社会・環境を含む幅広い市民生活の領域全般にわたりの確に対応するとともに、国際的な大都市としての役割・責任を果たしていくことが求められています。また、SDGs が達成された社会の実現をめざす 2025 年日本国際博覧会の開催地として、SDGs 達成に向けた取組みを強力に進めていくことが求められており、この計画では、SDGs の考え方を積極的に活用してまいります。

計画策定にあたりまして、パートナーシップを重視する SDGs の考え方を踏まえ、計画策定時に実施するパブリックコメントはもとより、策定当初の段階から、未来の世代の視点から見た大阪（まち）のあるべき姿や、ライフスタイル、その実現のために提言する政策アイデアなどを募集するとともに、将来を担う子どもたちの環境への思いを募集するなど、未来からの声にも耳を澄ませ、立場や世代を超えて、持続可能な社会の構築を皆様と一緒に、めざすことといたしました。

皆様からお寄せいただいたアイデアや思いを結集した新たな「大阪市環境基本計画」に基づき、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざしてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・意義	2
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 基本的な視点	5
第1項 前提となる考え方	5
第2項 基本的な視点	7
第4節 計画のコンセプト	8
第5節 計画期間	8

第2章 基本的な考え方

第1節 取り巻く状況と課題	10
第1項 環境をめぐる国内外の動向	10
第2項 大阪市の現状と課題	12
第3項 直面している課題への対応	21
第2節 計画の方向性	21
第1項 ビジョン	21
第2項 目標	22
第3項 ビジョン、目標についての考え方	24

第3章 基本的な施策の体系

第1節 低炭素社会の構築	26
第1項 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用	26
第2項 徹底した省エネルギーの推進	28
第3項 低炭素型の交通システムへの変革	29
第4項 低炭素型のまちづくり	29
第5項 CO ₂ 吸収源に関する取組み	32
第6項 気候変動への適応に関する取組み	32
第2節 循環型社会の形成	34
第1項 2Rを優先した取組みの推進	34
第2項 分別・リサイクルの推進	35
第3項 環境に配慮した適正処理	36
第4項 ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり	36

第3節 快適な都市環境の確保	38
第1項 自然との共生・生物多様性保全の推進	38
第2項 ヒートアイランド対策の推進	40
第3項 都市環境の保全・改善の取組み	40
第4節 地球環境への貢献	43
第5節 すべての主体の参加と協働	45
第1項 環境教育、啓発の推進	45
第2項 環境影響評価による環境配慮の推進	47
第3項 大阪市が率先する取組み	48

第4章 施策展開の戦略

第1節 施策展開にあたって	50
第2節 戦略の設定について	50
第1項 地域、市民、事業者との連携強化	52
第2項 経済、社会、環境の統合的な向上	53
第3項 持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用	54
第4項 国際展開の強化	55
第5項 持続可能で効果的な行政運営	56
第3節 相乗効果の発揮	57

第5章 計画の進行管理

第1節 計画の推進にあたって	59
第2節 施策効果の検証	60

資料編

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・意義

第2節 計画の位置づけ

第3節 基本的な視点

第4節 計画のコンセプト

第5節 計画期間

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・意義

大阪市は、わが国を代表する大都市であり、人口及び都市機能が高密度に集積していることから、健康で安心した市民生活を確保していくことは、市政において極めて重要な課題です。

1995年3月には、「大阪市環境基本条例」を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、環境保全と経済発展の両立をめざす幅広い施策を推進してきたところであり、大気汚染や水質汚濁の改善など、都市環境は着実に改善してきました。

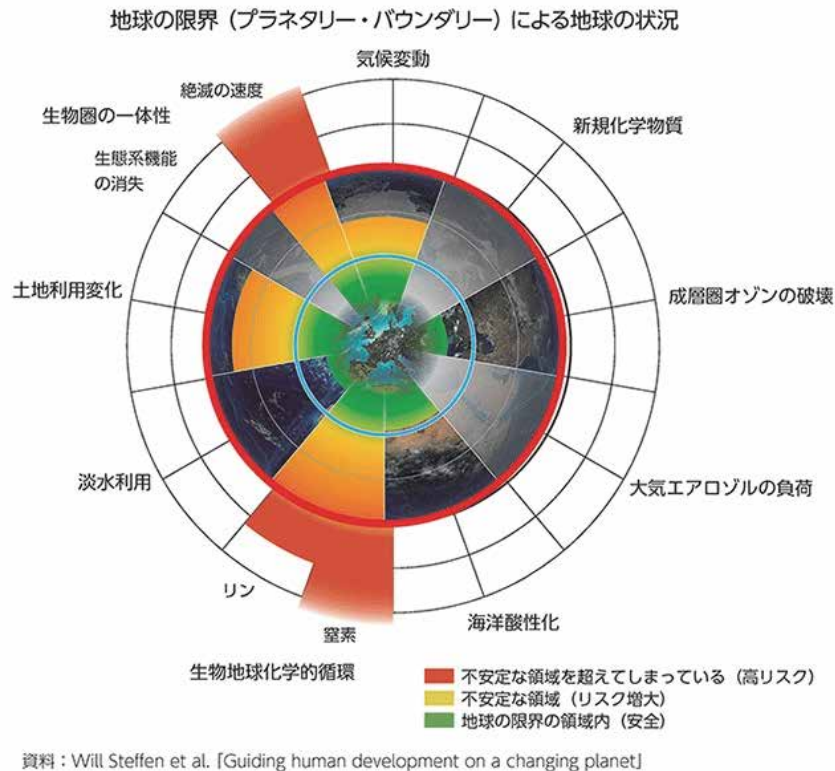
しかしながら、建築物中のアスベスト[※]や、無害化处理が完了していないポリ塩化ビフェニル（PCB）[※]のほか、環境基準が未達成である微小粒子状物質（PM2.5）[※]や光化学オキシダント[※]などの課題が依然として存在しており、産業発展に伴う多様な化学物質の管理も含め、都市環境の保全は、市民の健康や暮らしを守るうえで引き続き重要な課題となっています。

わが国では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後、数十年間は総人口の減少が避けられません。大阪市においても、人口は減少に転じ高齢化がさらに進展すると見込まれており、地域コミュニティ[※]の弱体化や働き手の減少、高齢単身世帯の増加など、さまざまな影響が生じると想定されています。

一方、世界では、アフリカ・アジア諸国を中心に人口が急増し、経済発展に伴う一人当たりの環境負荷の増加も相まって、温室効果ガス[※]の排出など人間活動に伴う環境負荷が相乗的に増加するとともに、天然資源・エネルギー、水、食料等の需要拡大を招いています。その結果、地球温暖化や生物種の減少、マイクロプラスチック[※]を含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質による汚染が地球規模で深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

人間活動による地球システムへの影響を客観的に評価し、人類が生存できる範囲の限界を科学的に示す概念として、「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」があり、地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされています。この概念が対象としている項目のうち、種の絶滅の速度と窒素・リンの循環については、既に不安定な領域を超えて高リスクの領域にあり、また、気候変動[※]と土地利用変化については、リスクが増大し不安定な領域に達していると分析されています。

この分析を踏まえると、地球環境問題は既に危機的な状況であり、地球の限界の中で豊かな暮らしをいかに追求するかが、求められていると言えます。



出典：環境省「平成 30 年度版環境白書」

こうした中で、「持続可能な開発目標（SDGs）※」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ※」や地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定※」の採択（いずれも 2015 年）、ESG 投資※の拡大など持続可能な社会に向けた動きが国内外で加速しており、時代は大きな転換点を迎えています。また、2025 年日本国際博覧会は「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもと、一人ひとりが自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を実現していくものです。日本国際博覧会が開催される 2025 年は、SDGs 達成の目標年である 2030 年の 5 年前であり、SDGs の達成に向けた取組みを加速化させる重要なタイミングにあたります。

大阪市を取り巻く国内外の状況と課題は相互に関連・複雑化し、一人ひとりの暮らしや企業の経済活動と密接に関係しています。持続可能な社会に向けたパラダイムシフト※（考え方の大きな転換）を実現していくうえで、市民生活全般を支える基礎的自治体の役割は大変重要であり、激甚な公害や廃棄物問題を克服してきた経験を活かしながら、市民・事業者など幅広い関係者とのパートナーシップのもと、経済・社会・環境の統合的向上に取り組んでいく必要があります、その指針となる計画の策定が求められています。

第2節 計画の位置づけ

大阪市では、市政全般に関する戦略・方針と整合を図りながら、分野別及び課題別に策定した各計画に沿って様々な施策・事業を展開しています。

「大阪市環境基本計画」は、「大阪市環境基本条例」に基づく環境施策のマスタープランであり、分野別及び課題別の各計画に位置付けられた施策・事業を洗い出し、環境という切り口で再整理しています。

計画の推進にあたっては、市長を本部長とする「大阪市地球温暖化対策推進本部」の枠組みを活用し、財源面を含め、環境面から横串を通す機能を強化しながら、全庁的に施策・事業を実施し、「持続可能な開発目標（SDGs）※」の達成に貢献していきます。



第3節 基本的な視点

第1項 前提となる考え方

本計画の策定にあたって前提となる考え方を次のとおり整理します。

① SDGs[※]と大阪市の使命

今日の環境問題は一人ひとりのライフスタイルや事業者の経済活動と密接に関係していることから、環境施策の展開にあたっては、市民や事業者などあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、環境対策を怠ったり、先送りしたりすることがリスクになることを認識したうえで、当事者意識をもって環境負荷の低減に取り組むことが重要となっています。

2015年9月に国連で合意されたSDGsは17のゴール（目標）と各ゴールに設定された169のターゲットから構成され、世界が直面している様々な問題を扱っており、次の3点が重要な特徴です。

経済・社会・環境の課題を同時解決

経済、社会及び環境という三つの側面においてバランスがとれ、統合された形で持続可能な開発を達成すること

すべてのステークホルダー[※]の参画・連携

政府や地方公共団体だけでなく、市民や事業者・経済団体、環境 NPO/NGO など、あらゆるステークホルダーが参画し、連携すること

誰一人取り残さない

マイノリティや社会的弱者など脆弱な立場におかれた人々を含む一人ひとりが、施策の対象として取り残されないこと

政府の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、各地方自治体に、各種計画等の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとしています。また、環境省では、17のゴール（目標）のうち、12のゴール（目標）が環境に関連しているとしており、本計画では、第3章において、施策の柱立てと環境に関連する12のゴール（目標）との対応関係について紐づけを行っています。

SDGsの17のゴール（目標）と経済・社会・環境の関係は、次のとおり図示されています。



大阪市は、基礎的自治体として、市民の暮らしを守り、住民福祉のさらなる向上をめざし、誰もが健康で安心して生活できるよう取り組むとともに、意欲のある全ての人が能力を発揮できるよう努めていく必要があります。また、国際的な大都市として世界とともに発展していくことが期待されており、SDGs[※]の考え方を積極的に活用するとともに、その実現に貢献していく必要があります。

② 経済・社会・環境の統合的向上

私たちの暮らしや企業の経済活動は、環境という基盤のうえに成り立っています。環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人間もまた、この環境の一部です。しかしながら、人間の経済活動に伴い、環境の復元力を超えて資源を採取し、また、環境に負荷を与える物質を排出することによって、この微妙な均衡が崩れつつあり、気候変動[※]や生物多様性[※]の損失という形で顕在化しています。

健全で豊かな恵みを生み出す環境を維持することなしに、経済・社会を発展させていくことはできません。そのため、環境面から対策を講ずることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することや、経済面・社会面から対策を講ずることにより、環境の課題解決にも貢献するよう、施策をデザインすることが重要となっています。とりわけ、基礎的自治体である大阪市は、幅広い市民生活の領域全般にわたりの確に対応する必要があり、縦割りでなく、統合的な観点に立って取り組むことが重要です。

③ 地域循環[※]・共生

少子高齢化の進展など地域コミュニティ[※]を取り巻く社会環境が変化し、個人のライフス

タイルや価値観も多様化が進み、人と人とのつながりの希薄化がみられます。こうした中で、地域・市民・事業者など多様な主体間のつながりという基礎的自治体としての特徴を強みとして活かして資源の循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ、地域経済の循環も促進し、地域の活性化を図っていくことが求められています。

また、都市化の進展など人と自然とのつながりの希薄化がみられる一方で、人々の価値観は多様化し、一部では田園回帰の意識も高まっています。自然とのふれあいは健康の維持増進にも有用であるとされており、環境にやさしく、健康で質の高い生活への転換を図っていくことも必要です。

④ 持続可能なイノベーション[※]の創出

経済成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的とした取組みが環境への負荷につながらないようにしていくうえで、イノベーションの創出は重要な鍵となります。国では、AI[※]、IoT[※]等の ICT も活用しつつ、さまざまな課題の解決に資する革新的技術の開発を進め、培われた技術・システムを社会実装することで、めざすべき未来社会の姿「Society5.0[※]」の実現をめざすこととしています。急速に発展する技術革新の動向を踏まえるとともに、安全性や経済合理性の確保などを図りながら、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点から持続可能なイノベーションの創出に取り組んでいくことが重要です。

第2項 基本的な視点

このような認識のうえに立ち、以下の5つを基本的な視点として設定します。

① 持続可能な開発目標（SDGs）実現の視点

SDGsは2030年に向けて世界が合意した目標であり、計画の策定・推進により、その実現に寄与することをめざします。

② 経済・社会・環境の統合的向上の視点

分野横断的な取組みを推進し、複数の異なる課題を統合的に解決することをめざします。

③ 一人ひとりの人間を大切にする視点

人口や都市機能が高密度に集積し、国内外への影響も大きい大都市において、全ての人が健康で安心して生活し、活躍できるまちをめざします。

④ 循環・共生の視点

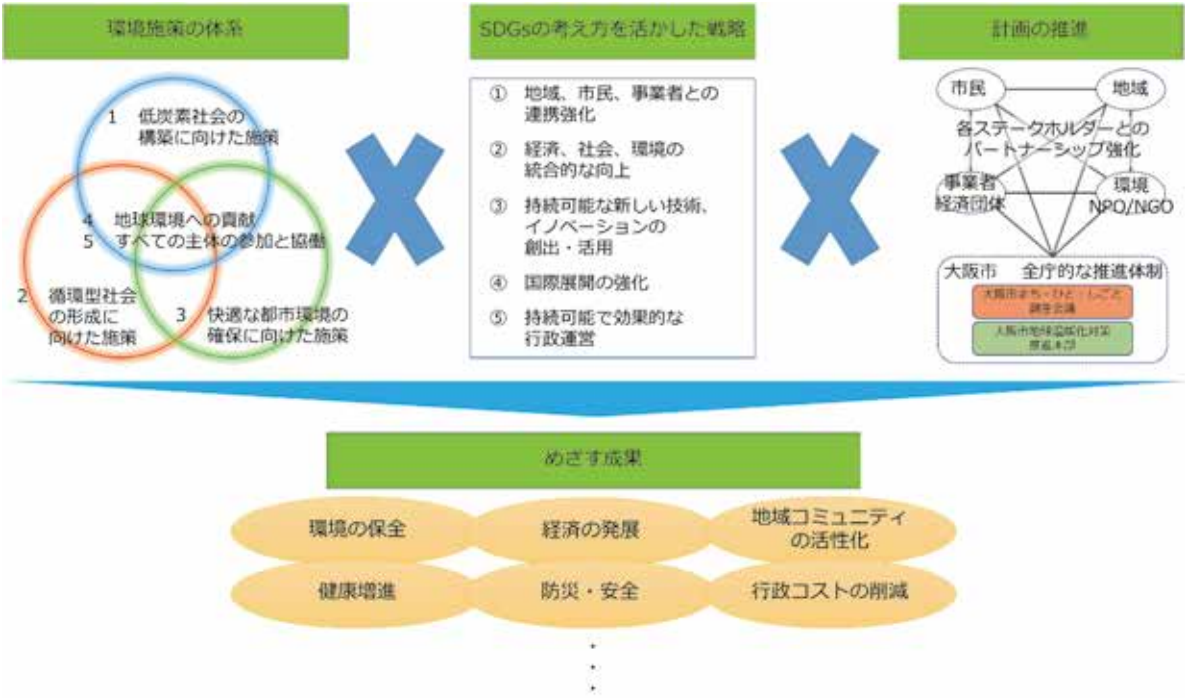
資源を循環させて無駄なく活かすとともに、恵み豊かな自然と共生する循環・共生型の社会をめざします。

⑤ 持続可能なイノベーションの視点

経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点から、持続可能なイノベーションを創出することをめざします。

第4節 計画のコンセプト

本計画では、環境を切り口として第3章で整理する施策の体系を、第4章で設定するSDGsの考え方を活かした5つの戦略によって、第5章の計画の推進体制に基づき総合的かつ効果的に展開し、経済・社会分野を含むさまざまな課題を統合的に解決していくことをめざします。



第5節 計画期間

目標年度は2030年度（＝SDGs[※]のゴール）とし、国の環境基本計画改定に合わせ、2024年度を目途に見直しを行います。

第2章

基本的な考え方

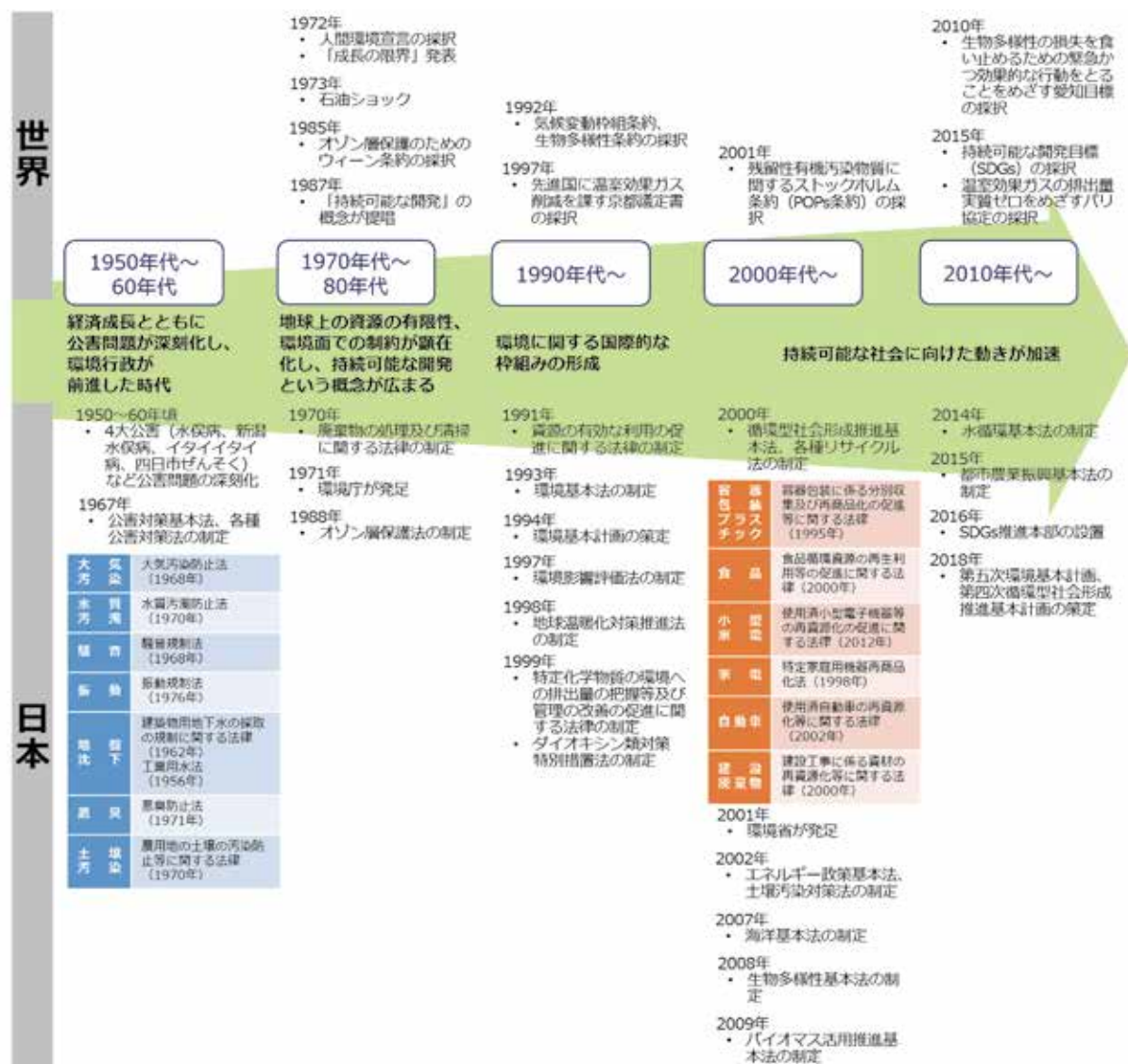
第1節 取り巻く状況と課題

第2節 計画の方向性

第2章 基本的な考え方

第1節 取り巻く状況と課題

第1項 環境をめぐる国内外の動向



① 国際的な動向

1972年に開催された国連人間環境会議では「人間環境宣言」（ストックホルム宣言）※が採択され、経済や社会の発展のためには環境保全の視点をもつことが重要であるという考え方が世界共通の認識となりました。同年には、人類の未来について「成長の限界」と題した研究報告書が発表され、1973年には、いわゆる石油ショックが起きるなど、地球上の資源の有限性や環境面での制約が明らかになりました。

1985年には、生物に有害な紫外線を吸収する機能を有するオゾン層を保護するため、オゾン層を破壊する原因となる物質を特定し、生産や消費などを規制するウィーン条約が採択され、1987年には、国連に設置された環境と開発に関する世界委員会において「持続可能な開発」が提唱され、この理念が一般に定着するきっかけとなりました。「持続可能な開発」とは、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発を意味するとされています。

1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）では、「環境と開発に関するリオ宣言」※、「気候変動枠組条約」※、「生物多様性条約」※が採択され、持続可能な開発が世界の

行動原則へと具体化されるとともに、気候変動[※]と生物多様性[※]に関する国際的な枠組みが形成されていく大きな1歩となりました。その後、気候変動については、温室効果ガス[※]の排出量について先進国に数値目標を課す枠組みとして、1997年に京都議定書が採択され、2015年には、先進国だけでなく開発途上国も含め温室効果ガスの排出量削減に取り組み、今世紀後半に排出量を実質ゼロにすることをめざす新たな枠組み「パリ協定[※]」が採択されました。2018年にIPCC[※]が公表した「1.5℃特別報告書」では、地球温暖化を1.5℃に抑制することには明らかな便益があること、そのためには、2050年頃にはCO₂排出量を正味ゼロにする必要があることなどが示されました。

生物多様性については、その損失を食い止めるための緊急的かつ効果的な行動をとることが2010年に合意され、そのための目標として「愛知目標[※]」が採択されました。

2015年には、国連持続可能な開発サミットにおいて、SDGs[※]を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ[※]」が採択され、持続可能な社会に向けた動きが国際社会全体に広がっています。

2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、気候変動等と並ぶ地球規模の環境課題として、海洋プラスチックごみ問題がクローズアップされました。採択された「G20大阪首脳宣言」には、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロとすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が盛り込まれ、深刻化する環境への影響に主要国が共同で取り組む意思が示されました。

② 国内の動向

わが国では、1950年代から60年代にかけて、4大公害（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく）をはじめとする公害問題が各地で深刻化しました。こうした問題を受けて、1967年の「公害対策基本法」制定を皮切りに、典型7公害である大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染について、関係法の整備が進められるとともに、1971年には環境庁が発足し、わが国の環境行政は大きく前進しました。

しかしながら、都市生活型の公害や膨大な廃棄物の処理、都市のアメニティなどのほか、オゾン層の破壊や地球温暖化など、環境問題は多様化の様相を呈するようになりました。こうした中で、1993年には、わが国の環境政策の指針となる「環境基本法」が制定され、翌年には「環境基本計画」が策定されました。

2000年には、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、3Rや廃棄物の適正処理など、循環型社会[※]形成に向けた基本的な枠組みが示されました。2001年には環境省が発足し、その後「エネルギー政策基本法」や「生物多様性基本法」、「都市農業振興基本法」など環境に関連する基本法が次々と制定されています。

2018年には、国において「第五次環境基本計画」が策定され、経済・社会システム、ライフスタイル、技術の持続可能なイノベーション[※]を創出し、持続可能な循環共生型社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上をめざすという方向性が示されました。

2019年5月には、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2020年7月からレジ袋を原則有料化する方針が示されるなど、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制、資源循環の取り組みが強く求められています。さらに、同年6月には、非連続なイノベーションの推進により環境と成長の好循環の実現をめざす「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が決定されるなど、持続可能な社会の実現に向けた動きが国内でも加速しています。

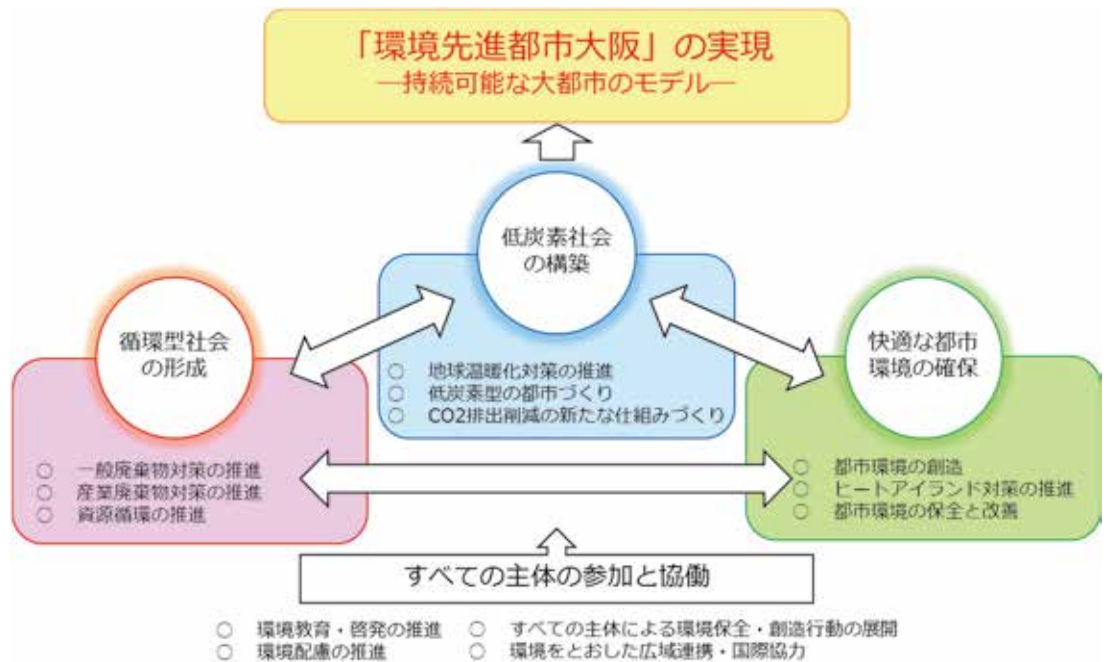
第2項 大阪市の現状と課題

① 環境の現状と課題

大阪市では、1995 年に「環境基本条例」を制定するとともに、翌 1996 年には、この条例に基づき環境基本計画を策定し、各種施策を展開しています。

2011 年 3 月に策定した「大阪市環境基本計画」では、環境保全と経済発展の両立を図る視点で「低炭素社会※の構築」、「循環型社会※の形成」、「快適な都市環境の確保」を 3 つの柱と定め、環境施策を進めてきました。

「大阪市環境基本計画」（2011 年 3 月策定）の構成



低炭素社会の構築に向けては、温室効果ガス※の排出量削減に取り組んできたところです。1990 年度から減少傾向にあった市域の温室効果ガス排出量は、東日本大震災後の火力発電の増加に伴い増加傾向に転じましたが、2012 年度をピークに再度減少傾向に転じており、2017 年度の排出量は、基準年度である 1990 年度の 2,315 万トン-CO₂ と比べ 17.9%減の 1,901 万トン-CO₂ となりました。

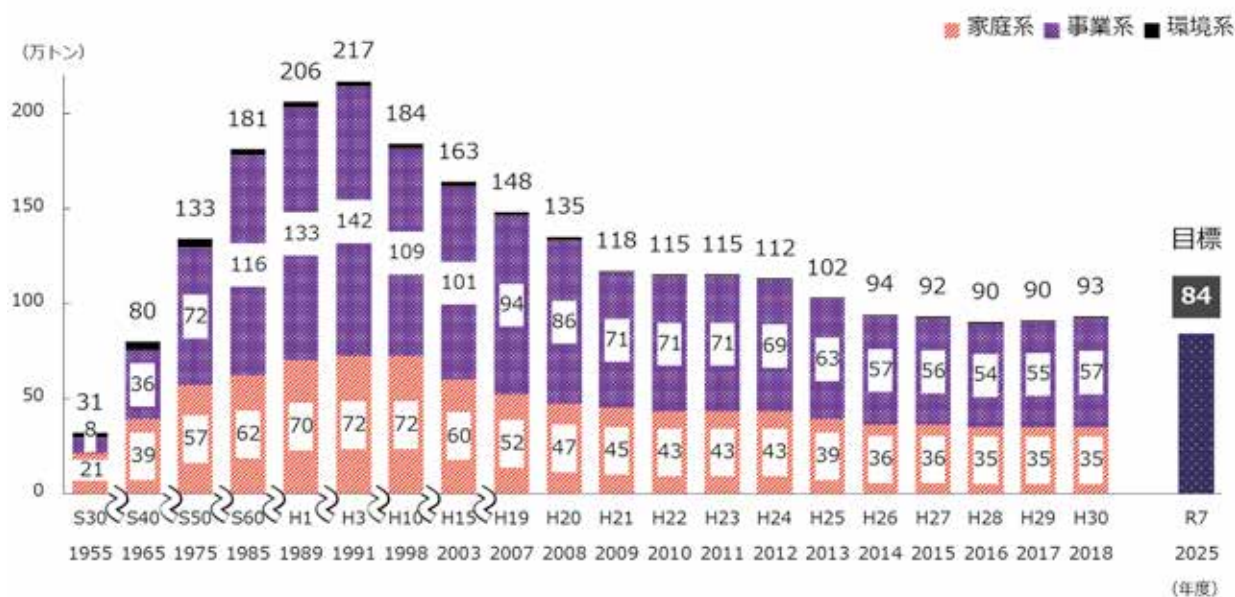


※2017 年度排出量は、算定に用いた各種統計等の年報値が未公表のものに、直近年度値を代用しているため、暫定値。

出典：大阪市環境局調べ

循環型社会※の形成に向けては、ごみ処理量の削減に取り組んできたところであり、2018年度は、ピークとなった1991年度の217万トンと比べ6割減の93万トンとなりました。

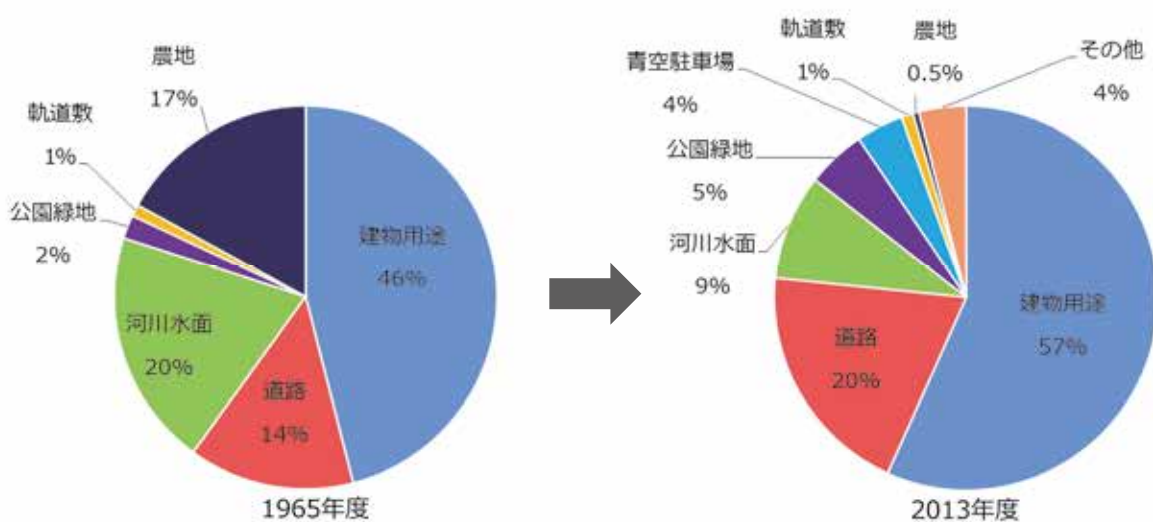
大阪市のごみ処理量（焼却量）の推移



出典：大阪市環境局調べ

大阪市では市街化の進行に伴って生き物の生息・生育空間となりうる河川水面や農地等が減少しています。大阪市内で個体数が少なく、保護すべきと考えられる在来種は556種にのぼっており、これらの生物種の減少・絶滅を食い止めていくことが必要となっています。こうした中で「大阪市生物多様性戦略」を2018年3月に策定し、生物多様性※の保全に向けた普及啓発やパートナーシップの仕組みづくりに取り組んでいます。

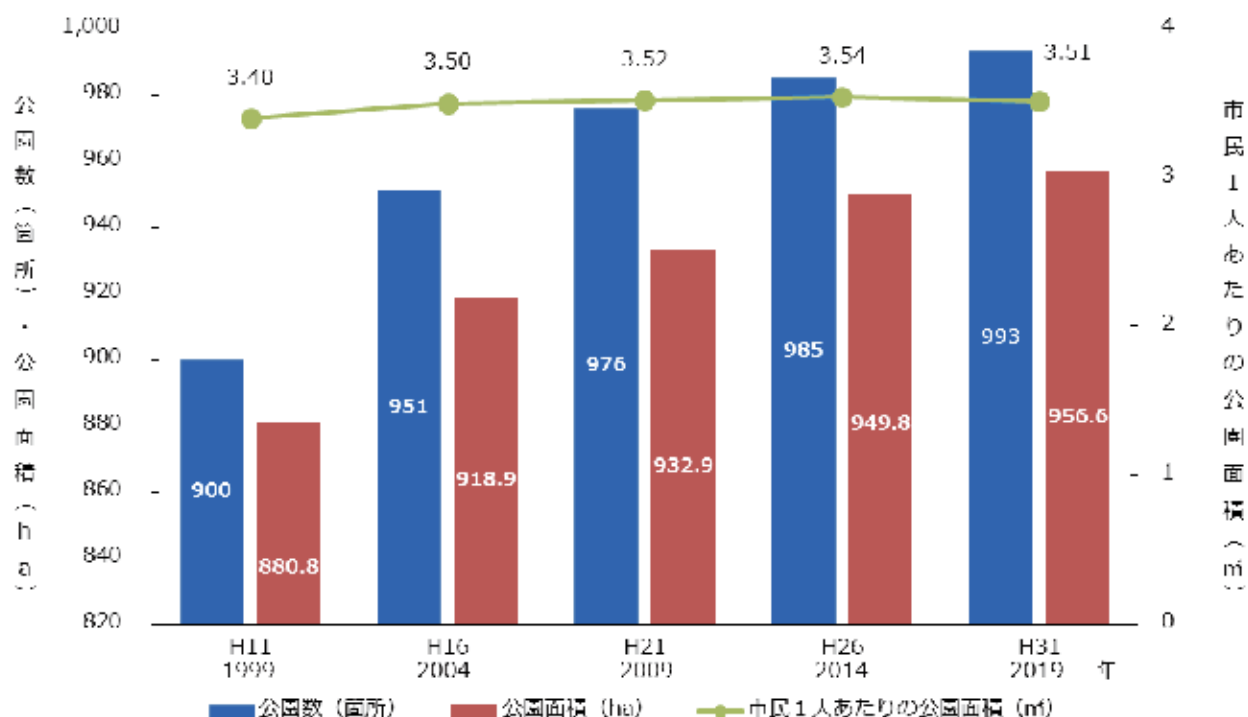
大阪市における土地利用の変遷



出典：「大阪市土地利用現況調査」より作成

快適な都市環境の確保に向けて、公園数、公園面積は着実に増加していますが、「新・大阪市緑の基本計画」における目標については、成果指標（みどりのまちづくりの成果としてめざす指標）、達成指標（みどりのまちづくりの中で行政がめざす目標的な指標）ともに、概ね横ばいで推移しています。

公園数、公園面積、市民 1 人あたりの公園面積の推移



出典：「令和元（2019）年度版大阪市環境白書」より作成

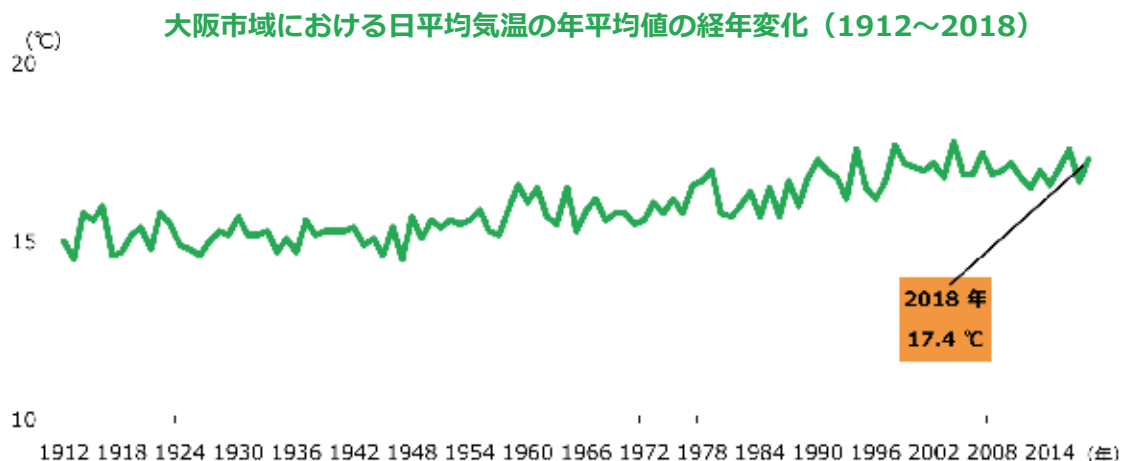
「新・大阪市緑の基本計画（平成 25 年 11 月改定）」における目標

指標	策定時	H37末目標	進捗状況
成果指標		基準値	めざす割合
身近な緑の満足度	46.5% (H22.12)	約60%	46.8% (H28.1)
緑が増えたと感じる人の割合	28.1% (H22.12)	約33%	28.0% (H28.1)
身近な公園の利用頻度 (週に1回以上公園を利用する人の割合)	35.1% (H22.12)	約50%	34.0% (H28.1)
達成指標		基準値	目標値
緑被率	約10.4% (H24)	現状以上	—
都市公園の市民一人あたり面積	3.51㎡/人 (H24末)	約4㎡/人	3.52㎡/人 (H29末)

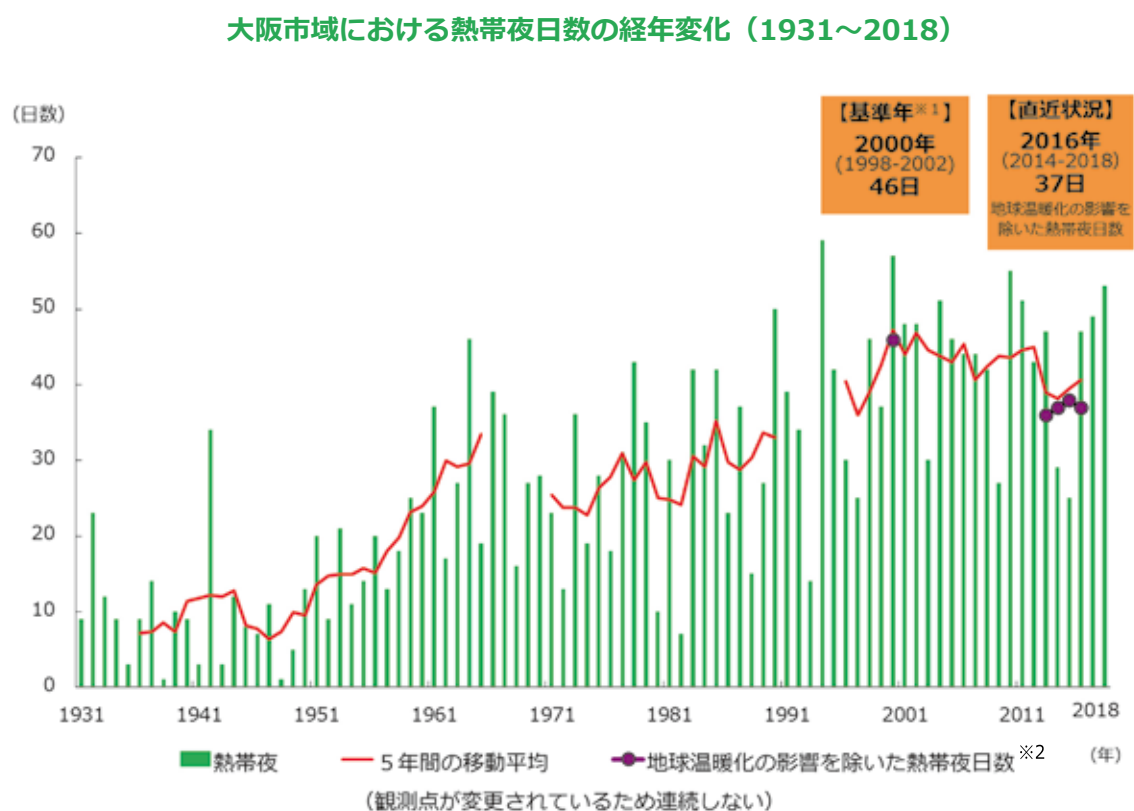
出典：「新・大阪市緑の基本計画」より作成

大阪市域では、100 年ほどの間で、年平均気温が約 2℃上昇したことが確認されており、地球温暖化とヒートアイランド現象※が影響していると考えられます。

熱帯夜日数については、増加傾向が続いていたものの、2000 年頃を境に傾向の転換が見られます。しかしながら、2018 年の夏は、東日本、西日本で記録的な高温となり、大阪市でも熱中症によると思われる救急搬送件数が過去最高を記録するなど大きな影響がありました。引き続き、平均気温や熱帯夜日数の動向などを注視していく必要があります。



出典：大阪管区气象台資料より作成



※1 「おおさかヒートアイランド対策推進計画」（2015 年 3 月策定）における計画目標の基準年。

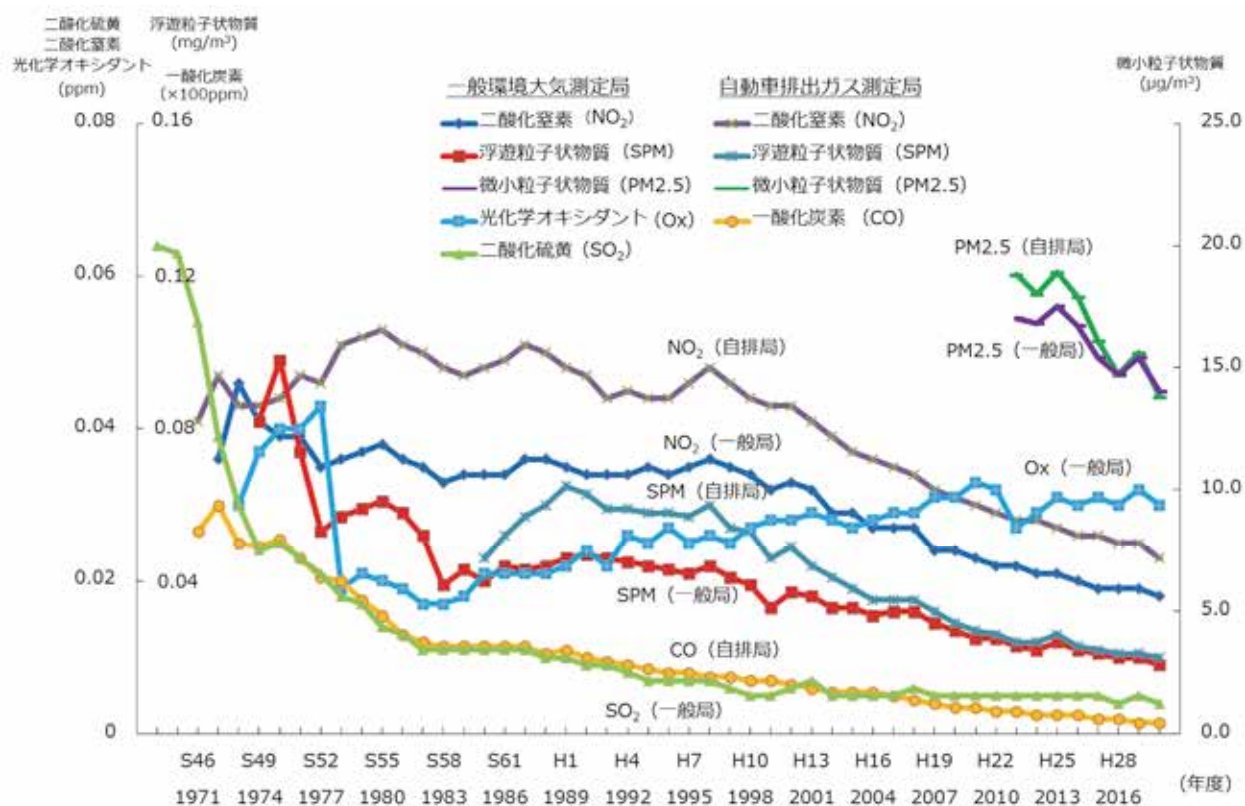
※2 「おおさかヒートアイランド対策推進計画」（2015 年 3 月策定）における評価方法により算出。

都市化の影響が少ない全国の 15 地点（2012 年までは 17 地点）における気温上昇（2000 年を基準として最低気温の差の傾きから算出）を地球温暖化による影響と想定し、各日最低気温から、この気温上昇分を除いた気温が 25℃以上となる日を熱帯夜の日として 5 年間の平均値を算出。地球温暖化による気温上昇分を差し引くことにより、25℃未満となる日があるため、実際の熱帯夜平均日数（折れ線）よりも少なくなる。

出典：大阪管区气象台資料、大阪市環境局調べ

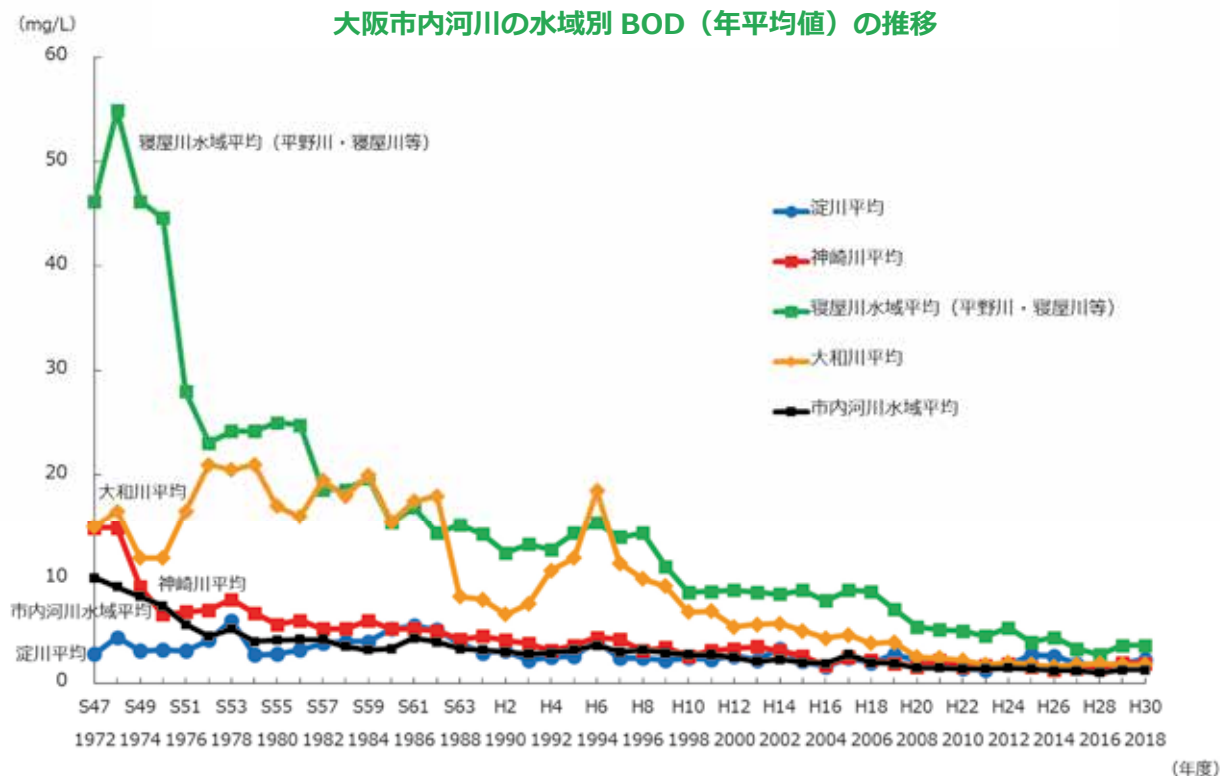
大気汚染や水質汚濁については改善の傾向が続いていますが、微小粒子状物質 (PM2.5) ※、光化学オキシダント※、地下水汚染、騒音については、環境基準が未達成となっています。

大阪市域における主な大気汚染物質濃度の経年変化



出典：大阪市環境局調べ

大阪市内河川の水域別 BOD（年平均値）の推移

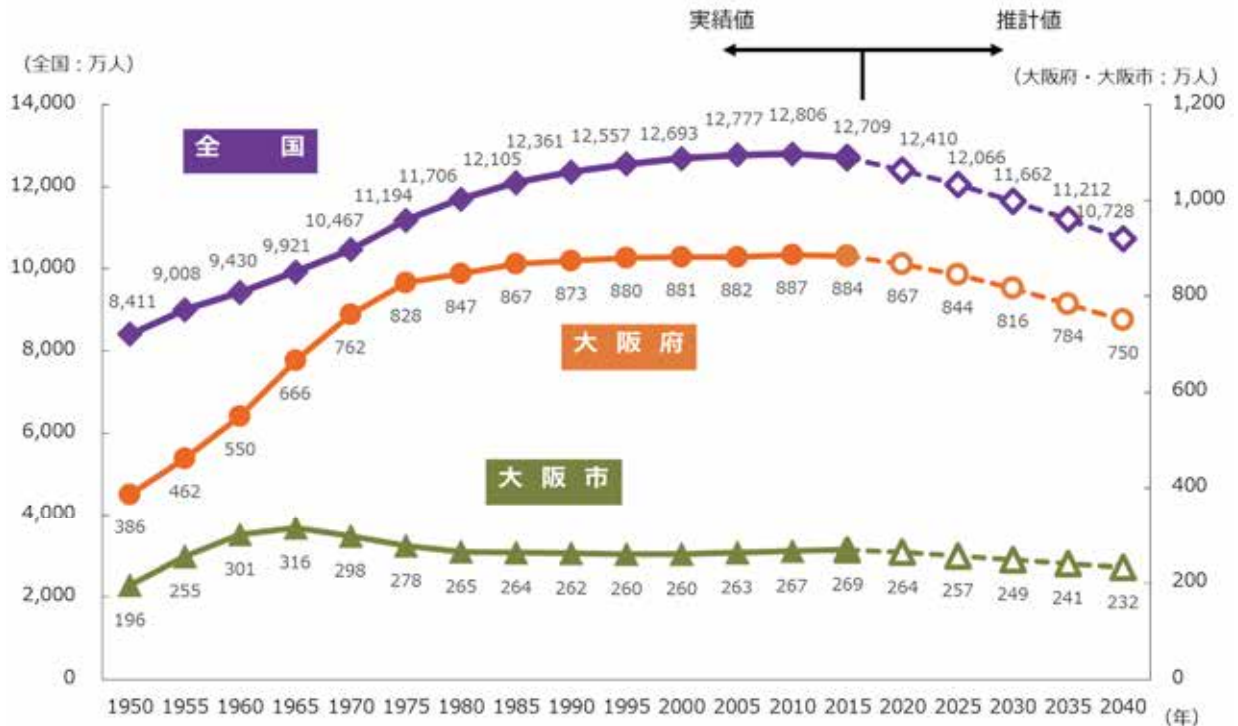


出典：大阪市環境局調べ

② 社会・経済の現状と課題

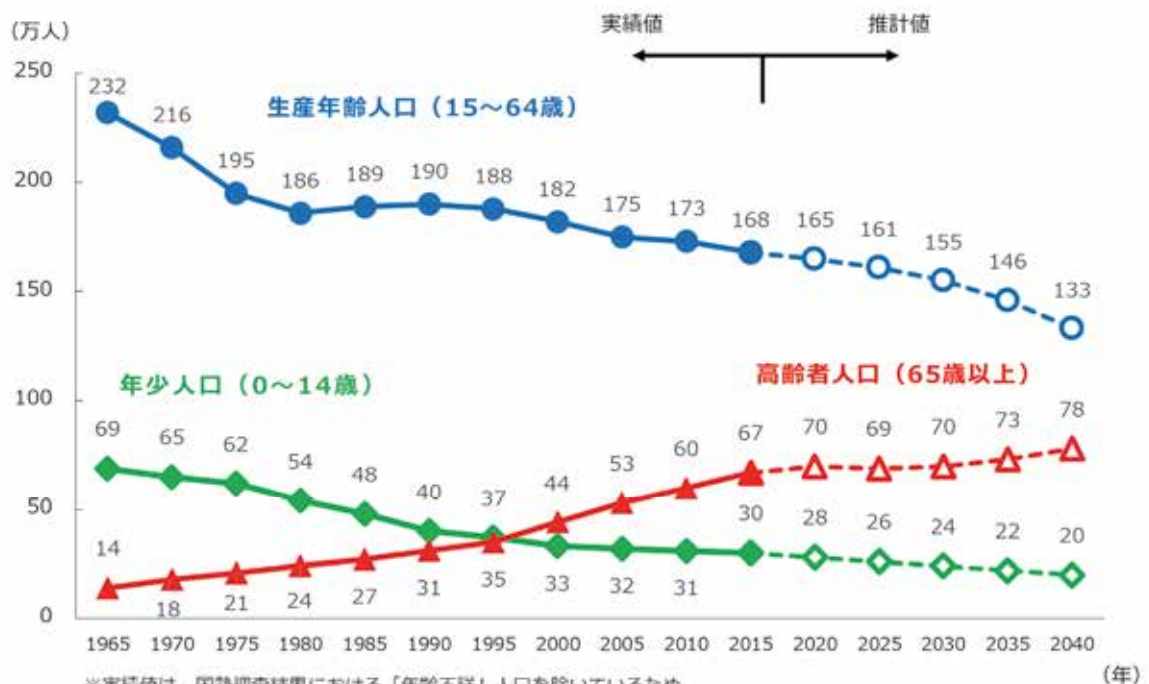
大阪市の人口は、都心回帰の影響を受けて近年増加傾向が続いていますが、今後は、少子化等の影響で減少に転じ、地域的な不均衡を伴いながら人口減少・高齢化が進展すると予想されています。人口減少・高齢化の進展に伴って、地域の経済やコミュニティの弱体化、災害弱者の増加など、経済・社会に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

人口総数の推移（全国・大阪府・大阪市）



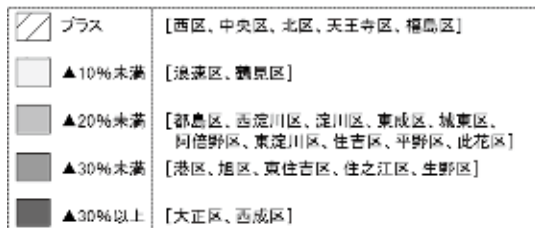
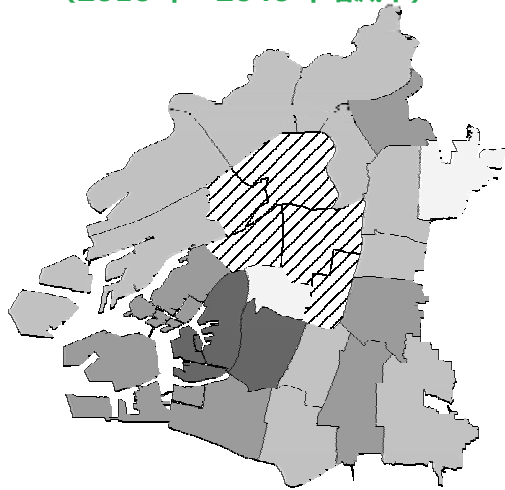
出典：「大阪市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）」より作成

年齢3区分別人口の推移（大阪市）

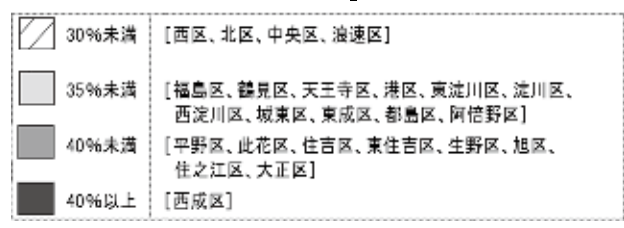
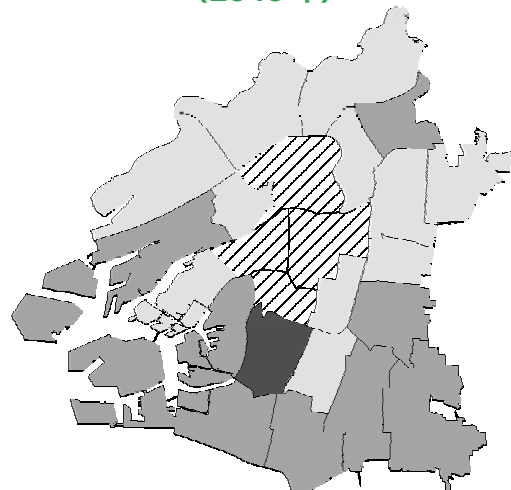


出典：「大阪市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）」より作成

大阪市の各区の総人口推移
(2010 年→2040 年増減率)



大阪市の各区の高齢化率
(2040 年)



出典：「大阪市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）」

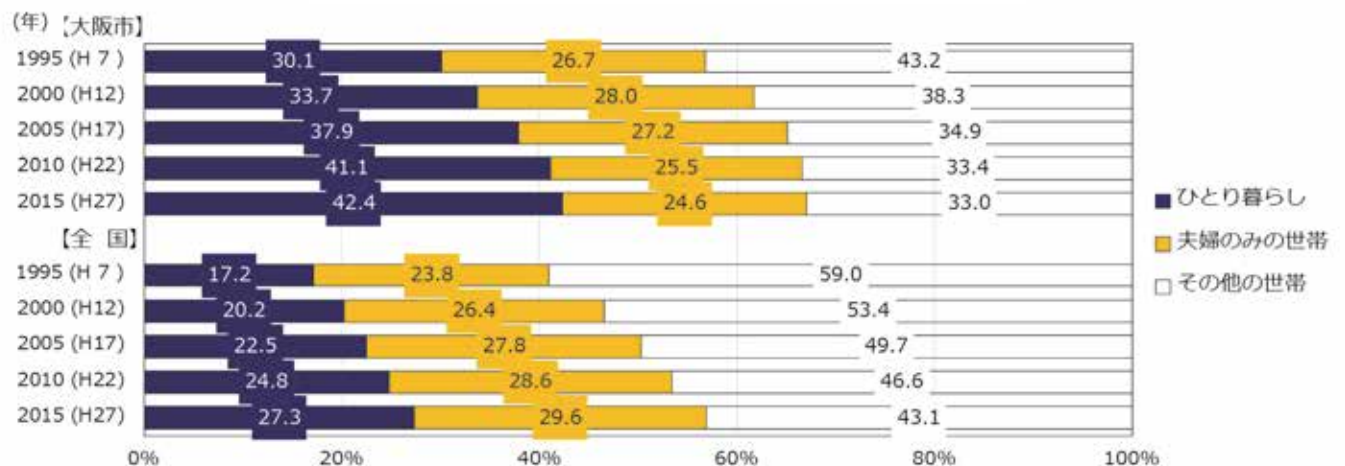
大阪市の将来推計人口（高齢者）



出典：「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(2018 (平成 30) 年度から 2020 (平成 32) 年度) 2018 (平成 30) 年 3 月」より作成

65 歳以上の人がいる世帯の状況の推移



出典：「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(2018 (平成 30) 年度から 2020 (平成 32) 年度) 2018 (平成 30) 年 3 月」より作成

バブル崩壊後の長期の経済低成長に伴い、大阪市は、税収の落ち込みや市債残高の増加など、危機的な財政状況に陥りました。そのため徹底した市政改革を推進し、市債残高が実質的な比較で減少を続けるなど一定の成果をあげてきました。

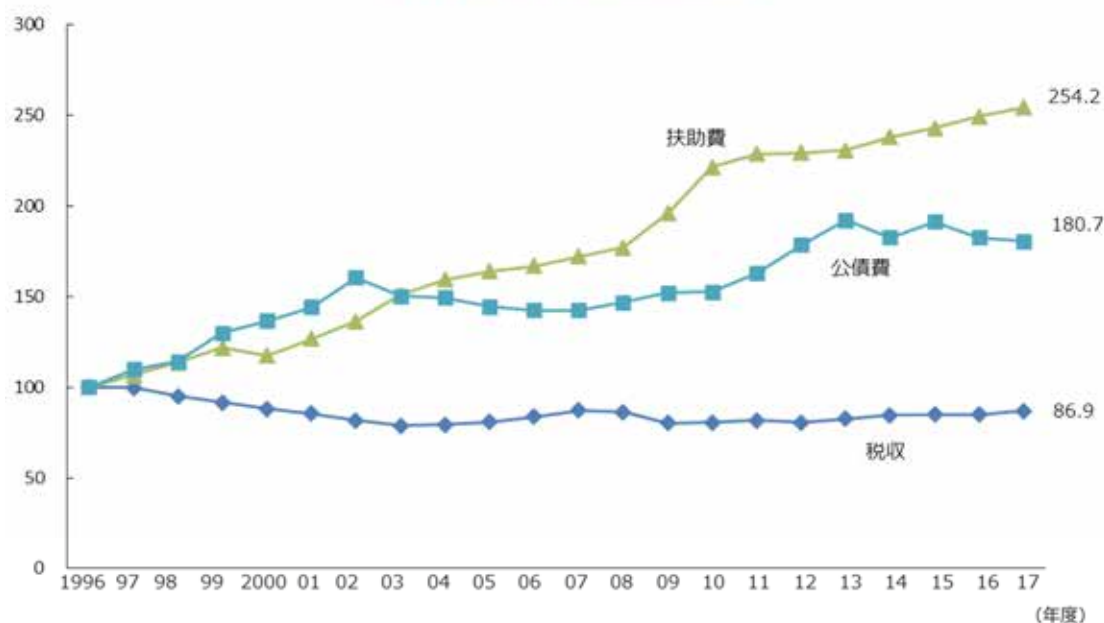
今後については、通常収支不足が一旦解消する見込みです。しかし、その後は、再び収支が悪化すると見込まれており、楽観視できない状況となっています。

大阪市の今後の財政収支概算（2019年2月版）



出典：大阪市「今後の財政収支概算（粗い試算） 2019（平成31）年2月版」より作成

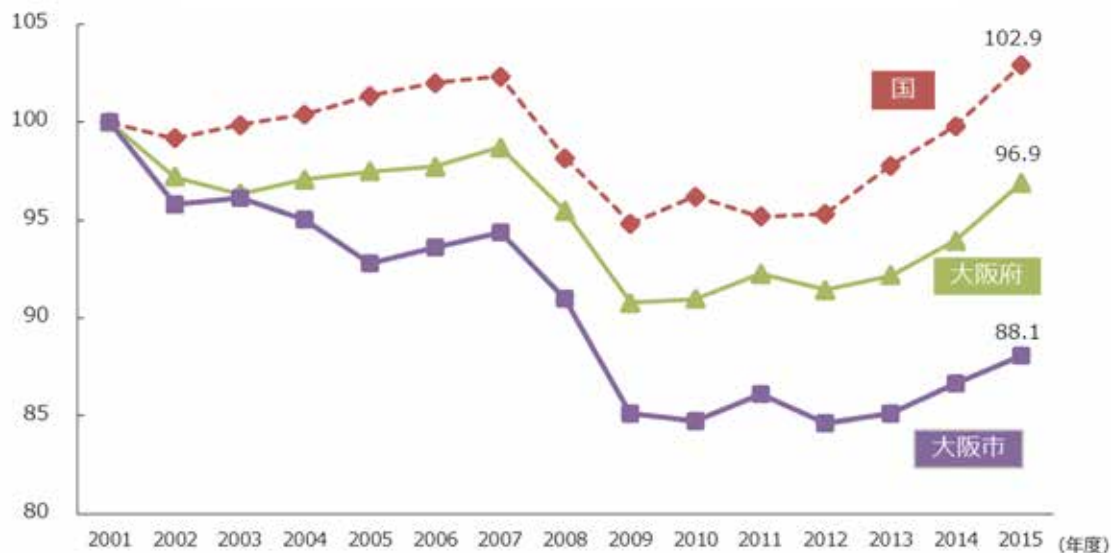
大阪市の税収・公債費・扶助費の推移 (1996年度を100とした場合)



出典：大阪市「平成31年度（2019年度）市政運営の基本方針」（平成31年2月）より作成

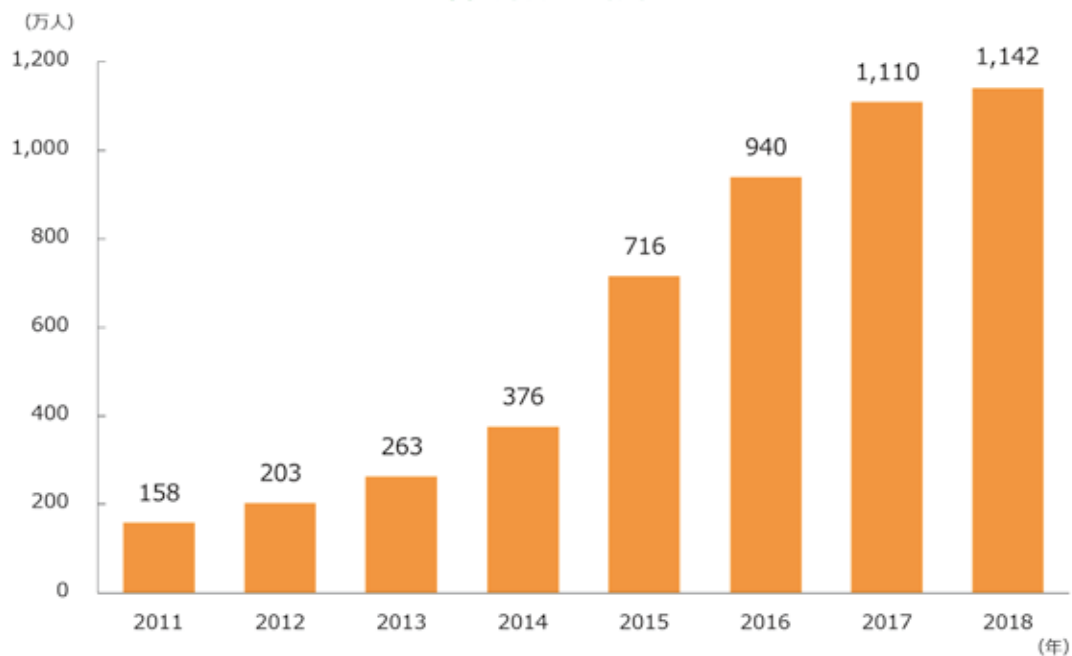
大阪経済は、全国シェア低下の傾向が続いています。そうした中で、明るい材料としてはインバウンド※が増加しており、大阪経済をけん引しています。

域内総生産（GDP：名目）の推移 (2001年度を100とした場合)



出典：大阪市「平成 31 年度（2019 年度）市政運営の基本方針 平成 31 年 2 月」より作成

来阪外客数の推移



出典：2019.7.23 大阪観光局プレスリリース資料（※）をもとに作成

※JNTO「訪日外客数」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」をもとに推計

第3項 直面している課題への対応

大阪市では、温室効果ガス[※]排出量やごみ処理量の削減が着実に進んでいますが、温暖化や海洋汚染など地球環境の悪化と「パリ協定[※]」など世界の動向を踏まえると、持続可能な社会の実現は容易ではなく、取組みを更に強化していくことが不可欠です。

また、大気汚染や水質汚濁など大阪市の都市環境は改善が進んでいますが、建築物中のアスベスト[※]や無害化処理が完了していないポリ塩化ビフェニル（PCB）[※]などの課題が依然として存在しています。さらに、地球温暖化とヒートアイランド現象[※]の影響が相まって、全国平均を上回る気温上昇が見られるなど、快適な都市環境の確保は引き続き重要な課題となっています。

さらに、大阪市では、2025年日本国際博覧会の開催のほか、うめきた2期区域のまちづくりや、なにわ筋線など鉄道ネットワークの充実、淀川左岸線延伸部など高速道路ネットワークの充実など、大規模な都市インフラ[※]の整備が目白押しとなっており、各事業において環境への配慮を図りながら、経済・社会・環境の統合的向上につなげていくことが重要となっています。

今後は、少子高齢化がさらに進み、人口も減少に転じると見込まれており、年齢構成や人口の増減で区ごとの格差が拡大していくと見込まれています。このような人口の動向は、高齢単身世帯の増加や、地域経済・コミュニティの弱体化、財政への影響など、経済や市民生活などさまざまな分野で、大きな影響を及ぼすものと考えられます。

大阪市は、国内外の動向と直面している諸課題に的確に対応し、経済・社会・環境の調和のとれた持続可能な発展をめざしていく必要があります。

第2節 計画の方向性

第1項 ビジョン

SDGs 達成に貢献する環境先進都市

SDGs[※]達成に貢献し、安心・快適な環境と活力ある経済・社会が好循環し、地球環境に貢献する環境先進都市



第2項 目標

【すべての主体の参加と協働】のもと、環境施策の3本柱として【低炭素社会[※]の構築】【循環型社会[※]の形成】【快適な都市環境の確保】に取り組み、【地球環境への貢献】を果たしていくことによって、「SDGs[※]達成に貢献する環境先進都市」をめざします。目標のめざすところとその達成状況を分かりやすく示すものとして、下記の指標を設定します。

【低炭素社会の構築】

- 2030年度の大阪市域からの温室効果ガス[※]排出量を2013年度比で30%削減。

【循環型社会の形成】

- 2025年度の大阪市のごみ処理量を84万トンに削減。
- 2025年度のワンウェイのプラスチック（容器包装等）を2005年度比で25%排出抑制（リデュース）する。

【快適な都市環境の確保】

- 2030年度に自然や生き物を身近に感じる市民の割合を50%とする。
- 2025年度末の緑被率約10.4%（2012年度値）を維持もしくはそれ以上を達成。
- 2025年の地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を2000年より3割減らす。
- 大気環境、水環境、ダイオキシン類[※]、騒音にかかる国の環境基準を達成。

ただし、二酸化窒素については、環境基準^{*}の達成を維持し、さらに1時間値の1日平均値0.04ppm以下をめざす。

（国の環境基準を上回る大阪市環境保全目標を設定）

また、非メタン炭化水素については、午前6時から9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下をめざす。

（光化学オキシダント[※]については全国的に環境基準未達成であることなどを踏まえ、その要因物質の一つである非メタン炭化水素について大阪市環境保全目標を設定）

- 土壌については、土壌汚染による人への健康影響がないこと。

* 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることでないよう努めるものとする。

環境基本計画における目標

施策の体系		目標項目		目標水準		直近の状況※ ¹		目標を定めている計画等		
低炭素社会の構築		温室効果ガス排出量		2030年度	2013年度比で30%削減	2017年度	9.7%削減	大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕		
循環型社会の形成		ごみ処理（焼却）量		2025年度	84万トン	2018年度	93万トン	大阪市一般廃棄物処理基本計画		
		ワンウェイのプラスチック（容器包装等）排出量		2025年度	2005年度比で25%削減	2018年度	17%削減	大阪市プラスチック削減目標		
快適な都市環境の確保	自然との共生・生物多様性保全の推進	自然や生き物を身近に感じる市民の割合		2030年度	50%	2018年度	30.4%	・目標項目は、大阪市生物多様性戦略 ・目標水準は、大阪市環境基本計画		
		緑被率		2025年度末	2012年度の緑被率約10.4%を維持もしくはそれ以上	2012年度	約10.4%	新・大阪市緑の基本計画		
	ヒートアイランド対策の推進	地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数（5年移動平均）※ ²		2025年（2023～2027）	2000年（1998-2002）の46日より3割減らす	2016年（2014～2018）	37日	おおさかヒートアイランド対策推進計画		
	都市環境の保全・改善の取り組み	大気環境	二酸化窒素		環境基準の達成を維持し、さらに1時間値の1日平均値0.04ppm以下をめざす。	2018年度	一般局※ ³	13／13（100%）	環境基本法に基づく国の環境基準	
							自排局※ ³	11／11（100%）		
			浮遊粒子状物質				環境基準を達成する。	一般局	11／13（85%）	大阪市環境基本計画（0.04ppm以下）
								自排局	6／11（55%）	
			微小粒子状物質					一般局	14／14（100%）	環境基本法に基づく国の環境基準
								自排局	9／9（100%）	
			光化学オキシダント※ ⁴					一般局	5／7（71%）	環境基本法に基づく国の環境基準
								自排局	3／5（60%）	
		非メタン炭化水素		一般局	0／13（0%）	大阪市環境基本計画				
				自排局	0／2（0%）					
		水環境	河川	全河川のBOD	環境基準を達成する。	2018年度	38／38（100%）		環境基本法に基づく国の環境基準	
			海域	海域のCOD			9／9（100%）			
			人の健康の保護に関する環境基準達成状況※ ⁵				36／36（100%）			
		ダイオキシン類	大気		環境基準を達成する。	2018年度	3／3（100%）		ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の環境基準	
			水質			2018年度	河川	21／21（100%）		
							海域	2／2（100%）		
			底質			河川	21／21（100%）			
						海域	2／2（100%）			
			地下水質			2018年度	1／1（100%）			
		土壌		2／2（100%）						
	騒音	自動車騒音		環境基準を達成する。		2017年度	94.5%	環境基本法に基づく国の環境基準		

※¹ 都市環境の保全・改善の取り組みにおける状況の○／○は、目標水準達成地点数／測定地点数を表示しており、（）内は目標水準達成率を示している。

※² 5年移動平均とは、その年及び前後2か年を含めた5か年の平均値。地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数については、P15を参照。

※³ 一般局とは、一般環境大気測定局のこと。自排局とは、自動車排出ガス測定局のこと。

※⁴ 全国的にも環境基準達成率が極めて低い水準（2017年度は達成率0%）となっており、国は光化学オキシダントの改善傾向を評価するための指標の検討を行うとともに、越境大気汚染への対策や科学的知見の充実等を図ることとしている。大阪市は発生源対策を通じて環境濃度の改善をめざす。

※⁵ 水環境（人の健康の保護に関する環境基準）については、自然的要因（例：海水の影響）による環境基準の超過は除く。

第3項 ビジョン、目標についての考え方

計画に掲げたビジョン、目標を実現・達成していくためには、大阪市行政の施策だけではなく、市民や事業者、国などによる取り組みも不可欠であり、このビジョン・目標を各主体と共有していきます。

計画の体系の概念図



第3章

基本的な施策の体系

- 第1節 低炭素社会の構築
- 第2節 循環型社会の形成
- 第3節 快適な都市環境の確保
- 第4節 地球環境への貢献
- 第5節 すべての主体の参加と協働

第3章 基本的な施策の体系

第1節 低炭素社会※の構築

主な SDGs のゴール



地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定※」がめざす「今世紀後半に温室効果ガス※排出量の実質ゼロ」を達成していくためには、CO₂の排出量を大幅に削減していくことが必要です。

そのために、新たな技術や設備・機器の導入、ライフスタイルの変革などを促しながら、徹底した省エネ、再生可能エネルギー※や未利用エネルギー※等の活用を積極的に進めるとともに、低炭素型の交通システムへの変革・まちづくりを推進することにより、市域における温室効果ガス排出量の削減をめざすほか、CO₂の吸収を増加させる対策として国産木材の利用拡大を図ります。

また、最大限の取組みを行ったとしても、当面は温暖化が進行すると予測されています。そのため、気候変動※による影響を回避、軽減する適応策についても着実に進めていきます。

これらの取組みにより、エネルギー利用の効率化や気候変動対策に加えて、経済成長や持続可能な新たなイノベーションにつなげ、SDGs※の達成に貢献します。

第1項 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用

太陽光発電などの再生可能エネルギーを有効利用するほか、ごみ処理や下水処理に伴って発生する未利用エネルギーなどの活用を図ります。

● 再生可能エネルギーの活用

太陽光は再生可能エネルギーの中でも潜在的な利用可能量が多いとされているため、太陽光発電設備の設置拡大に取り組みます。

また、温度差エネルギー※などその他の再生可能エネルギーの徹底活用に向けた検討を進めます。

さらに、大阪府と共同で設置した「おおさかスマートエネルギーセンター」において、創エネ・蓄エネに関する情報提供や相談・アドバイスをワンストップで行い、再生可能エネルギーの活用拡大を図ります。



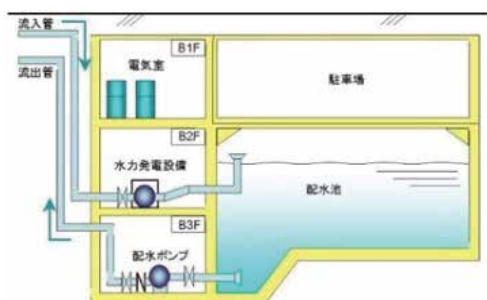
夢洲メガソーラー



屋上に設置した太陽光発電設備

- 都市インフラ※等における未利用エネルギー※の活用

革新的技術の活用により、ごみ焼却工場や下水処理場、河川、水道施設などの都市インフラ等における未利用エネルギーについて一層の活用を図ります。



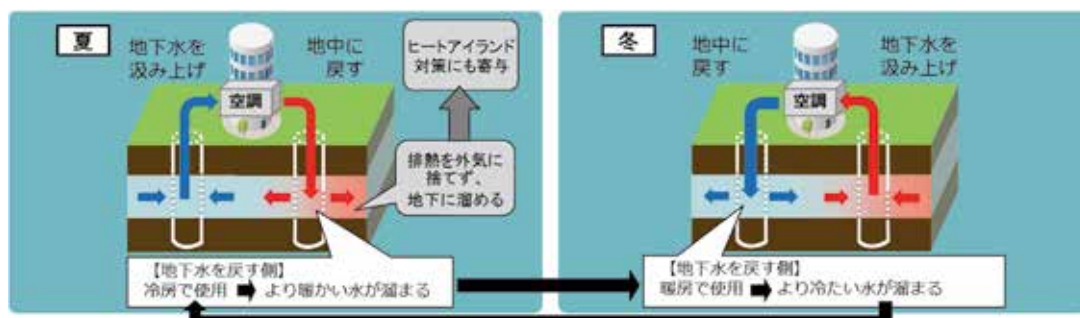
小水力発電のイメージ



長居配水場の水力発電設備

- 帯水層蓄熱※の活用

熱需要の高い建物が集中し、地下には豊かな帯水層に恵まれている大阪市の地域特性を活かし、帯水層蓄熱の活用を図ります。



帯水層蓄熱利用のイメージ

- 水素エネルギーの活用

水素・燃料電池関連産業の集積や一大需要地という大阪市の特性を踏まえて、産学官が連携し、需要拡大につながる新規プロジェクトの創出や、社会受容性向上のための啓発などを通じて、水素社会の実現に取り組みます。



FC（燃料電池）バス
体験乗車会



FCV（燃料電池自動車）体験試乗会



メーカーによる水素教室

第2項 徹底した省エネルギーの推進

エネルギー利用の効率化や電力需要の平準化に取り組むとともに、市民、事業者・経済団体、環境 NPO/NGO などのご協力のもと、省エネや CO₂ 排出量の削減に向けた取組みを推進します。

● 事業者における省エネ対策

「おおさかスマートエネルギーセンター」を通じて、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）※やコージェネレーション※システムの導入効果等、省エネ・節電に関する情報提供や相談・アドバイスをワンストップで行います。

また、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステム（EMS）※として環境省が策定したエコアクション21※の普及拡大に取り組むなど、事業者による自主的な省エネや CO₂ 排出量の削減を促進します。



おおさかスマートエネルギーセンター
による事業者向けセミナーの様子

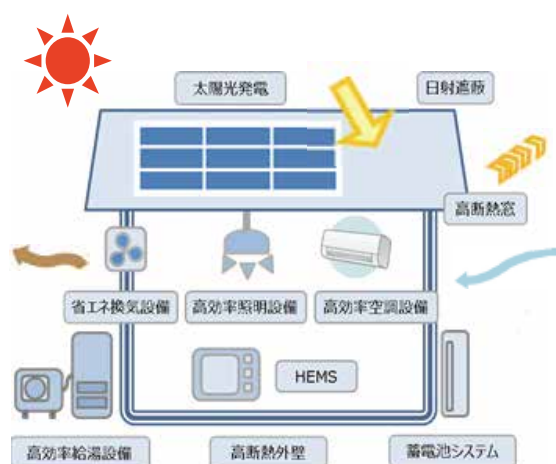
● ライフスタイルの変革

環境教育・学習を通じて環境に配慮したライフスタイルへの変革を促すほか、行動科学の知見を応用し、情報伝達等によって自発的な環境配慮行動を促進する手法（ナッジ※）について幅広く適用可能性を検討し、導入に向けて取り組みます。

● エコ住宅、ZEB※・ZEH※の普及促進

省エネ性能に優れた設備などを備えた住宅を「大阪市エコ住宅※」として認定し、エコ住宅の普及を促進するとともに、既存分譲マンションにおける勉強会などに専門家を派遣し、省エネ改修を促進します。

2020 年までに新築公共建築物等で、2030 年までに新築建築物の平均で ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現をめざす国のエネルギー基本計画を踏まえ、市設建築物においても ZEB 化に向けた取組みを進めるとともに、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及を図ります。



ZEH のイメージ

● VPP の推進

点在する設備を IoT※により一括制御し、電力需給を調整することで、あたかも 1 つの発電所（仮想発電所）のように機能させる VPP（バーチャルパワープラント）の実用化に向けて研究に取り組みます。

第3項 低炭素型の交通システムへの変革

運輸部門における CO₂の排出削減を図るため、公共交通の整備拡充・利用促進に取り組みます。

- 公共交通の整備と利用促進

2031 年の開業をめざしてなにわ筋線の整備を進めるなど、鉄道の利便性の向上に取り組むほか、公共交通の整備を促進し、過度な自動車交通の抑制を図ります。

- 自転車の活用促進

身近な交通手段である自転車の活用による環境負荷の低減や災害時の交通機能の維持等を目的とした自転車活用推進法を踏まえて、自転車通行空間の整備や駐輪場の確保などに取り組み、自転車の活用を促進します。



自転車通行空間の整備

- エコカーの普及促進

公用車へのエコカー導入に取り組むとともに、市関連施設をはじめ市内における EV（電気自動車）用充電施設の設置拡大に取り組みます。

また、FCV（燃料電池自動車）についても、水素ステーションの設置拡大に向け、未利用地情報などを民間事業者などに情報提供するとともに、規制緩和や必要な財源措置などを国に働きかけます。



EV（青色防犯パトロール車）

- エコドライブの促進

低燃費で安全なエコドライブを促進するため、関係機関と連携して普及啓発を行います。

- 道路交通の円滑化

自動車交通の円滑化に向けて道路の整備や改良を行うとともに、公営・民間の駐車場の情報提供など、官民連携による効果的な駐車対策を推進します。

第4項 低炭素型のまちづくり

高密度に開発が進んだ都市において CO₂の大幅な排出削減を進めていくため、街区レベルで再生可能エネルギー※・未利用エネルギー※の活用や高効率なエネルギー利用、エネルギーの最適利用などに取り組みます。また、オフィスや商業系ビルの建替え時をとらえ、大規模な省エネを図るほか、規制や誘導策・インセンティブを活かし、建築物の低炭素化を促進します。

- 建築物の環境配慮

市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の良好な環境を確保するため、快適で環境に配慮した建築物の普及を図ります。

● 低炭素型都市の拠点形成

「うめきた（大阪駅北地区）」、「中之島地区」、「夢洲・咲洲地区」、「御堂筋周辺地区」を低炭素型都市に向けたモデルエリアと位置づけ、地域の特性を活かした低炭素型のまちづくりに取り組みます。

〔うめきた（大阪駅北地区）〕

1 日約 250 万人が乗降する西日本最大のターミナルである立地特性を活かし、水都大阪を象徴する水と多様な緑のネットワークと先進の技術を取り入れ、大阪の顔となる都市環境を創出します。

「未利用エネルギー※の活用」、「超低炭素」、「BCP※連携拠点」など、大阪らしさを活かした創蓄省エネ※モデルの構築や、周辺地域をも支える強靱なエネルギーインフラ※の整備をめざします。



うめきた

〔中之島地区〕

水・緑等の自然を有する特性を活かし、遊歩道の整備などを進めるとともに、地区内の主な企業により、効率的なエネルギーの活用やヒートアイランド対策など環境に配慮したまちづくりが進められています。未利用エネルギーの活用を図るとともに、エリア全体のエネルギー最適化や、段階的な開発に対応する取り組みを推進し、地域の更なる環境性の向上に努めます。なお、2021 年度に開館を予定している大阪中之島美術館では、河川水を利用した地域冷暖房システムを導入する予定です。



中之島

〔夢洲・咲洲地区〕

メガソーラー発電事業や、リユース蓄電池※を用いた VPP（バーチャルパワープラント）実証事業など、「夢洲まちづくり構想」（平成 29 年 8 月 4 日・夢洲まちづくり構想検討会）に掲げる脱炭素の地産地消エネルギーシステムの具体化を図り、新たなエネルギービジネスの創出に取り組みます。

さらに、2025 年日本国際博覧会を「持続可能な開発目標（SDGs）※」の達成に貢献する環境技術のショーケースと位置づけ、環境・エネルギー分野における先進技術・システムの導入を積極的に検討します。



博覧会会場鳥瞰図（提供：経済産業省）

〔御堂筋周辺地区〕

市内中心部の業務集積地区である特性を活かし、平時の省エネルギー・低炭素化と災害時のエネルギー安定供給確保を両立した業務継続地区の構築をめざして、自立分散型電源の導入と建物間を繋ぐネットワーク化によるエネルギーの面的利用※を促進します。



御堂筋

● 環境・エネルギー産業の振興

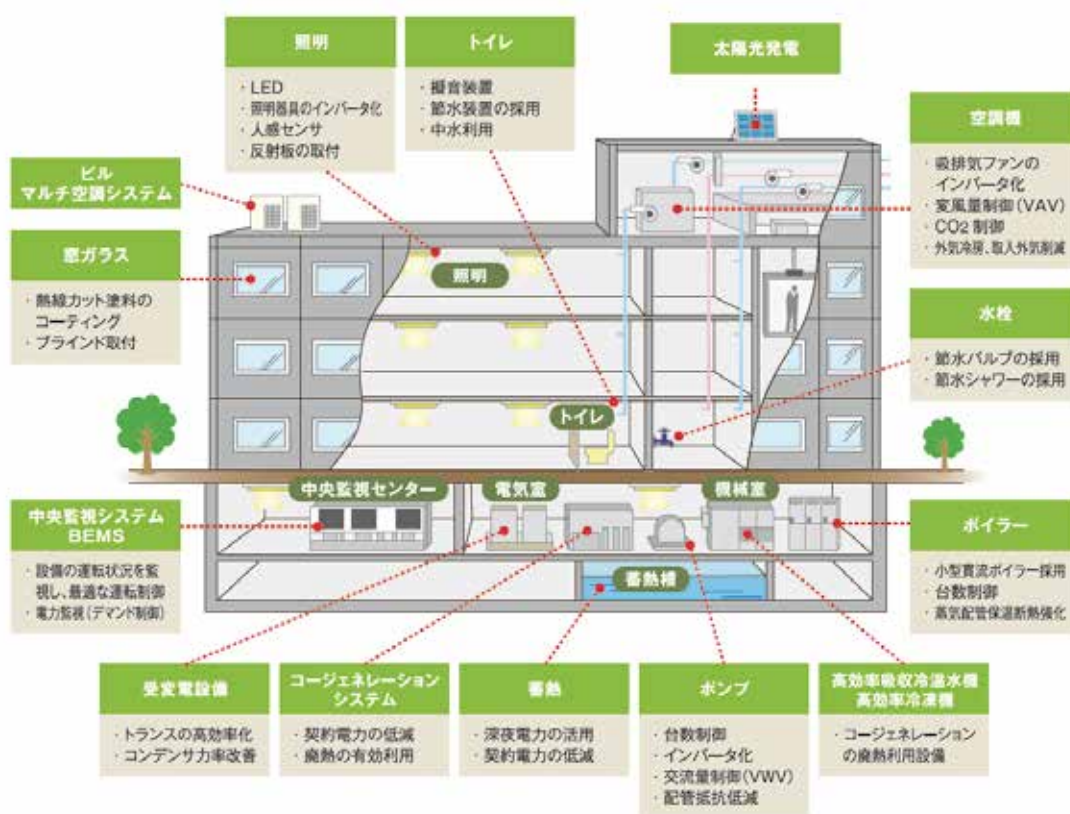
大阪市をはじめとする関西エリアには、公害対策やごみ処理・水処理などの環境対策を進める中で蓄積された様々な環境技術に強みをもつ企業が多く立地しています。このような特性を活かし、官民連携による環境技術の需要創出やショーケース化を進め、環境・エネルギー産業の振興を図ります。

また、今後の新たなエネルギー・低炭素技術等の開発に向けては、AI[※]や IoT[※]をはじめ、これまで以上に多様な技術やバックグラウンドをもつ企業の交流・連携が重要となることから、ナレッジキャピタル[※]をはじめとしたオープンイノベーション[※]拠点の活用を図るとともに、実証フィールドの提供等に取り組めます。

● 公共施設における対策の推進

屋上緑化等により、遮熱・断熱性能を高めるなど環境に配慮した公共施設の整備に努めるとともに、空調機の更新と合わせて比較的大規模な施設で実施している ESCO 事業[※]の導入を引き続き推進します。

● ビル設備のESCO例



出典：一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会「新版 ESCO のススメ」（2017 年 1 月）

● 民間開発における環境配慮の促進

都市再生特別地区において、屋上緑化・エネルギーの面的利用[※]や省エネ・省資源など、地球環境に配慮した幅広い取組みを公共貢献要素として評価し、容積率等の緩和を認める都市計画手法を活用することにより、民間開発における環境配慮を促進します。

第5項 CO₂吸収源に関する取組み

国の温室効果ガス[※]削減目標の達成や世界の温暖化対策に貢献するため、森林によるCO₂吸収を増加させる対策に取り組めます。

- 国産木材の利用拡大

森林環境譲与税[※]を活用し、公共建築物等における国産木材の利用拡大に取り組めます。

第6項 気候変動[※]への適応に関する取組み

温室効果ガスの排出を抑制する取組み（緩和策）が世界的に進められてきましたが、最大限の取組みが行われたとしても、当面は温暖化が進行すると予測されています。

そのため、気候変動により生じる、もしくはすでに生じている避けることのできない影響に対して、自然や社会のあり方を調整することで被害を回避、軽減する取組み（適応策）が重要であるとの認識が国際的に広がっており、大阪市においても適応策の取組みを進めます。

- 水環境や水資源に関する取組み

大阪市域の水環境のモニタリングを実施し、現状の把握と情報発信を行います。また、水道原水の水質に影響を及ぼさないよう、広域での水質のモニタリングを行うとともに、水道水の水質検査結果の信頼性を保証するための品質管理システムの運用を行います。



水質の調査

- 自然生態系に関する取組み

都市の緑や生物に関する調査・研究や、大阪市内の在来種への影響等の研究に取り組むとともに、それら成果について市民等への情報提供に取り組めます。



天王寺動物園における企画展の様子

- 健康に関する取組み

暑熱による生活への影響を軽減する取組みの推進として熱中症予防を図るため、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等について、市民・事業者への情報提供を行うほか、短期的に効果が現れやすい人の健康への影響等を軽減する取組みを推進します。

- 災害対応への取組み

浸水想定地域や避難に関する情報を市民・事業者提供するとともに、関係機関と連携して地下鉄や地下街など地下空間における浸水対策に取り組めます。



おおさか防災ネット（大阪市 HP）

● グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）※の推進

グリーンインフラの概念の浸透を図り、自然環境への配慮を行いつつ、浸水被害の防止・軽減やヒートアイランド現象※の緩和など自然環境が有する機能の活用拡大を図ります。

グリーンインフラの例



都市環境改善に資する緑化
(なんばパークス)
(提供：南海電気鉄道株式会社)



軌道敷緑化
(阪堺電車)

【低炭素社会の構築】『私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること』

- ▶ エアコンの設定温度に気を付けます。 (豊崎本庄小学校 1 年生)
- ▶ テレビを長い時間見ないようにしたり、点けっぱなしにしません。 (野田小学校 3 年生)
- ▶ ガソリンを使わない自動車やバイクなども作りたい。 (神路小学校 3 年生)



第2節 循環型社会※の形成

主な SDGs のゴール



大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源が枯渇するとの懸念や生態系の危機、温室効果ガス※の排出による地球温暖化など、様々な問題を引き起こしています。

大阪市では、過去のピーク時に比べると、ごみ処理量は大きく減少していますが、今後とも、ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進していくことにより、さらなるごみ処理量の削減をめざすとともに、安心で効率的な行政サービスを提供していきます。

これらの取組みにより、循環型社会の形成を進め、プラスチックごみによる海洋汚染への対策にもつなげるなど、SDGs※の達成に貢献します。

第1項 2Rを優先した取組みの推進

「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3Rのうち、優先順位の高い2R（Reduce＝発生抑制、Reuse＝再使用）の取組みが重要です。

ごみの減量のためには、市民・事業者の自主的な取組みが必要であることから、各主体による取組みを促進するとともに、2R、なかでもごみの発生抑制を最優先に、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換をめざします。

● 市民・事業者への普及啓発

大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー※）や地域と連携し、わかりやすい普及啓発を実施するとともに、ICTを活用した情報発信や環境教育の推進、事業者向けのセミナーの開催などを通じて、生ごみの減量をはじめ、マイバッグの携帯やマイボトルの利用等、ごみの発生・排出抑制に取り組みます。

また、シェアリングやリユースは、資源を社会全体で有効活用することで、環境負荷の低減につながることから、普及啓発等の取組みを行います。

● 生ごみの減量

手つかず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」を削減するとともに、食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、排出時の「水きり」を実践する「生ごみの3きり運動※」を推進します。

また、フードドライブ※を実施するとともに広報紙やホームページ等を活用した啓発活動を実施します。



ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

さらに、「大阪市食べ残しゼロ推進店」の登録店舗拡大や、事業者との『『食べ残しゼロ』の推進に関する連携協定』に基づいて、飲食店等における食品ロスの削減を図ります。

- 区ごとの減量目標設定

区ごとにごみ減量目標を設定し、その達成に向け、地域の特性を考慮しながら、ごみ減量の取組みを推進します。

- 「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組み

2019年1月に大阪市・府で行った「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、市民・事業者と連携しながら使い捨てプラスチックの更なる削減などに取り組みます。



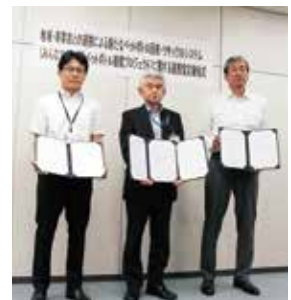
おおさかプラスチックごみゼロ宣言式

第2項 分別・リサイクルの推進

家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正区分・適正処理のさらなる徹底を図るため、市民・事業者の皆さんとの連携・コミュニケーションの活性化に努めて、引き続きごみの分別・リサイクルの取組みを進めます。

- 家庭系ごみ対策

「地域・事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステム」を構築し、ペットボトルの資源循環をより一層推進するなど、市民による資源集団回収※やコミュニティ回収※の活性化を図るとともに、ごみゼロリーダー※等と連携した普及啓発により、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類等の分別排出・リサイクルの徹底を図ります。



みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト実施に関する事業連携協定（2019年6月）

- 事業系ごみ対策

事業者に対して、ごみ減量・リサイクルの推進、一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理を求めるとともに、焼却工場へ搬入禁止となっている資源化可能物について、リサイクルルートへの誘導を行います。

さらに、多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者・管理者に対しては、立入検査による減量指導や表彰などを実施し、事業系ごみの削減を図ります。



事業系ごみ適正処理ハンドブック

- 福祉施策との連携

使用済小型家電の再資源化にあたり、障がい者福祉施設との連携を行い、障がい者の就労機会の拡充を図ります。

第3項 環境に配慮した適正処理

ごみ処理のあらゆる過程において、環境への負荷の低減を図ります。

- 産業廃棄物処理業者への適正指導

産業廃棄物の運搬・処分に関わる事業者に対して、法令等の規定に基づき、産業廃棄物の適正処理に向けた指導を行います。

- 廃棄物のもつエネルギーの活用や環境配慮

ごみの焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーを有効活用するとともに、適切な施設運営・整備を行うことにより環境に配慮した処理体制を維持するよう、大阪広域環境施設組合との緊密な連携に努めます。

また、剪定枝等の民間施設でのリサイクルを進めるなど、焼却するごみの減量や、ごみ収集車にエコカーを使用するなど、温室効果ガス[※]の排出抑制・低公害化に努めます。



舞洲工場
(提供：大阪広域環境施設組合)

- 3Rの推進に係る検討

容器包装リサイクル制度について、国等への働きかけを行うとともに、コストと効果のバランスを勘案したあり方について調査・研究を行います。

第4項 ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり

家庭ごみの収集に市域をくまなく回っている強みを活かし、安心なまちづくりにつなげます。

- 行政サービスの効率化

家庭系ごみ収集輸送業務については、引き続き民間委託の拡大を推進するほか、さらなる「経費の削減」、「市民サービスの向上」に取り組みます。

- きめ細かな行政サービスの提供

高齢者世帯や障がい者世帯を対象に、職員がご家庭までごみの収集に伺い、声をかける「ふれあい収集サービス」や、お約束した曜日にごみが出されていない場合には、あらかじめ登録いただいた連絡先に安否確認の通報を行うなど、きめ細やかなサービスの提供に取り組めます。

- 災害廃棄物の処理体制の構築

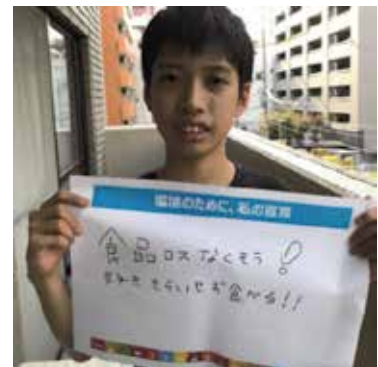
大規模災害時に、環境事業センターが地域における廃棄物処理のコントロールタワーとしての機能を果たしつつ、適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分できる体制を、大阪広域環境施設組合等と連携して構築します。



災害発生時ごみ処理リーフレット

【循環型社会の形成】『私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること』

- ▶ いらなくなったおもちゃや、洋服を譲ったり、制服を譲ってもらったりします。
(今福小学校4年生)
- ▶ 分別・循環を徹底し、余計なものは買いません。
(公募による意見)
- ▶ 買い物に行く時はエコバッグを持っていき、むやみに買い物をしません。
(深江小学校4年生)
- ▶ 好き嫌いを減らしたり、レストランでは、食べられるだけ注文します。
(清明丘南小学校3年生)
- ▶ 火や水を大切にする「エコクッキング」は環境にやさしいと思います。
(都島小学校5年生)
- ▶ 自分のごみは持ち帰るか、ごみ箱に捨てます。
(関目小学校1年生)



第3節 快適な都市環境の確保

主な SDGs のゴール



市民生活や都市活動が活発、かつ高密度に展開されている大阪市において、健康で安心した生活を送ることができる、快適な都市環境を確保していくことは常に重要な課題です。

大阪市では、これまで大気汚染や水質汚濁、地盤沈下などの公害対策や、ヒートアイランド対策、緑化の推進など、快適な都市環境づくりを進めてきました。その結果、大阪市の環境は大きく改善されてきましたが、ダイオキシン類[※]やポリ塩化ビフェニル（PCB）[※]などの課題とともに、技術革新に伴って脅威となる新たな化学物質の影響についても的確に把握し、そのうえでリスクを回避することが求められます。

また、私たちの暮らしは、安定した気候やきれいな空気・水、豊かなみどりなど自然や生き物の恵みによって支えられています。今後も快適な都市環境を確保していくために、生物多様性[※]の保全など自然との共生を進めるとともに、ヒートアイランド対策や都市環境保全の取組みを進めます。

これらの取組みにより、生物多様性の保全や、健康で快適な住みやすいまちづくりにつなげ、SDGs[※]の達成に貢献します。

第1項 自然との共生・生物多様性保全の推進

都市において、最も身近に感じられる自然である水辺空間や緑地は、人々に潤いと安らぎを与える貴重な空間であるほか、生き物の生息・生育空間となっています。また、河川は、天神祭の船渡御が執り行われるなど、歴史的・文化的に重要な役割も果たしています。こうしたことから、水辺空間や緑地といった自然の保全と創造に取り組む必要があります。

また、都市化が高密度に進む大都市で暮らす私たちも多様な生き物の恩恵を受け、他の生き物とのつながりの中で生きていることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組みを進めていくことが必要です。

● 生物多様性の保全

身近なところで自然体験や生物を発見する取組みを進めます。また、「生物多様性ホットスポット」等の市内の貴重な自然、都市公園、民有地の緑地など生き物が生息・生育する空間を保全する取組みを進める



生き物調査の様子

とともに、これらをつなぐ河川や道路に沿ってみどりをつなげ、みどりの骨格の形成に努めるなど、生態系ネットワークの形成を図ります。

また、生物多様性[※]保全に配慮していることが確認されている認証製品の選択的購入や食品ロスの削減など、生物多様性に好影響を与える消費及び生産への変革をめざし、普及啓発などの取組みを進めます。

生物多様性保全に貢献している主な認証制度



MSC 認証制度[※]



国際フェアトレード認証制度[※]



RSPO 認証制度[※]



レインフォレスト・アライアンス認証[※]

● 緑の保全と緑化の推進、農地の保全

みどりは、うるおいのある豊かな都市環境に不可欠であり、市民、事業者との連携及び協働により、みどりのまちづくりを総合的かつ計画的に進めます。

また、屋上緑化や壁面緑化など多様な手法を用いて緑化を進めるほか、道路においても、街路樹の保全・育成を図るとともに、都市における貴重なオープンスペースである都市公園の整備に取り組みます。

さらに、農地は、農産物の供給機能だけでなく、防災・減災、ヒートアイランド対策や環境保全などにもつながることから、その保全に取り組みます。



大阪市の屋上緑化



農地

● 水辺空間の保全と創造

公共施設における雨水の有効利用や、下水高度処理水[※]のせせらぎへの活用等により、健全な水循環を構築します。水辺に親しめるよう遊歩道を整備するなど水都の再生を図り、魅力あるまちづくりの中核として水辺環境づくりを総合的に推進します。

大阪港の水際線沿いにおいて、ウォーターフロントの特性を活かすことにより、市民や港を訪れる人々が憩い、集い、自然を感じることでできる魅力ある港湾地域づくりに取り組みます。

また、水質の浄化や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収など多面的な機能を有する干潟の重要性を周知し、保全を図ります。



大野下水処理場のせせらぎの里



十三干潟

● 都市景観の保全と創造

良好な景観の形成を図るため、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図るとともに、市民や事業者による地域主導の景観まちづくりに取り組みます。

第2項 ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド現象[※]は、長期にわたる都市化の進展が原因となっていることから、人工排熱の低減、建物・地表面の高温化抑制等の「緩和策」に取り組むとともに、すでに深刻化している夏の昼間の都市部の暑熱環境に対応するため、人への影響を軽減する「適応策」を進めます。

● 気温上昇抑制を目的とした「緩和策」の推進

公共施設や民間建築物における省エネ・省 CO₂化や再生可能エネルギー[※]の活用を進め、建物からの排熱低減に取り組むとともに、エコカーの普及促進やエコドライブの促進などにより自動車からの排熱の低減に取り組みます。また、建物表面や地表面の緑化、道路や駐車場等の舗装の改善など、建物や地表面の高温化を抑制するとともに、熱の滞留による気温上昇を防ぐために風通しに配慮した取組みを推進します。

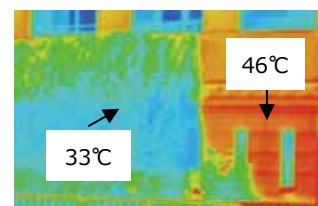
● 暑熱環境による人への影響を軽減する「適応策」の推進

街路樹等の整備による日射の遮蔽のほか、建物や敷地、道路等におけるミスト散布など人への熱ストレスの影響を軽減する取組を進めます。対策効果の高い場所にクールスポット[※]を創出するとともに、クールスポットを相互につないでネットワーク化し、ホームページ等を活用して周知を行います。

また、市民、事業者・経済団体、環境 NPO/NGO 等の協力を得ながら、打ち水や、緑のカーテン・カーペット等の身近なみどりの創出に取り組むなど、普及啓発を進めます。



緑のカーテン



緑のカーテンの熱画像

第3項 都市環境の保全・改善の取組み

大阪市ではこれまで、安全で健康かつ快適な都市環境を確保するため、大気や水環境等における環境基準の達成に向けて取り組んできました。

この結果、市内の大気汚染や河川・海域の水質汚濁は改善されましたが、環境基準が未達成の項目も残されています。また、騒音や悪臭など身近な生活環境に関する苦情は年間 1,300～1,500 件程度寄せられており、引き続き、都市環境の保全・改善に取り組めます。

● 大気汚染対策

工場等の固定発生源においては、法令等に基づき窒素酸化物や硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、揮発性有機化合物などの大気汚染物質の排出抑制対策を推進するとともに、自動車排出ガス対策についても関係機関と連携して推進します。

また、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気環境の常時監視を行うとともに、微小粒子状物質 (PM2.5)[※]と光化学オキシダント[※]については、いまだ生成過程が解明されていないところもあるため、環境基準の達成に向け、詳細調査を実施し、国との連携のもと、生成機構の解明及び総合的対策の検討に取り組めます。

● アスベスト※対策

アスベスト使用の可能性のある建築物の解体・改修工事が 2028 年頃をピークに全国的に増加すると予想されていることから、法令の規定等に基づき、これらの建築物の解体工事等における飛散防止対策を推進するとともに、大気環境中のアスベストについて環境モニタリングを実施します。

さらに大規模災害に備え、アスベスト使用建築物の情報把握に取り組みます。

● 水質汚濁対策

下水の高度処理に取り組むとともに、工場等の排水規制を行い、市内の主要な河川及び海域において、水質の監視を行います。

また、淀川水系をはじめ、神崎川や大和川水系において流域ごとに設置されている関係自治体との協議会を通じて、上流域における生活排水対策や下水道整備など上下流一体となった取組みを進めるとともに、瀬戸内海や大阪湾の水質を保全し、豊かな海をめざしていくため、各種協議会を通じて取組みを推進します。

さらに、より良い水環境をめざすため、啓発活動などに取り組みます。



「楽しい水辺教室」の様子
(投網体験)



「楽しい水辺教室」の様子
(地曳網体験)



「出前講座」の様子
(バックテストで水質調査)

● 地盤環境の保全

地盤沈下の未然防止と地下水・土壌汚染による環境リスクの低減に取り組みます。土壌汚染については、基準を超えた土地を区域指定するなど、健康被害に繋がらないよう適切な管理を指導します。

● 騒音・振動、悪臭対策

工場・事業場や建設作業から発生する騒音や振動については法令に基づく届出により公害の未然防止を図ります。また、市民から寄せられる生活環境に関する苦情のうち騒音、振動、悪臭に関するものが約 80%を占めており、苦情解決のため発生源に対する規制指導を行います。

自動車騒音をはじめとする交通騒音については、関係機関と連携して対策に取り組みます。

● 化学物質対策

ダイオキシン類※については、法令等で規定された基準の遵守や、施設の適正な維持管理について規制指導を行うとともに、事業者から報告された測定結果を公表します。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）※については、法令で定める処分期間内に処分が終了するよう、高濃度 PCB 廃棄物を保管する事業者等に適正処理を求めていくとともに、大阪地域において PCB 廃棄物を処理している中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業が適正に行われるよう監視指導を行い、市内の PCB 廃棄物の早期の適正処理を図ります。

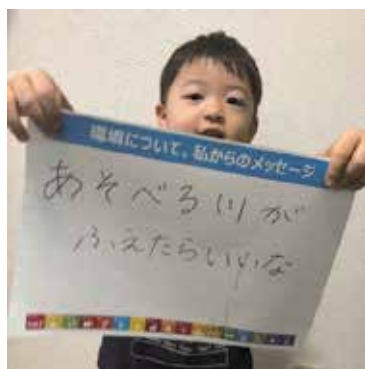
その他の有害性のある化学物質については、法令等に基づく届出により、事業者による自主的な管理の促進を図るなど、環境への排出抑制を進めます。また、排出量等の公表や啓発事業の実施などにより、化学物質に関する市民の理解を広げます。

● 公害健康被害の救済

公害健康被害の認定更新や補償給付等を行うとともに、大気汚染と健康状態との関係を定期的・継続的に観察する環境保健サーベイランス調査に引き続き参画します。

【快適な都市環境の確保】『私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること』

- ▶ きれいな自然や海・山・川を守ること、地球のすべての生き物が元気になると
思います。 (川北小学校 1 年生)
- ▶ 大阪をもっと緑でいっぱいになりたい。 (中津小学校 5 年生)
- ▶ 汚れのひどい食器やフライパンなどの汚れを新聞紙でふき取り、川の水の汚れを
減らしたい。 (川北小学校 3 年生)



第4節 地球環境への貢献

主な SDGs のゴール



地球温暖化や海洋ごみなど、地球規模の環境問題を解決するには、国、地方自治体、事業者、環境 NPO/NGO など、様々なレベルでの連携や支援が必要です。

大阪市は、深刻な公害問題を克服する中で培われた経験と環境技術を活かして、大阪で唯一の国連機関である国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）※や事業者との連携による国際協力を推進し、開発途上国等の環境問題の解決や環境産業の発展に取り組めます。

また、食品ロスの削減や環境に配慮した製品の選択的購入など、普段の生活の中で実施できる変革を広げていくとともに、地球環境に貢献する事業活動を積極的に応援することによって、世界の環境保全に好影響を与えていきます。

これらの取組みを通じて、温室効果ガス※の削減やプラスチックごみによる海洋汚染の改善などに貢献します。

● 国連機関等への協力、支援

UNEP-IETC は、開発途上国等における廃棄物管理を中心とした環境上適正な技術の移転促進のため、公益財団法人地球環境センター（GEC）等と連携し、大阪での国際会議や海外での現地ワークショップ等を実施しています。このような UNEP-IETC の活動を支援するとともに、国や国際協力機構（JICA）等に協力して環境技術や知見の移転を図り、開発途上国等の環境問題の解決に貢献します。



プラスチックごみ問題に関する
国連環境計画シンポジウム
(2019 年 5 月 22 日開催)

● 都市間協力の推進

ベトナム国ホーチミン市やフィリピン国ケソン市をはじめアジア諸都市等への都市間協力を推進し、気候変動※マスタープランの策定支援や JCM※（二国間クレジット制度）等を活用した低炭素化プロジェクトの創出などアジア諸都市等の低炭素都市形成を支援します。

二国間クレジット制度（JCM※）プロジェクトの実現例



デジタルタコグラフによる
エコドライブプロジェクト



空調制御システムを用いた
工場の省エネ化



ショッピングモールにおける
太陽光発電の導入

● 官民連携による海外展開

産学官連携プラットフォームの「Team OSAKA ネットワーク※」の活動を通じて、在阪企業の海外展開を促進するとともに、アジア諸都市等における省エネ・省CO₂等を実践します。

「大阪 水・環境ソリューション機構（OWESA）※」の構成団体による相互協力関係の一層の強化と海外友好都市等との信頼関係のもと、官民連携による水・環境分野の技術協力に取り組み、海外の水・環境問題の解決、大阪・関西経済の活性化をめざします。



官民連携による低炭素等プロジェクトの
創出に向けた現地ニーズの把握 等

● 賢い消費者（スマートコンシューマー）への変革促進

食品ロスの削減や環境に配慮した製品の選択を市民に呼びかけるなど、環境に配慮した賢い消費者（スマートコンシューマー）としての行動を促進します。

● 地球環境に貢献する事業活動の促進

サプライチェーン※全体で環境負荷の低減に取り組む事業者や、優れた環境技術を活かして開発途上国等の環境問題の解決に貢献する事業者を表彰するなど、地球環境に貢献する事業者等を積極的に応援します。

【地球環境への貢献】『私たち一人ひとりが 取り組みたいこと・できること』

- ▶ SDGs※ビジネスを創出します。
(公募による意見)
- ▶ 大阪での国際会議への協力など
国際的な環境問題の解決に取り組みます。
(公募による意見)



第5節 すべての主体の参加と協働

主な SDGs のゴール



今日の環境問題には市民生活や企業活動が密接にかかわっており、環境問題を解決していくためには、市民、事業者・経済団体、環境 NPO/NGO、行政などが各々の役割を主体的かつ積極的に果たしていくことが重要です。

そのため、学校から地域、大阪市全体へと環境に対する興味の輪を広げていくことによって全ての主体が環境問題について関心をもち、正しく理解し、意識を高めるとともに、環境問題の解決に向けた行動を実践することをめざした取組みを進め、各主体とのパートナーシップの確立を図り、SDGs[※]の達成に貢献します。

第1項 環境教育、啓発の推進

持続可能な社会を構築していくうえで、その担い手を育む ESD[※]（持続可能な開発のための教育）は極めて重要であり、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」や「大阪府環境教育等行動計画」を踏まえ、様々な機会を利用して、環境教育や啓発を行います。また、様々なツールを活用して正しい情報をわかりやすく提供することにより、市民・事業者の環境に対する関心を高め、正しい行動へとつなげます。



ESD の概念図
出典：文部科学省 HP

● 環境教育

小中学校で大阪市独自の副読本「おおさか環境科[※]」による環境教育に取り組み、地球温暖化や生物多様性[※]などについての理解を深めるとともに、幼児期指導者や小学校教諭に対する環境教育研修の充実に取り組みます。

また、生涯学習分野における環境教育として、大阪市の環境学習関連施設のほか、身近な地域の中で環境学習講座などを展開するとともに、環境 NPO/NGO や各種団体等が実施する環境学習事業を支援します。



おおさか環境科
(小学校3・4年生)

- 情報発信、普及啓発

環境白書のほか、インターネットや SNS 等を活用し、様々な情報をわかりやすく提供するとともに、ごみ焼却工場等における施設見学を受け入れや、環境に関わるイベントなども活用し、普及啓発を進めます。



大阪市環境白書



環境学習ポータルサイト



ECO 縁日（イベント）の様子

- 担い手の育成、パートナーシップの強化

大阪市エコボランティアなど、市民や事業者による環境保全活動のリーダーとなる人材の育成に取り組みます。

なにわエコ会議等を通じて、市民、事業者・経済団体、環境 NPO/NGO、学識経験者とのパートナーシップを強化し、地球温暖化防止活動をはじめ、環境問題の解決に向けた様々な活動を協働で推進します。

大阪市エコボランティアの活動の様子



「地域の環境講座」における
講師（紙芝居で説明）



自然体験観察園における
「お米作り連続講座」運営サポート



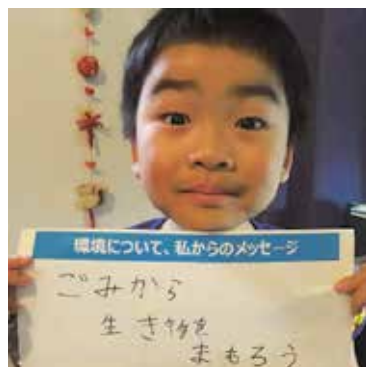
「地域の生き物調査」における
調査活動

- 環境貢献者の表彰

環境保全に関し顕著な功績のあった個人や団体、事業者等を表彰するとともに、好事例を積極的に PR することにより、環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を促進します。

【すべての主体の参加と協働】『私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること』

- ▶ 自分でごみ袋を持って、皆のごみを回収します。 (豊崎本庄小学校 1 年生)
- ▶ 企業や自治体だけでなく、一人ひとりが環境について意識します。
(宮原小学校 6 年生)
- ▶ みんなが「もったいない」視点で物事を考えるようにします。 (公募による意見)



第2項 環境影響評価※による環境配慮の推進

大阪市では、1995 年 7 月から環境影響評価の手続きを実施してきましたが、1997 年 6 月の「環境影響評価法」の制定を機に、1998 年 4 月に大阪市環境影響評価条例を制定し、1999 年 6 月から施行しています。

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、市民や専門家等の意見を踏まえて、事業の計画段階から適切な環境配慮がなされるよう、環境影響評価制度の効果的な運用を図り、環境基本計画の理念の実現をめざします。

第3項 大阪市が率先する取組み

本計画では、「低炭素社会[※]の構築」や「循環型社会[※]の形成」をめざし、市域からの温室効果ガス[※]排出量やごみ処理量の削減を目標に掲げていますが、大阪市自身が、多量の温室効果ガス及び廃棄物を排出する事業者でもあることから、環境に配慮した行動を率先的に実践します。

- 大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕[※]に基づく取組み

大阪市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減を図り、ごみの減量、高効率な省エネ機器への更新、未利用エネルギー[※]の有効活用による間接削減の推進などの温室効果ガス排出量削減に向けた取組みを進めます。

- 大阪市市内環境管理計画[※]に基づく取組み

大阪市独自の環境マネジメントシステム（EMS）[※]に基づき、不要な照明の消灯や資源化可能な紙ごみの分別・リサイクルのほか、ペーパーレスの推進や冷暖房負荷の低減等に取り組み、省エネや廃棄物の減量につなげます。

- グリーン購入[※]の推進

大阪市施設において再生品など環境負荷の低減につながる物品や役務の調達を進めます。

- 市設建築物における環境配慮の推進

大阪市施設における ESCO 事業[※]の実施や照明の LED 化のほか、小中学校の校舎や体育館の屋上を民間事業者へ貸し出し、災害時の非常用電源としても活用が可能な太陽光発電設備を設置する「屋根貸し事業」の実施などにより、環境配慮に努めるとともに、更なる CO₂の排出削減を図るため、ZEB[※]の実現に取り組みます。

- エコカーの率先導入

「大阪市エコカー普及促進に関する取組方針」に基づき、エコカーを公用車に率先して導入するとともに、市関連施設への EV（電気自動車）用充電施設の設置拡大や情報発信に取り組みます。

第4章

施策展開の戦略

第1節 施策展開にあたって

第2節 戦略の設定について

第3節 相乗効果の発揮

第4章 施策展開の戦略

第1節 施策展開にあたって

この計画がめざす持続可能な社会を実現していくためには、市民、事業者・経済団体、環境NPO/NGO、行政など各主体を構成する一人ひとりが、環境と自らの関係について理解を深めて責任を自覚するとともに、環境対策を怠ったり、先送りしたりすることをリスクとして認識し、個人・家庭・地域コミュニティ※・事業者など各単位で、それぞれの役割を果たしていくことが重要となっています。

また、地球環境の悪化やわが国における人口減少・少子高齢化の進展、科学技術の飛躍的な進歩など大阪市を取り巻く国内外の状況と課題は、相互に連関・複雑化し、一人ひとりの暮らしや企業の経済活動と密接に関係しているため、環境面から対策を講ずることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することや、経済面・社会面から対策を講ずることにより、環境の課題解決にも貢献していくことが重要となっています。

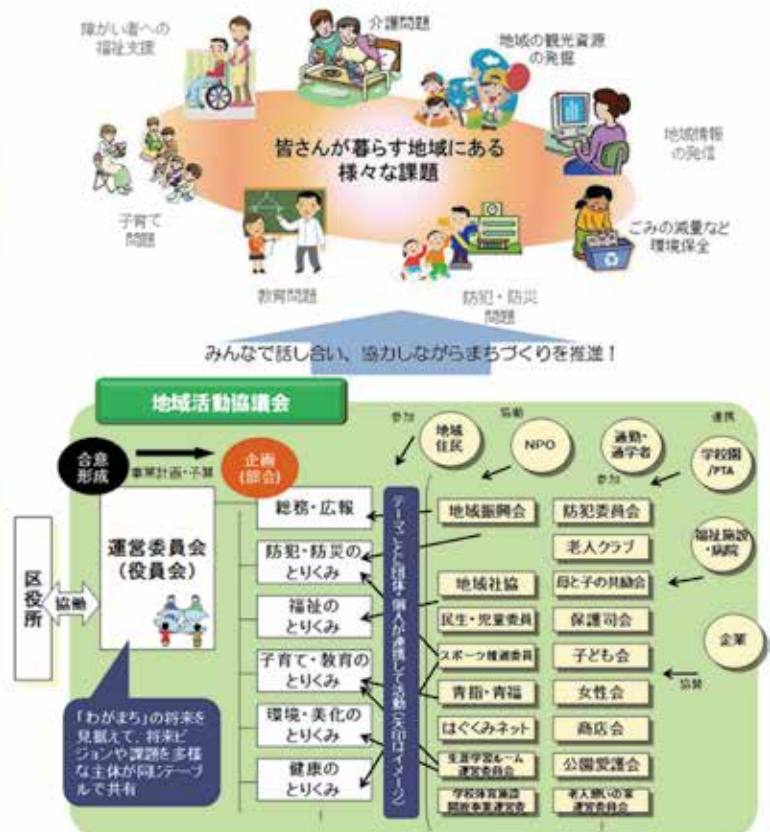
このような中で、大阪市は、基礎的自治体として、幅広い市民生活の領域全般にわたりの確に対応するとともに、国際的な大都市としての役割・責任を果たしていくことが求められています。

第2節 戦略の設定について

大阪市には、公害や廃棄物問題を地域、市民、事業者と共に克服してきた歴史があります。また、各区では、市民による自律的な地域運営の実現をめざして、地域のまちづくりを推進する枠組みとして地域活動協議会※の形成・運営を支援するとともに、環境問題をはじめとした、様々な地域課題の解決に向けた活動に協働して取り組んできました。

参考1 地域社会の将来像

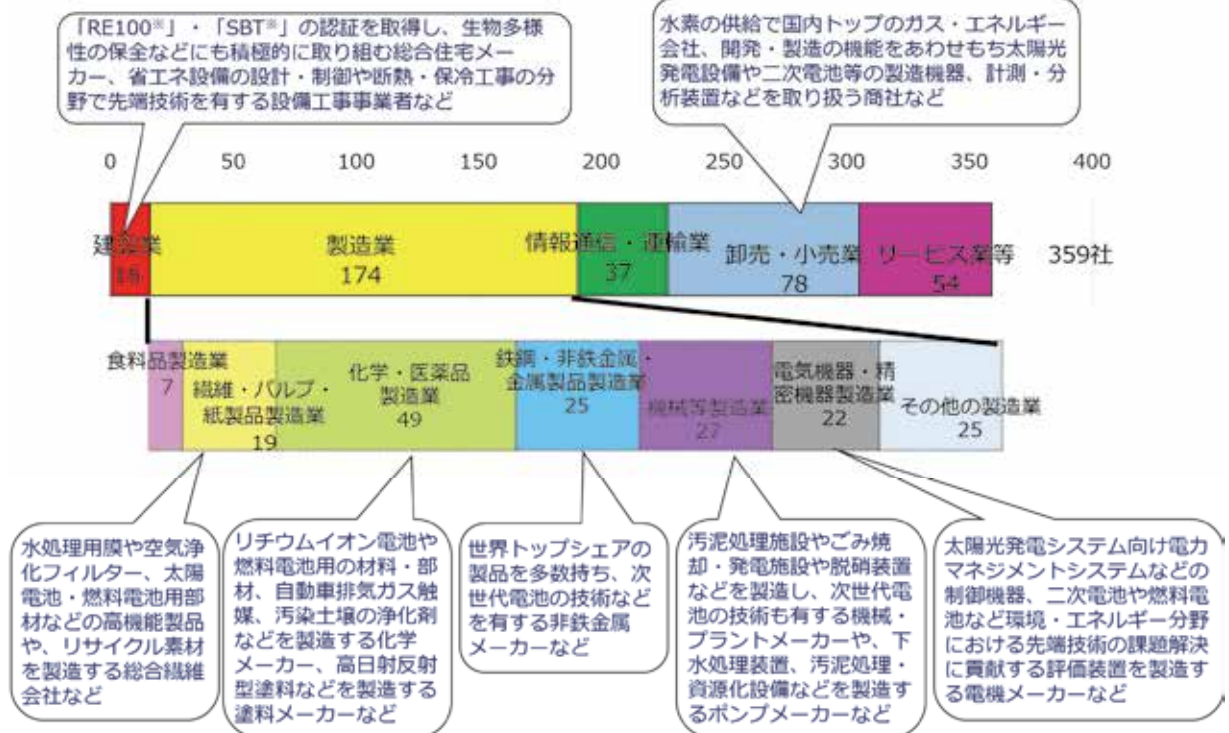
地域活動協議会の形成
平成24年度から



出典：大阪市「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」

また、大阪には、優れた環境技術を有する事業者や地球環境保全に積極的に取り組む事業者が多く集積し、事業者の海外展開の促進のため立ち上げた産学官連携プラットフォームの「Team OSAKA ネットワーク※」参加団体も毎年増加しています。

参考2 大阪市域に本社をおく上場企業（東証1部・2部、マザーズ、JASDAQ）



出典：大阪市環境局調べ（2019.2.1 現在）

参考3 海外展開の強化に向けた産学官によるネットワークの充実・促進



出典：大阪市環境局調べ

これらを強みとして活かしながら、市民に最も身近な総合的な行政主体として、縦割りではなく、統合的な観点に立って施策を展開していきます。

また、地球環境問題や日々の生活における健康や安全安心など、様々な課題を踏まえ、環境教育・啓発を推進するとともに、世界が合意した SDGs※を旗印として掲げ、各主体を構成する一人ひとりに、日頃の小さな選択が未来を大きく変えていくことを効果的に訴えかけ、それぞれの具体的な行動に結びつけていきます。さらに、市民や事業者・経済団体、環境 NPO/NGO 等との間の相互信頼を確立してパートナーシップを強化しながら、資源の循環や、持続可能なイノベーション※の創出・活用、地球環境問題への貢献に取り組むとともに、人口減少・高齢化の進展にも耐えうる持続可能で効果的な行政運営に努め、行政としての役割を果たしていきます。

こうした考え方にに基づき、以下のとおり5つの戦略を設定し、施策を展開していきます。

第1項 地域、市民、事業者との連携強化

個人・家庭・地域コミュニティ※・事業者などそれぞれの単位で、ライフスタイルや経済活動、さらには社会の仕組みを環境に配慮したものへと変革していく動きを加速化し、環境の課題解決だけでなく、地域コミュニティの活性化や人口減少・高齢化への対応など社会的課題の同時解決をめざします。

戦略

①

大阪経済の主要な担い手である中小企業など事業者にとっても、環境保全に資する製品やサービスを提供することによって、新たなビジネスや市場拡大のチャンスを得ていくことが期待されます。

そのために、的確かつ効果的な情報提供と対話、環境教育や啓発などを通じて、「もったいない」など一人ひとりの環境意識の向上を図るとともに、市民や事業者、環境 NPO/NGO 等と良好なパートナーシップを確立して資源の循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ、地域経済の循環も促進し地域の活性化を図るなど、連携を強化します。

《具体的な取組み例》

- 環境教育・啓発を通じて、待機電力や不要照明等の電気の無駄遣い削減や、環境負荷の少ない製品やサービスの選択など、環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を促進します。
- 「なにわエコ会議」や「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」などの枠組みに参画し、市民や環境 NPO/NGO、事業者、学識経験者等と連携・協力しながら、地球温暖化防止活動やヒートアイランド現象※の緩和など、環境問題の解決に向けたさまざまな活動に取り組みます。
- 市民、地域と連携し、「混ぜればごみ、分ければ資源」を徹底し、ごみの分別排出・資源化を進めます。
- 地域のごみゼロリーダー※と連携し、「ごみ減量アクションプラン・市民の行動メニュー」の啓発を行うとともに、地域での自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進し、一層のごみ減量を図ります。
- プラスチックごみ削減に向け、事業者との「レジ袋削減協定」を広げるなど、「大阪エコバッグ運動」を推進し、ライフスタイルの変革につなげます。また、「地域・事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステム」を構築し、ペットボトルの資源循環をより一層推進します。
- コミュニティ回収※実施地域の拡大を図り、ごみ減量を推進するとともに、地域コミュニティの活性化につなげます。
- 生ごみの3きり運動※やフードドライブ※など、地域と連携した取組みを進めるとともに、「大阪市食べ残しゼロ推進店」の登録店舗を拡大し、食品ロスの削減を図ります。
- 生物多様性※の保全のため、市民・環境 NPO/NGO・事業者・研究機関・教育機関・行政などのパートナーシップを強化します。
- 環境 NPO/NGO 等と連携し、中小事業者も取り組みやすい環境マネジメントシステム(EMS) ※であるエコアクション 21※の普及に取り組みます。



「大阪市食べ残しゼロ推進店」ステッカー

第2項 経済、社会、環境の統合的な向上

健全で豊かな環境を継承していくためには、経済・社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面からも持続可能でなければなりません。

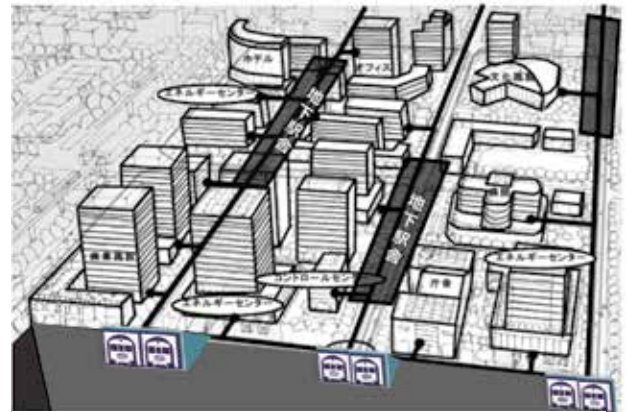
そのために、健康で安心・快適な市民生活と活発な企業の経済活動を支える都市としての機能の向上を図ります。また、まちのレジリエンス[※]の向上や、先進的なエネルギーシステムの導入、市民の健康・福祉の増進などの課題と環境問題を同時に解決する施策を積極的に推進します。

戦略

②

《具体的な取組み例》

- 地域特性を活かして帯水層蓄熱[※]の活用を進めるとともに、エネルギーを面的に融通しあうなど効率的かつ安定的に利用できる高セキュリティ、低コストのエネルギーシステムの開発、実用化を進め、CO₂の排出抑制とヒートアイランド現象[※]の緩和、都市としての機能向上とエネルギーコスト削減、低炭素型産業の振興を図ります。



地下空間を活用したエネルギー面的利用[※]のイメージ

- 公共交通の整備や利用を進めるとともに、自転車の活用やモーダルシフト（自動車貨物輸送から海上輸送等への転換）を促進するなど自動車交通を抑制するほか、エコカーの普及を促進することによって、CO₂排出量を削減するとともに、健康な社会の形成につなげます。
- 公園や農地など都市の緑は、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性[※]の保全など環境面の機能に加え、防災・減災や景観など、グリーンインフラ[※]として多面的な機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるように、緑の適切な保全と良好な都市環境の形成をめざします。



大阪城公園



狛公園



御堂筋のイチヨウ並木

- 環境影響評価制度[※]の効果的な運用を図り、大規模事業の実施にあたって、事業の計画段階から、あらゆる環境側面への配慮を促すことにより、快適な都市環境を確保するとともに、まちのレジリエンスの向上や、先進的なエネルギーシステムの導入などを推進します。

第3項 持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用

新しい技術やイノベーションは、環境問題の克服やコストの削減、人々の生活の質の向上を可能とし、経済の発展を牽引する原動力となる可能性を秘めています。大阪市が AI[※]、IoT[※]など新しい技術やイノベーションの実用化のフィールドとなって、事業者や経済団体と連携し安全性や経済合理性を確保しながら、開発や普及を進めていきます。

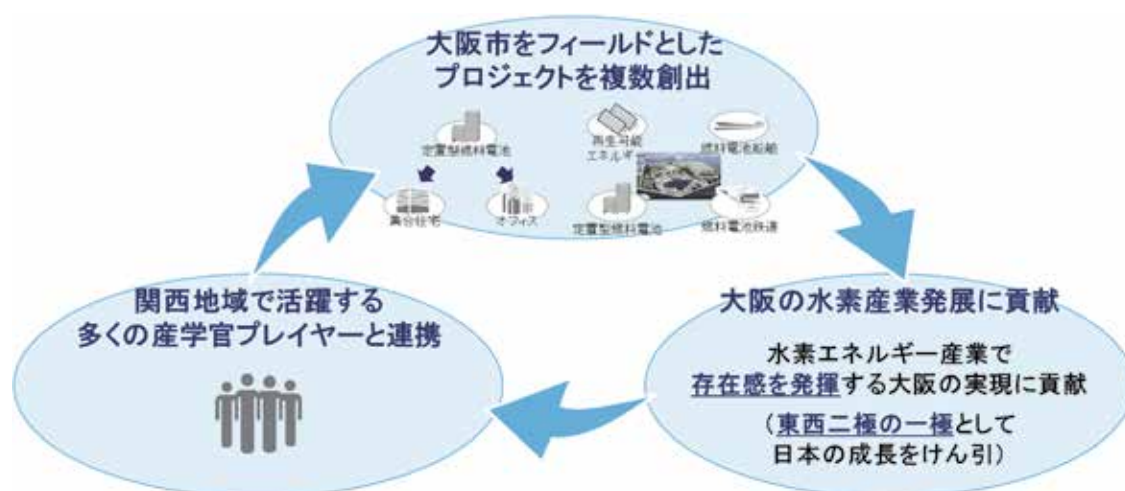
戦略

③

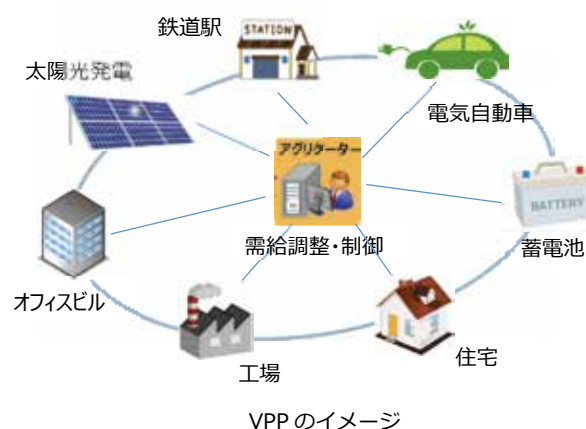
2025 年日本国際博覧会は、世界各地から英知を集め、新しい価値観や社会・経済システムを共創していくための実験の場と位置付けられており、本博覧会を契機として、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションの創出・活用を図ります。

《具体的な取組み例》

- 地域特性を活かして帯水層蓄熱[※]の有効活用やエネルギーの面的利用[※]に関する技術の開発・実用化を進めます。
- 水素は、発電時に CO₂を発生せず、また太陽光発電等の出力変動を吸収する役割も期待されており、次世代のエネルギーとして有望とされていることを踏まえ、将来の水素社会の実現に向けて、官民連携して普及に取り組みます。



- 太陽光発電やコージェネレーション[※]等の分散型電源、蓄電池などの点在する設備を IoT により一括制御し、電力供給の調整を行うことで、あたかも 1 つの発電所のように機能させ、区域内のエネルギー利用を効率化する VPP (バーチャルパワープラント) の構築により、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギー[※]導入拡大を図ります。



第4項 国際展開の強化

「パリ協定※」やSDGs※の採択を受けて、事業者においてはサプライチェーン※全体で環境負荷を低減していく動きが加速しており、優れた環境技術に対する需要の拡大、環境ビジネスのグローバル展開が期待されています。

環境分野における日本の国際的な役割に貢献し、国際競争に勝ち抜くために、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）※や公益財団法人地球環境センター（GEC）、事業者などステークホルダー※との連携を図り、「オール大阪」で国際協力・国際貢献を強化していきます。

戦略

4

《具体的な取組み例》

- UNEP-IETC の活動を支援し、開発途上国等の環境問題の解決に積極的に貢献していきます。
- ホーチミン市やケソン市などアジア諸都市等の低炭素都市形成を支援するため、都市間協力を推進していきます。
- 急速に発展するアジア諸都市等においては、低炭素社会※・循環型社会※・自然共生社会※の実現を同時にめざすリープフロッグ※型の取組みを推進します。
- 「Team OSAKA ネットワーク※」や「大阪 水・環境ソリューション機構（OWESA）※」の活動を通じて、企業の海外進出の機会を提供するとともに、アジア諸都市等における低炭素化等プロジェクトの創出を図ります。
- UNEP-IETC、GEC や経済団体など多様なステークホルダー※と協働して、環境分野における市民や事業者のSDGsの先進的な取組みを海外に移転します。
- 国際会議の場や UNEP-IETC 等のネットワークの活用により、大阪市の環境施策や国際協力を国内外に積極的に発信し、環境先進都市大阪をアピールします。

低炭素都市形成の実現に向けた覚書の締結



ベトナム・ホーチミン市
2016年9月6日締結



出典：外務省 HP（大阪市一部加工）



フィリピン・ケソン市
2018年8月30日締結

アジア諸都市等との都市間協力



現地調査や環境課題の把握



環境保全や気候変動※対策に関する政策支援



能力開発（研修・視察等）

第5項 持続可能で効果的な行政運営

バブル崩壊後の経済低迷に伴い、大阪市は、税収の落ち込みや市債残高の増加など、危機的な財政状況に陥ったため、徹底した市政改革を推進し、一定の成果をあげてきました。

今後も、人口減少や高齢化の進展により、税収の確保が難しくなるとともに、扶助費など社会保障関連経費がさらに増加していくことが懸念されており、市民ニーズに的確に対応し、行政サービスの充実と効率的・効果的な行政運営に努めていく必要があります。

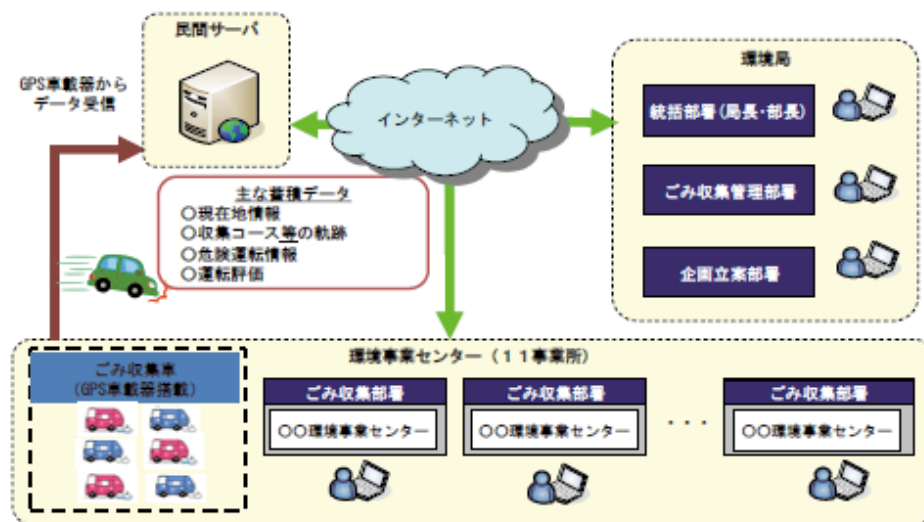
そのため、経費削減に不断に取り組むとともに、行政運営を担う組織の縦割りの克服と、環境意識の浸透を含めた職員の質の向上に努めます。

戦略

5

《具体的な取組み例》

- 市民・事業者と力を合わせ、ごみ減量の取組みを継続・発展させるとともに、ごみ収集・運搬体制の効率化等、ごみ処理費用の削減に努めます。
- ごみ収集車に GPS を搭載し、IoT[※]の活用によって稼働時間や運搬量を日々チェックし、効率的な収集体制を構築します。



ごみ収集車の運行管理システム（GPS）のイメージ

- ごみの収集・運搬体制を活用し、平時は、高齢者世帯や障がい者世帯を対象に、ごみ収集のためご家庭まで伺い、声をかける「ふれあい収集」を行い、大規模災害時は、安否確認や環境事業センターが地域における廃棄物処理のコントロールタワーの役割を担うなど、市民ニーズに的確に対応した行政サービスの提供に取り組みます。



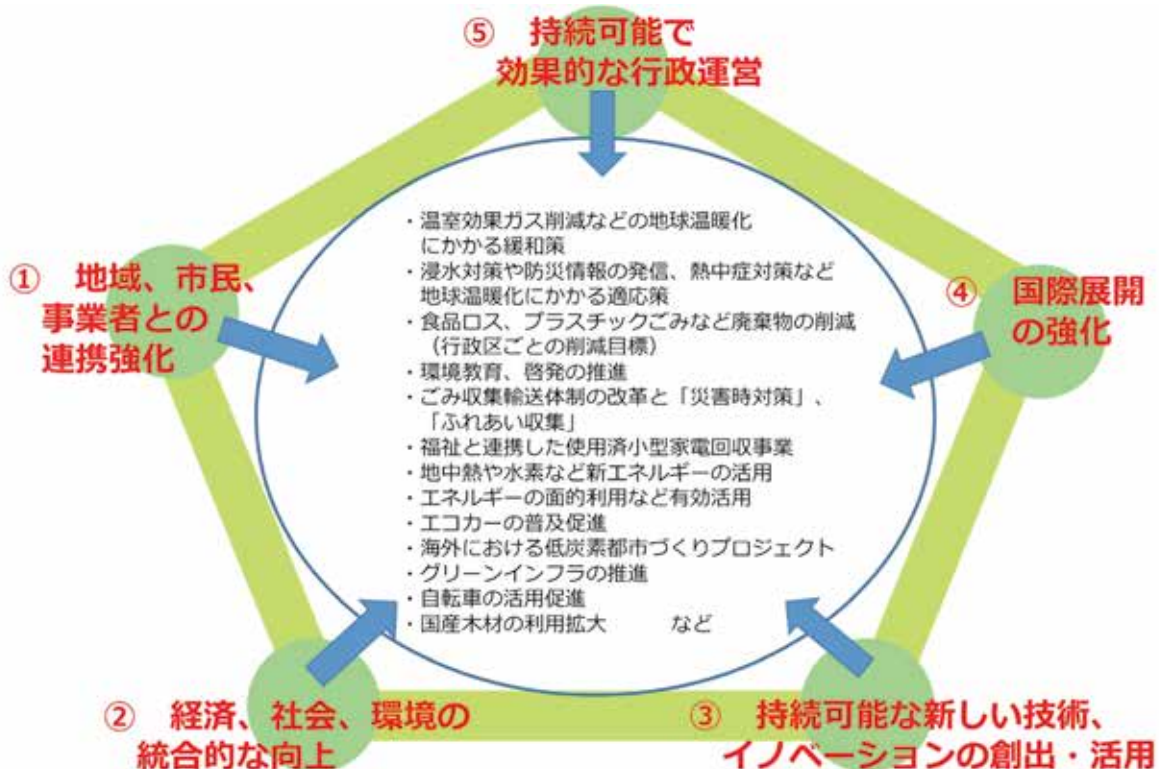
「ふれあい収集」のイメージ

第3節 相乗効果の発揮

本計画では、SDGs※の考え方を活用し、相互に関連する経済・社会・環境の課題を統合的に解決していくことをめざします。

そのために、施策・事業を、相乗効果が生まれるよう施策・事業群として連携させ、総合的に推進していきます。

例えば、帯水層蓄熱※など優れた技術をもつ事業者との連携を強化し、大阪市の公共施設などを実証のフィールドとして技術の有効性を検証するとともに、行政コストの低減を図り、将来的にはビジネスとして国内外に普及拡大させていくといったように、施策を重層的に展開していくことが重要です。このように5つの戦略を重ね合わせ、強力かつ効果的に施策を推進し、持続可能な社会の実現に向けた動きを加速していきます。



第5章

計画の進行管理

第1節 計画の推進にあたって

第2節 施策効果の検証

第1節 計画の推進にあたって

また、大阪市では、市政全般に関わる中期的な戦略として「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定しています。総合戦略では、SDGs※の理念に沿って、あらゆるステークホルダー※と連携・分担を行い経済・社会・環境に関わるさまざまな課題を統合的に解決していく視点をもって取り組んでいくこととしており、市長を座長とする「大阪市まち・ひと・しごと創生会議」を設置し、SDGs と総合戦略を一体的に推進していくこととしています。

さらに、本計画を効果的に推進していくためには、市民、地域、事業者・経済団体、環境NPO/NGO等の参加・協力が重要であることから、各ステークホルダーが参加でき、取組みの方向性や具体案について幅広く検討を行う枠組みを構築し、計画の推進及びSDGsの達成に向けたパートナーシップの強化を図ります。

[illegible]

第2節 施策効果の検証

PDCA サイクルの手法に基づき、各施策の取組み状況を毎年度点検するとともに、その結果を環境白書に掲載し、市民に公表します。また、「大阪市地球温暖化対策推進本部」の枠組みを活用して計画の中間時点で目標の達成状況を点検・評価し、2025 年日本国際博覧会での取組みも見据え、計画の見直しを行います。

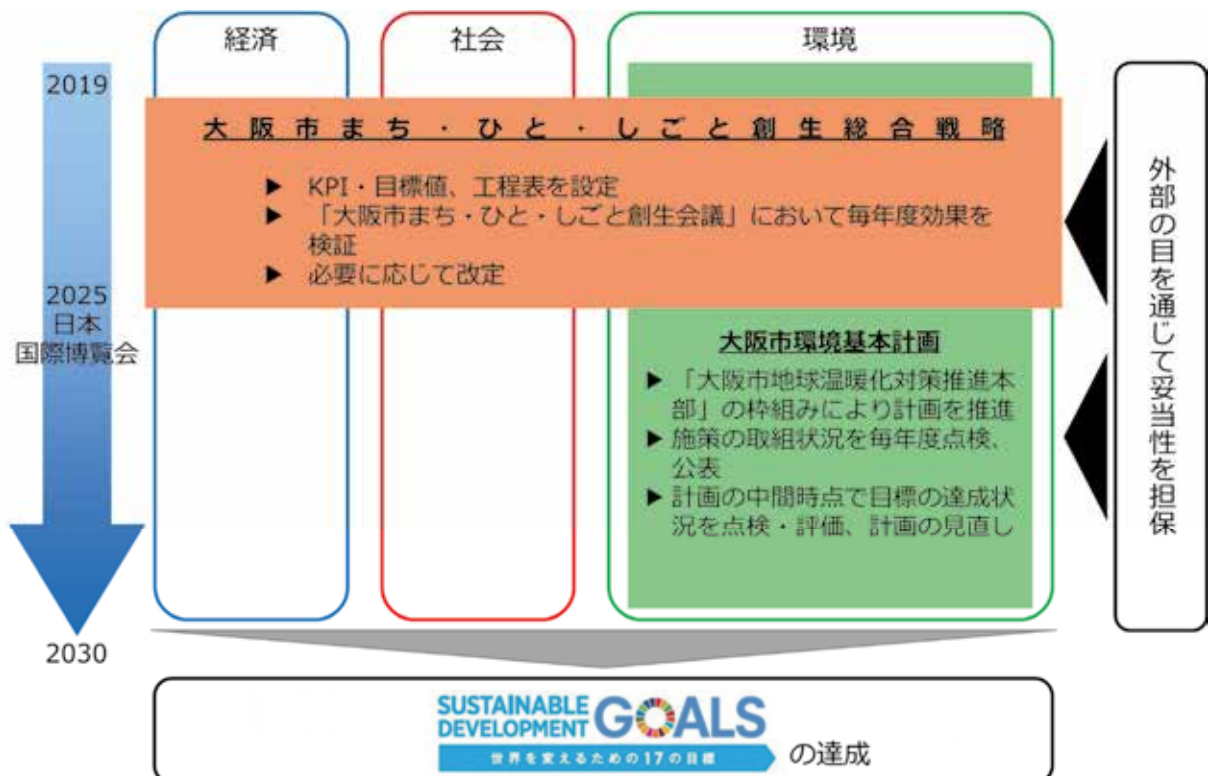
なお、本計画の計画期間が 2030 年度までと長期にわたることから、経済・社会・環境等の変化に柔軟かつ的確に対応していくため、必要に応じて施策の追加など、見直しを行います。

「PDCA サイクルのイメージ図」



また、総合戦略は、アクションプランとしての性格を有する 5 か年の戦略であり、具体的施策ごとに KPI（重要業績評価指標）及び目標値、工程表を設定するとともに、「大阪市まち・ひと・しごと創生会議」において毎年度効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定することとしています。このような総合戦略の効果検証の仕組みを活用し、環境のほか、経済・雇用、こども・教育、健康・福祉、防災など各分野における施策の効果を同時に検証します。

さらに、行政内部だけでなく外部の目も通じて効果検証の妥当性・客観性を担保するとともに、取組みの課題の共有や改善策の検討を行う仕組みを構築します。



資料編

目 次

1	策定経過等	1
	（１）大阪市環境基本計画の策定経過	
	（２）大阪市環境審議会 委員名簿	
	（３）大阪市環境審議会環境基本計画策定部会 委員名簿	
2	「新たな環境基本計画策定に向けた大阪の将来ビジョン、政策アイデア」募集結果	5
3	小学生対象 作文コンクール 結果	9
4	素案に対するパブリック・コメント実施結果	13
5	持続可能な世界の実現に向けて大阪から発信するメッセージフォトコンテスト 結果	15
6	基本的な施策の体系と関連する個別・分野別計画の関係	16
7	計画の目標水準とその達成に向けた施策項目	18
8	大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 30 年 9 月）における環境分野の目標値	21
9	環境教育等を推進する大阪市の施策	22
10	用語の解説	23

1 策定経過等

(1) 大阪市環境基本計画の策定経過

年 月 日	項 目	内 容
2018年7月23日 (H30)	第35回大阪市環境審議会	・ 「大阪市環境基本計画」の改定について（諮問）
9月12日	大阪市地球温暖化対策推進本部 第1回環境基本計画策定 ワーキンググループ会議	・ 「大阪市環境基本計画」の改定について ・ 「大阪市環境基本計画」の骨子について ・ 計画改定にかかる照会について
9月26日	大阪市地球温暖化対策推進本部 区域施策編及び事務事業編推進 プロジェクトチーム合同会議	・ 大阪市環境基本計画の改定について
10月2日	大阪市環境審議会 第1回環境基本計画策定部会	・ 「大阪市環境基本計画」の改定について
10月26日～ 12月14日	「新たな環境基本計画策定に向けた大阪の将来ビジョン、政策アイデア」募集	・ 50年後(2070年頃)を想定し、思い描く大阪(まち)のあるべき姿や、ライフスタイル、その実現のために提言する政策アイデアなど ・ 特に、2070年頃の大阪に住んでいる将来世代の視点からの提案(2070年頃の将来世代を代弁した提案)
12月20日～ 2019年1月17日 (H31)	小学生対象作文コンクール	・ 「環境にやさしいまち」のために私がやりたいこと
2月1日	大阪市環境審議会 第2回環境基本計画策定部会	・ 「新たな環境基本計画策定に向けた大阪の将来ビジョン、政策アイデア」募集結果について ・ 作文コンクールの結果と優秀作品の選考方法について ・ 「大阪市環境基本計画」素案について
2月22日～ 3月15日	大阪市地球温暖化対策推進本部 第2回環境基本計画策定ワーキンググループ会議（書面開催）	・ 環境基本計画に係る素案(案)について
3月25日	大阪市地球温暖化対策推進本部 区域施策編及び事務事業編推進 プロジェクトチーム合同会議	・ 環境基本計画の改定について
3月27日	第36回大阪市環境審議会	・ 「大阪市環境基本計画」の素案について

年 月 日	項 目	内 容
2019年4月25日～ (H31) 2019年5月24日 (R1)	パブリック・コメントの実施	・ 「大阪市環境基本計画（素案）」 についての意見募集
6月5日～ 6月26日	大阪市地球温暖化対策推進本部 第3回環境基本計画策定ワーキンググループ会議（書面開催）	・ 環境基本計画案（案）について
7月10日～ 9月6日	「持続可能な世界の実現に向けた 大阪から発信するメッセージフォトコンテスト」	・ 環境への思いを記入したメッセージボードとともに自撮りや友達と一緒に撮影した写真（メッセージフォト）を募集
7月23日	大阪市環境審議会 第3回環境基本計画策定部会	・ 「大阪市環境基本計画」案 について
8月22日～ 9月5日	大阪市地球温暖化対策推進本部 第4回環境基本計画策定ワーキンググループ会議（書面開催）	・ 「大阪市環境基本計画」案 について
9月20日	大阪市地球温暖化対策推進本部 区域施策編及び事務事業編推進 プロジェクトチーム合同会議	・ 「大阪市環境基本計画」案 について
10月21日	第37回大阪市環境審議会	・ 「大阪市環境基本計画」案 について
10月30日	大阪市環境審議会	・ 「大阪市環境基本計画」の 改定について（答申）

(2) 大阪市環境審議会 委員名簿

(敬称略 50 音順 ◎会長 ○会長代行)

[	市 位 謙 太	大 阪 市 会 港 湾 消 防 委 員 長	(2018 年 10 月 4 日まで)
	足 高 將 司	大 阪 市 会 港 湾 消 防 委 員 長	(2018 年 10 月 4 日から 2019 年 6 月 14 日まで)
	荒 木 幹 男	大 阪 市 会 建 設 港 湾 委 員 長	(2019 年 6 月 14 日から)
	市 川 陽 一	龍谷大学理工学部環境ソリューション工学科教授	
	岡 秀 郎	公 募 委 員	
◎	上 甫 木 昭 春	大 阪 府 立 大 学 名 誉 教 授	
	神 田 佑 亮	呉工業高等専門学校環境都市工学科教授	
[	島 田 ま り	大 阪 市 会 環 境 対 策 特 別 委 員 長	(2019 年 6 月 14 日まで)
	西 徳 人	大 阪 市 会 環 境 対 策 特 別 委 員 長	(2019 年 6 月 14 日から)
○	下 田 吉 之	大 阪 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科 教 授	
	高 村 ゆ かり	東京大学未来ビジョン研究センター教授	
	中 野 加 都 子	甲南女子大学人間科学部生活環境学科教授	
	中 野 隆 夫	公益社団法人大阪市工業会連合会	
	西 岡 真 稔	大阪市立大学大学院工学研究科教授	
	花 田 眞 理 子	大阪産業大学大学院人間環境学研究科教授	
	深 町 加 津 枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授	
	藤 田 香	近畿大学総合社会学部教授	
[	槇 山 愛 湖	大 阪 商 工 会 議 所	(2019 年 7 月 18 日まで)
	玉 川 弘 子	大 阪 商 工 会 議 所	(2019 年 7 月 18 日から)
	松 田 清 司	公 募 委 員	
	水 藻 英 子	大 阪 環 境 ネ ッ ト	
	矢 野 隆 子	一 般 社 団 法 人 大 阪 府 医 師 会	
	山 本 浩 司	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 大 阪 府 連 合 会	
	和 田 重 太	大 阪 弁 護 士 会	

(3) 大阪市環境審議会環境基本計画策定部会 委員名簿

(敬称略 50 音順 ◎部会長)

浅利	美鈴	京都大学大学院地球環境学堂准教授
今西	純一	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科准教授
大石	一裕	公益財団法人地球環境センター大阪本部長 専務理事兼事務局
岡	絵理子	関西大学環境都市工学部建築学科教授
◎	下田	吉之 大阪大学大学院工学研究科教授
原	圭史郎	大阪大学工学研究科附属 オープンイノベーション教育研究センター 副センター長 教授
藤田	香	近畿大学総合社会学部教授

2 「新たな環境基本計画策定に向けた大阪の将来ビジョン、政策アイデア」募集結果

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成 30 年 10 月 26 日（金曜日）～ 平成 30 年 12 月 14 日（金曜日）

(2) 意見募集内容

50 年後（2070 年頃）を想定し、思い描く大阪（まち）のあるべき姿や、ライフスタイル、その実現のために提言する政策アイデアなど

特に、2070 年頃の大阪に住んでいる将来世代の視点からの提案（2070 年頃の将来世代を代弁した提案）

（提案の例）

- ・ 2070 年の将来世代の視点から考える大阪のあるべき姿、ライフスタイル、そのための政策アイデア
- ・ 将来生まれてくる子どもや孫の世代に残したい大阪のまち、そのための政策アイデア
- ・ もしも、わたしが 2070 年頃の大阪に住んでいる将来世代だとしたら、今、生きている人たちにこんな取り組みをしてもらいたい
- ・ 地球環境を守るため、あるいはこれからも安心して住み続けられる大阪のために、自分自身がやりたい取り組み

(3) 意見の募集方法

送付、電子メール

(4) 閲覧・配布場所

大阪市ホームページ等

2 意見募集結果

(1) 意見の受付通数 11 通

総意見数 38 件

- ・ 理想のまち、残したいまち、提案したいライフスタイルなど 12 件
- ・ 政策アイデア、自ら取り組みたいこと、実践したいライフスタイルなど 26 件

(2) 内訳

提出方法別

送付	電子メール
0 通	11 通

性別、住所、年齢については、回答を求めている。

3 計画への反映

「ご意見の概要と計画への反映状況」のとおり。なお、ご意見については、趣旨をふまえて要約しています。

ご意見の概要と計画への反映状況

理想のまち、残したいまち、提案したいライフスタイルなど	
ご意見の概要	計画への反映状況
原子力・化石燃料に極力頼らない自然エネルギーなどをバランスよく活用した電源構成。（自然エネルギーのみで 100%自給）	計画 P26～28 に、「低炭素社会の構築」をめざす取り組みとして、「再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用」及び「徹底した省エネルギーの推進」を盛り込みました。
ごみの最終処分ゼロのまち（リユース・リサイクル 100%、海面処分場で行っている最終処分をゼロにするような施策）	計画 P34～35 に、「循環型社会の形成」をめざす取り組みとして、「2R を優先した取り組みの推進」及び「分別・リサイクルの推進」を盛り込みました。
資源が循環するまち	計画 P34～35 に、「循環型社会の形成」をめざす取り組みとして、「2R を優先した取り組みの推進」及び「分別・リサイクルの推進」を盛り込みました。
「混ぜればごみ、分ければ資源」の徹底によるサステナブルなまち（美しいまち、脱炭素、地域経済の振興）	また、計画 P52 に、「環境の課題解決だけでなく、地域コミュニティの活性化や人口減少・高齢化など社会課題の同時解決」をめざす具体的な取り組み例として、「市民、地域と連携し、『混ぜればごみ、分ければ資源』を徹底し、ごみの分別排出・資源化を進めます。」と記載しました。
快適な都市環境が維持されているとともに、さらに未来の大阪の環境や地球環境問題について、すべての主体が、考えたり、想像したり、アイデアを出すことができるよう環境教育・体験、環境施設・技術などが整備され、また、世界から注目やインパクトを与える環境の取り組みができるまち	ご提案の趣旨を踏まえ、ビジョンを「SDGs の達成に貢献する環境先進都市」としました。 また、施策として「快適な都市環境の確保」や「環境教育、啓発の推進」、「地球環境への貢献」を盛り込むとともに、施策展開の戦略として「地域、市民、事業者との連携強化」や「持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用」、「国際展開の強化」を盛り込みました。
移動は徒歩にすることで、浮いた交通費を寄付、公共財を創る。 （自身の健康とエコと社会貢献を同時に実現できる取り組み）	計画 P29 に、「低炭素型の交通システムへの変革」として「公共交通の整備と利用促進」を盛り込みました。 また、計画 P53 に、「市民の健康・福祉の増進などの課題と環境問題を同時に解決する」具体的な取り組み例として、「公共交通の整備や利用を進める」などにより、「CO ₂ 排出量を削減するとともに、健康な社会の形成につなげて」いく旨を盛り込みました。

その他、寄せられた意見
工業、商業、住居などの安全明確な区画の都市計画により快適な都市環境が図れると思う。
地面より高い位置に建築物を建設し、床下部分にインフラ整備を行うことによる、津波等による被害を回避できるまち
経済的に自立することで、行政に依存しない、いかなる時（震災時）でも低炭素社会が可能なまち
市内から電線をなくし、「空」を開放したまち
「3つのゼロ社会」ゼロ炭素エネルギーシステムの構築、限界費用ゼロ社会の創出、必要労働時間ゼロへの挑戦（全てのモノがタダで作れ、誰も働かずに、自然エネルギーで生活できる社会、シェアしあう社会）
「お笑いのまち」、「庶民のまち」よりも「上方文化のまち」

政策アイデア、自ら取り組みたいこと、実践したいライフスタイルなど	
ご意見の概要	計画への反映状況
事業者との協働の視点「有料」というキーワードの活用し、マイバッグ持参につなげる	計画 P34～35 に、「2 R を優先した取り組みの推進」として、「生ごみの減量」「区ごとの減量目標設定」や「『おおさかプラスチックごみゼロ宣言』に基づく取り組み」を記載しました。
デポジット化でごみをごみにさせない	
分別・循環を徹底、余計なものは買わない	計画 P34～35 に、「循環型社会の形成」をめざす取り組みとして、「2 R を優先した取り組みの推進」を盛り込みました。 また、計画 P37 に、「私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること」として、「分別・循環を徹底し、余計なものは買いません。」と記載しました。
地域から出た資源を地域のために役立てる (分別すると地域が得する)	計画 P52 に、市民等との「良好なパートナーシップを確立して資源の循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ、地域経済の循環も促進し地域の活性化を図る」具体的な取り組み例として、「コミュニティ回収実施地域の拡大を図り、ごみ減量を推進するとともに、地域コミュニティの活性化につなげます。」と記載しました。
市域内の気温上昇対策に高日射反射率塗料の利用促進	計画 P40 に、「ヒートアイランド対策の推進」の取り組みとして、建物・地表面の高温化抑制などを盛り込みました。
すべての主体が参画できる SDGs の取り組み	計画 P44 に、「私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること」として、「SDGs ビジネスを創出します。」と記載しました。
SDGs ビジネスの創出や SDGs モデルエリアや環境ゾーンの設定	計画 P55 に、「国際展開の強化」の具体的な取り組み例として、「多様なステークホルダーと協働して、環境分野における市民や事業者の SDGs の先進的な取り組みを海外に移転します。」と記載しました。
国際協力や大阪での国際会議など、国際的な環境問題への参画	計画 P43～P44 に、「地球環境への貢献」として「国連機関等への協力、支援」や「都市間協力の推進」、「官民連携による海外展開」を盛り込むとともに、「私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること」として、「大阪での国際会議への協力など国際的な環境問題の解決に取り組みます。」と記載しました。 また、計画 P50 において、「大阪市が国際的な大都市としての役割・責任を果たしていくことが求められて」いることを明確に示すとともに、計画 P55 において、施策展開の戦略として「国際展開の強化」を盛り込みました。
分別・回収・活用のプロセスに障がいのある人を雇用（地域の資源（人・もの）を組み合わせ、みんなが幸せに）	計画 P35 に、「循環型社会の形成」をめざす取り組みとして「福祉施策との連携」を盛り込み、「使用済小型家電の再資源化にあたり、障がい者福祉施設との連携を行い、障がい者の就労機会の拡充を図ります。」と記載しました。 また、計画 P53 において、施策展開の戦略として、「市民の健康・福祉の増進などの課題と環境問題を同時に解決する施策を積極的に推進します。」と記載しました。

政策アイデア、自ら取り組みたいこと、実践したいライフスタイルなど	
ご意見の概要	計画への反映状況
2070 年に向けて環境教育の専門家を教育現場に派遣できる制度を構築し、エネルギーロス、食品ロス、資源ロス等、全てにおいて「もったいない」を中心とする環境教育	計画 P47 に、「私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること」として、「みんなが『もったいない』視点で物事を考えるようにします。」と記載しました。
環境教育を強化しつつ、市民協働として「もったいない」の視点で物事を考える市民への啓発	
環境教育を強化しつつ、市民協働として、地域防災、子供会等と行政が一体となった環境啓発事業	計画 P45 において、「すべての主体の参加と協働」をめざす取組みとして、地域や事業者、小中学校と連携し、「環境教育、啓発の推進」に取り組む旨を盛り込みました。

その他、寄せられた意見
事業者に対する CO ₂ 排出税を創設し、それを原資として環境対策基金を設立し、EV 導入など CO ₂ 排出抑制に貢献できるよう支援する。
自然エネルギーのみで 100%自給できるエリアをモデルケースとして多少強引にでも作り、徐々に広げていく。
ごみを出すライフスタイルに経済的負荷 (ごみ袋有料化、使い捨て容器のデポジット制)
全てのごみ処分を原則有料化
焼却工場の拡充によるリユース・リサイクル機能の充実
省資源、分別がカッコいいというムーブメント
「環境先進都市大阪」という発想を転換し、「我が国を牽引する都市大阪」として政令市全てと連携を図り、共通の取組みを進める。 (例：各自治体によって異なるごみの排出方法の統一化)
インフラ整備用の共同溝を道路上に設置し、その路面にあわせて高床式住居を広めていく。
もったいない送電ロスをせず、公共施設の全てに発電施設（地域に送電できる規模）を組み込み、地域内のエネルギーをできる限り生産する体制の構築
わざわざ防災備蓄をするのではなく、大阪まるごとストックを考える。
様々な「気づき」を促す仕組みの構築
防災の観点から、在阪飲料メーカーを軸に、飲料容器をペットボトルからアルミパウチ化し、輸送エネルギーやごみの減量化
地域資源に「気づき」からの経済的に自立できる持続の「築き」へ
大阪市の主要な計画や施策における環境視点の強化

3 小学生対象 作文コンクール 結果

1 作品募集期間

平成 30 年 12 月 20 日（木曜日）～ 平成 31 年 1 月 17 日（月曜日）

2 募集テーマ

「環境にやさしいまち」のために、私がやりたいこと

3 対象

市内の小学校に通う小学生、市内に住んでいる小学生

4 応募作品数

計 203 点

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
20 点	21 点	76 点	38 点	35 点	13 点

5 優秀作品について

大阪市環境審議会環境基本計画策定部会各委員の意見を踏まえ、優秀作品として 7 作品を選定し、賞状及び副賞（1,000 円分の図書カード）を贈呈しました。

6 計画への反映

「作文で寄せられた主な取組みと計画への反映状況」のとおり。

作文で寄せられた主な取組みと計画への反映状況

作文で寄せられた主な取組み など	素案への反映状況
(食品ロスの削減のため) 「大いなる一歩を踏み出す時が来た！」	計画表紙に盛り込みました。
・ エアコンの使い方を大事にしたい。 ・ エアコンの設定温度に気をつける。 ・ エアコンの無駄をなくす。 ・ エアコンは、ドアを閉めて使い、設定温度にも気を付ける。	計画 P33 に「低炭素社会の構築」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「エアコンの設定温度に気を付けます。」と盛り込みました。
・ テレビを長い時間見ないようにしたり、点けっぱなしにしない。 ・ いらない電気やテレビを消す。 ・ クーラーを使わないときはコンセントを抜く。 ・ 家の中では電気を大事にしたい。 ・ 使っていない部屋の電気を消す。 ・ 電化製品を使わない時は電気のスイッチを消しておくことや、プラグを抜くことなど電気を大事に扱う。 ・ テレビを見ない時はコンセントを外しておく。	計画 P33 に「低炭素社会の構築」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「テレビを長い時間見ないようにしたり、点けっぱなしにしません。」と盛り込みました。
・ ガソリンを使わない自動車やバイクなども作りたい。 ・ 電気やエネルギー火・ガスを使わない車とか飛行機、ロケットを作りたい。 ・ 電気を使わない電球や電気を使わない携帯電話、炊飯器等をつくる。 ・ 政府に火力発電所を風力発電所に変えてもらいたい。地熱発電所を作ってもらいたい。	計画 P33 に「低炭素社会の構築」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「ガソリンを使わない自動車やバイクなども作りたい。」と盛り込みました。

作文で寄せられた主な取組み など	素案への反映状況
・いらなくなったおもちゃや、洋服を譲ったり、制服を譲ってもらったりする。 ・ごみの分別を自分から進んで行う。 ・「3R」を意識し、特にリサイクルを大切にする。 ・ごみの分別や、新聞紙や古着・牛乳パックのリサイクルをする。 ・ごみの分別をやりたい。 ・すべてをごみとして捨てるのではなく、使い道を探し、ごみを減らす。 ・ごみの分別をしたり、あまりごみを出さないようにする。 ・無駄遣いをやめて、地球によい生活をする。 ・無駄遣いをなくして、リサイクルできる物は分別してリサイクルに出す。 ・小さいころに使っていた服・物・靴などは他の人に譲る。 ・ティッシュの無駄遣いをやめる。	計画 P37 に「循環型社会の形成」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「いらなくなったおもちゃや、洋服を譲ったり、制服を譲ってもらったりします。」と盛り込みました。
・買い物に行く時エコバッグを持って行き、むやみに買い物をしない。 ・スーパーで買い物袋を受け取らないようにする。 ・買い物に行く時は、ナイロン袋の利用を減らすためにエコバッグを利用する。 ・ビニール袋などは買わず買い物袋を持っていく。 ・学校や公園にお茶の入った水筒を持って行っている。 ・買い物の時に、エコバッグを持ったり、お茶や水をマイボトルに入れる。 ・レジ袋はあまりつかわないように自分の鞆を持って行くようにする。	計画 P37 に「循環型社会の形成」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「買い物に行く時はエコバッグを持っていき、むやみに買い物をしません。」と盛り込みました。
・好き嫌いを減らしたり、レストランでは、食べられるだけ注文する。 ・良い環境のために、残さず食べる。 ・食べ残しなどの「無駄」を無くす ・食品ロスによってごみが増えることは、環境によくないので、気を付ける。	計画 P37 に「循環型社会の形成」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「好き嫌いを減らしたり、レストランでは、食べられるだけ注文します。」と盛り込みました。
・火や水を大切にする、「エコクッキング」は環境にやさしいと思った。	計画 P37 に「循環型社会の形成」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「火や水を大切にする『エコクッキング』は環境にやさしいと思います。」と盛り込みました。
・自分のごみは、持ち帰るか、ごみ箱にすてる。 ・ごみを捨てない、落ちているごみを拾ってごみ箱に捨てる。小さなことだがみんなが気を付ければ大きな力になる。 ・ごみは、ごみ箱のあるところに捨てる。 ・外に行く時は、鞆の中にごみ袋を入れて持ち歩く。 ・川や海にごみを捨てない ・道路にごみを捨てない	計画 P37 に「循環型社会の形成」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「自分のごみは持ち帰るか、ごみ箱に捨てます。」と盛り込みました。

作文で寄せられた主な取り組み など	素案への反映状況
・きれいな自然や海・山・川を守ることで、地球のすべての生き物が元気になると思う。 ・少しの心掛けで川や海、山の自然を守り、地球のすべての動物や人が健康で安全に過ごせるようにしたい。 ・みんなにとって地球はとっても大切だ。 ・生き物の暮らしをもとに戻したい。 ・環境を守るために3Rを守り、いつまでも自然と仲よく生きていきたい。 ・みんなが笑顔でいれる地球にしたい。 ・自然のおいしい水や、きれいな空気などを守っていく。	計画 P42 に「快適な都市環境の確保」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「きれいな自然や海・山・川を守ることで、地球のすべての生き物が元気になると思います。」と盛り込みました。
・大阪をもっと緑でいっぱいになりたい。 ・環境にやさしくするために自分一人でも緑を育てたい。 ・森林などを増やしていきたい。 ・多くの人に木を植えてもらいたい。 ・いろいろな種類の花を植えたい。	計画 P42 に「快適な都市環境の確保」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「大阪をもっと緑でいっぱいになりたい。」と盛り込みました。
・汚れのひどい食器やフライパンなどの汚れを新聞紙でふき取り、川の水の汚れを減らしたい。 ・食器を野菜のごみや新聞紙で汚れを落としてから洗う。 ・油のついている皿はティッシュなどで汚れをふき取ってから洗う。	計画 P42 に「快適な都市環境の確保」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「汚れのひどい食器やフライパンなどの汚れを新聞紙でふき取り、川の水の汚れを減らしたい。」と盛り込みました。
・自分でごみ袋を持って、皆のごみを回収する。 ・皆に協力してもらってごみのない町にしたい。 ・公園や道のごみ拾いや掃除をする。 ・ごみ拾いをする。	計画 P47 に「すべての主体の参加と協働」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「自分でごみ袋を持って、皆のごみを回収します。」と盛り込みました。
・企業や自治体だけでなく、一人ひとりが環境について意識する。	計画 P47 に「すべての主体の参加と協働」をめざし、私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できることとして、「企業や自治体だけでなく、一人ひとりが環境について意識します。」と盛り込みました。

4 素案に対するパブリック・コメント実施結果

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成 31 年 4 月 25 日（木曜日）～ 令和元年 5 月 24 日（金曜日）

(2) 募集方法

送付、ファックス、電子メール、電子申請・オンラインアンケートシステム

(3) 閲覧・配付場所

①大阪市環境局環境施策部環境施策課（あべのルシアス 13 階）

②各区役所および出張所

④市民情報プラザ（大阪市役所 1 階）

⑤大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）

2 意見募集結果

(1) 意見の受付通数

○受付通数 16 通（総意見数 99 件）

(2) 受付通数の内訳

○受付方法別

送付	ファックス	電子メール	アンケートシステム
2 通	0 通	8 通	6 通

○住所別

大阪市内	大阪市外	無回答
8 名	7 名	1 名

○年齢別

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明
0 名	0 名	1 名	6 名	4 名	1 名	名	4 名

(3) 実施結果の公表場所

意見を募集した際の閲覧・配付場所と同様

(4) 提出された意見の内訳

項目	件数
計画全般にかかるもの	17 件
第 1 章 計画の策定にあたって	4 件
第 2 章 基本的な考え方	5 件
第 3 章 基本的な施策の体系	33 件
第 4 章 施策展開の戦略	10 件
第 5 章 計画の進行管理	2 件
その他	28 件
総意見数	99 件

(5) 提出された意見の分類と計画への反映状況

① 意見の趣旨を踏まえ計画に反映したもの	31 件 (31%)
② 素案と同趣旨または賛同・評価を頂いたもの	1 件 (1%)
③ 個別事業に対する意見等で参考とするもの	15 件 (15%)
④ その他、文章表記に関するご意見や質問等	52 件 (53%)

5 持続可能な世界の実現に向けて大阪から発信するメッセージフォトコンテスト 結果

1 募集期間

令和元年7月10日（水曜日）～ 令和元年9月6日（金曜日）

2 募集テーマ

持続可能な世界の実現に向けて大阪から発信するメッセージフォト

① 環境について、私からのメッセージ

② 環境のために、私の宣言

（①②に限らず、環境に関する内容であれば応募可）

3 募集対象

大阪市内に在住・在勤・通学している方

4 撮影方法

① 撮影用メッセージボードをダウンロードして、又は紙に自由にメッセージを記入。

② メッセージボードを持って自撮り、又は友達と一緒に撮影した写真を撮影。

5 応募方法

① 「なにわエコスタイル」のInstagramへの投稿

② メールによる応募

6 応募数

34点

7 入賞作品について

令和元年11月3日（日曜日）開催のECO縁日2019会場に応募写真を貼り出し、来場者の投票により入賞作品を決定し、入賞10作品の応募者に賞（3,000円分の図書カード）を贈呈しました。

8 計画への反映

計画のP33に6点、P37に9点、P42に6点、P44に1点、P47に5点の計27点を掲載しました。

6 基本的な施策の体系と関連する個別・分野別計画の関係

	大阪府庁内環境管理計画	大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	大阪府景観計画	大阪府港湾計画	大阪府都市農業振興基本計画	大阪府災害廃棄物処理基本計画	大阪府高齢者保健福祉計画	家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン	大阪府産業廃棄物処理指導方針	大阪府障がい者支援計画	大阪府一般廃棄物処理基本計画	おおさかヒートアイランド対策推進計画	大阪府生物多様性戦略	大阪府水環境計画	新・大阪市緑の基本計画	大阪府公共建築物等における木材利用基本方針	市設建築物設計指針	大阪府強靱化地域計画	大阪市エコカー普及促進に関する取組方針	大阪府自転車活用推進計画	大阪府地球温暖化対策実行計画（「事務事業編」）	おおさかエネルギー地産地消推進プラン	大阪府地球温暖化対策実行計画（「区域施策編」）
第1節 低炭素社会の構築																							
第1項 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用																							
● 再生可能エネルギーの活用	●	●										●	●	●									
● 都市インフラ等における未利用エネルギーの活用	●	●	●									●	●	●									
● 帯水層蓄熱の活用	●	●										●											
● 水素エネルギーの活用	●											●											
第2項 徹底した省エネルギーの推進																							
● 事業者における省エネ対策	●	●										●	●										
● ライフスタイルの変革	●	●										●											
● エコ住宅、ZEB・ZEHの普及促進	●	●																					
● VPPの推進																							
第3項 低炭素型の交通システムへの変革																							
● 公共交通の整備と利用促進	●											●	●										
● 自転車の活用促進				●																			
● エコカーの普及促進	●				●							●	●										
● エコドライブの促進	●											●	●										
● 道路交通の円滑化	●					●							●										
第4項 低炭素型のまちづくり																							
● 建築物の環境配慮	●	●										●	●										
● 低炭素型都市の拠点形成	●					●																	
● 環境・エネルギー産業の振興	●																						
● 公共施設における対策の推進	●	●	●				●					●	●										
● 民間開発における環境配慮の促進	●												●										
第5項 CO ₂ 吸収源に関する取組み																							
● 国産木材の利用拡大	●							●				●											
第6項 気候変動への適応に関する取組み																							
● 水環境や水資源に関する取組み	●											●	●										
● 自然生態系に関する取組み	●											●	●										
● 健康に関する取組み	●												●										
● 災害対応への取組み	●					●																	
● グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）の推進												●		●									
第2節 循環型社会の形成																							
第1項 2Rを優先した取組みの推進																							
● 市民・事業者への普及啓発	●											●											
● 生ごみの減量												●	●										
● 区ごとの減量目標設定																							
● 「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組み																							
第2項 分別・リサイクルの推進																							
● 家庭系ごみ対策	●											●											
● 事業系ごみ対策	●											●		●									
● 福祉施策との連携													●										

		大阪府庁内環境管理計画	大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	大阪市景観計画	大阪港港湾計画	大阪市都市農業振興基本計画	大阪市災害廃棄物処理基本計画	大阪市高齢者保健福祉計画	家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン	大阪市産業廃棄物処理指導方針	大阪市障がい者支援計画	大阪市一般廃棄物処理基本計画	おおさかヒートアイランド対策推進計画	大阪市生物多様性戦略	大阪市水環境計画	新・大阪市緑の基本計画	大阪市公共建築物等における木材利用基本方針	市設建築物設計指針	大阪市強靱化地域計画	大阪市エコカー普及促進に関する取組方針	大阪市自転車活用推進計画	大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	おおさかエネルギー地産地消推進プラン	大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
第3項 環境に配慮した適正処理																								
	● 産業廃棄物処理業者への適正指導	●										●												
	● 廃棄物のもつエネルギーの活用や環境配慮	●	●	●							●													
	● 3Rの推進に係る検討										●													
第4項 ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり																								
	● 行政サービスの効率化										●													
	● きめ細かな行政サービスの提供										●								●					
	● 災害廃棄物の処理体制の構築									●								●						
第3節 快適な都市環境の確保																								
第1項 自然との共生・生物多様性保全の推進																								
	● 生物多様性の保全	●									●	●	●											
	● 緑の保全と緑化の推進、農地の保全	●									●	●	●	●								●		
	● 水辺空間の保全と創造										●	●	●	●								●		
	● 都市景観の保全と創造																					●		
第2項 ヒートアイランド対策の推進																								
	● 気温上昇抑制を目的とした「緩和策」の推進	●	●								●		●	●										
	● 暑熱環境による人への影響を軽減する「適応策」の推進	●									●	●	●	●										
第3項 都市環境の保全・改善の取組み																								
	● 大気汚染対策	●																						
	● アスベスト対策																							
	● 水質汚濁対策											●	●											
	● 地盤環境の保全											●												
	● 騒音・振動、悪臭対策																							
	● 化学物質対策																						●	
	● 公害健康被害の救済																							
第4節 地球環境への貢献																								
	● 国連機関等への協力、支援	●										●												
	● 都市間協力の推進	●										●												
	● 官民連携による海外展開	●										●												
	● 賢い消費者（スマートコンシューマー）への変革促進											●	●											
	● 地球環境に貢献する事業活動の促進	●										●												
第5節 すべての主体の参加と協働																								
第1項 環境教育、啓発の推進																								
	● 環境教育	●										●	●	●	●									
	● 情報発信、普及啓発	●										●	●	●	●									
	● 担い手の育成、パートナーシップの強化	●								●		●												
	● 環境貢献者の表彰	●										●		●										
第2項 環境影響評価による環境配慮の推進																								
第3項 大阪府が率先する取組み																								
	● 大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取組み			●																				
	● 大阪府庁内環境管理計画に基づく取組み	●		●								●	●											●
	● グリーン購入の推進									●		●												●
	● 市設建築物における環境配慮の推進	●	●	●					●			●	●											●
	● エコカーの率先導入	●		●		●						●	●											●

7 計画の目標水準とその達成に向けた施策項目

1 「第1節 低炭素社会の構築」における目標水準とその達成に向けた施策項目

- 2030年度の大阪市域からの温室効果ガス排出量を2013年度比で30%削減。

(単位：万トン-CO₂)

区分	基準年度 (2013年度)	直近の状況 (2017年度)	基準 年度比	目標 (2030年度)	基準 年度比	削減量
温室効果ガス 排出量	2,106	1,901	-9.7%	1,474	-30%	▲ 632

大阪市環境基本計画 第3章 第1節		施策による削減可能量※	
施策項目	具体的な取組み	主な施策	主な削減量
第1項 再生可能エネルギー や未利用エネルギー等の活用	●再生可能エネルギーの活用	太陽光発電の導入促進	▲ 9.8
	●都市インフラにおける未利用エネ ルギーの活用	下水処理場における消化ガス発電	▲ 1.4
		下水汚泥の固形燃料化	▲ 1.0
		計	▲ 12.2
第2項 徹底した省エネ ルギーの推進	●事業者における省エネ対策	中小事業者への省エネ促進に向けた取組み	▲ 84.0
		高効率機器の導入	▲ 43.2
		エネルギー管理の実施	▲ 18.4
	●ライフスタイルの変革	高効率給湯器及び照明の導入	▲ 68.4
第4項 低炭素型のまちづく り	●エコ住宅、ZEB・ZEHの普及促進	新築住宅における省エネ基準適合推進	▲ 18.4
	●建築物の環境配慮	建築物の省エネ化	▲ 29.5
		建築物の省エネ化 【再掲】	—
		●民間開発における環境配慮の促進	高効率機器の導入 【再掲】
		電力排出係数の改善	▲ 271.2
		計	▲ 533.1
第3項 低炭素型の交通シ ステムへの変革	●公共交通の整備と利用促進	交通流対策の推進などの運輸部門対策	▲ 18.1
	●道路交通の円滑化		
	●エコカーの普及促進	次世代自動車の普及	▲ 17.2
		電力排出係数の改善	▲ 13.7
		計	▲ 49.0

※根拠は「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）」（平成29年3月）による。

2 「第2節 循環型社会の形成」における目標水準とその達成に向けた施策項目

●2025年度の大阪市のごみ処理量を84万トンに削減。

(単位：万トン)

区分	基準年度 (2014年度)	直近状況 (2018年度)	基準 年度比	目標 (2025年度)	基準 年度比	施策項目	具体的な取組み
ごみ排出量	103	103	0	95	▲ 8	第1項 2Rを優先した取組み	●生ごみの減量 ●市民・事業者への普及啓発 ●区ごとのごみ減量目標設定 ●「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組み※
資源化による ごみ処理量の減	▲ 9	▲ 10	▲ 1	▲ 11	▲ 2	第2項 分別・リサイクルの推進	●家庭系ごみ対策 ●事業系ごみ対策 ●福祉施策との連携
ごみ処理量	94	93	▲ 1	84	▲ 10		—

●2025年度のワンウェイのプラスチック（容器包装等）を 2005年度比で25%排出抑制（リデュース）する。

区分	基準年度 (2005年度)	直近の状況 (2018年度)	目標 (2025年度)	施策項目	具体的な取組み
ワンウェイ プラスチック 収集量	—	▲17%	▲25%	第1項 2Rを優先した取組み	●市民・事業者への普及啓発 ●区ごとのごみ減量目標設定 ●「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組み※

※「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組み

- ・エコバッグを常に携帯する運動の推進（大阪エコバッグ運動）
- ・環境イベント、HP、チラシなどによる市民への意識啓発
- ・庁舎、関連施設における使い捨てプラスチック使用削減及びプラスチックごみの適正処理の一層の推進
- ・職員による使い捨てプラスチック使用削減及びプラスチックごみの適正処理の取組みの徹底 など

3 「第3節 快適な都市環境の確保」における目標水準とその達成に向けた施策項目

- 2030年度に自然や生き物を身近に感じる市民の割合を50%とする。

区分	基準年度 (2018年度)	直近の状況 (2018年度)	基準 年度比	目標 (2025年度)	基準 年度比	施策項目	具体的な取組み
自然や生き物を身近に感じる市民の割合	30.4%	30.4%	—	50%	64%増	第1項 自然との共生・生物多様性保全の推進	●生物多様性の保全 ●緑の保全と緑化の推進、農地の保全 ●水辺空間の保全と創造

- 2025年度末の緑被率約10.4%（2012年度値）を維持もしくはそれ以上を達成。

区分	基準年度 (2012年度)	直近の状況 (2012年度)	基準 年度比	目標 (2025年度)	基準 年度比	施策項目	具体的な取組み
緑被率	約10.4%	約10.4%	—	現状以上		第1項 自然との共生・生物多様性保全の推進	●緑の保全と緑化の推進

- 2025年の地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を2000年より3割減らす。

区分	基準年度 (2000年) (1998-2002)	直近の状況 (2016年) (2014-2018)	基準 年度比	目標 (2025年) (2023-2027)	基準 年度比	施策項目	具体的な取組み
地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数	46日	37日	2割減	32日	3割減	第2項 ヒートアイランド対策の推進	●気温上昇抑制を目的とした「緩和策」の推進 ・人工排熱の低減 ・建物・地表面の高温化抑制 ・都市形態の改善

- 大気環境、水環境、ダイオキシン類、騒音にかかる国の環境基準を達成。
二酸化窒素及び非メタン炭化水素については、大阪市環境保全目標を達成。

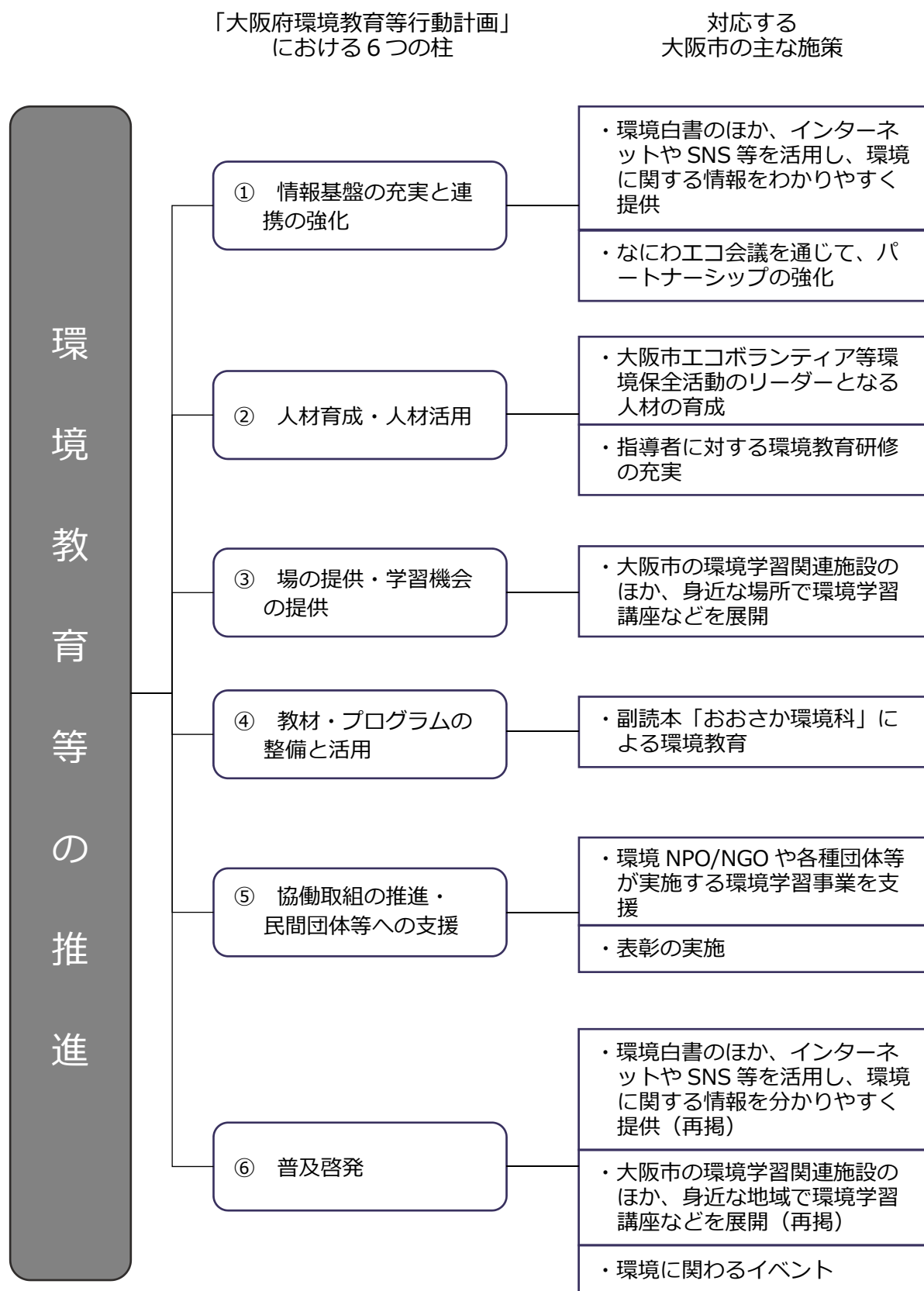
区分	目標 (2030年度)	施策項目	具体的な取組み
大気環境	国の環境基準を達成※	第3項 都市環境の保全・改善の 取組み	●大気汚染対策
	大阪市環境保全目標を達成 (二酸化窒素、非メタン炭化水素)		
水環境	国の環境基準を達成		●水質汚濁対策
ダイオキシン類			●化学物質対策
騒音			●騒音・振動、悪臭対策

※国の環境基準のうち、光化学オキシダントについては、全国的にも環境基準達成率が極めて低い水準（2017年度は達成率0%）となっており、国は光化学オキシダントの改善傾向を評価するための指標の検討を行うとともに、越境大気汚染への対策や科学的知見の充実等を図ることとしている。大阪市は発生源対策を通じて環境濃度の改善をめざす。

8 大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 30 年 9 月）における環境分野 の目標値

具体的な施策	K P I	目標値
気候変動対策 （緩和と適応）	国際的な気候変動対策等への取組みの実施	海外で環境分野のノウハウを 提供した事業者数:75事業者 （2020年度）
	市域の温室効果ガス排出量	温室効果ガス排出量を 平成25（2013）年度比で30%削減 （2030年度）
	地球温暖化の影響を除外した熱帯夜数	平成12（2000）年の46日より3割減 （2025年度）
循環型社会の形成	年間ごみ処理量	84万トン （2025年度）
生物多様性の保全	生物多様性の意味を知っている市民の割合	50%以上 （2020年度）

9 環境教育等を推進する大阪市の施策



10 用語の解説

あ行

愛知目標（P 10、11）

2010 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 10）で採択された世界目標。

2020 年までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとることが合意され、各国に求められる行動が 20 にまとめられています。

アスベスト（P 2、21、41）

石綿とも呼ばれ、天然に産する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性等に優れているため、建設資材をはじめ広い用途に使用されていましたが、多量の吸引により、アスベスト肺、肺がん等の原因になるとされ、現在、日本において新規の使用等はされていません。

インバウンド（P 20）

訪日外国人客のこと。

エコアクション 21（P 28、52）

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）。

あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境の改善に取り組んでいただけるよう工夫されています。

エネルギーインフラ（P 30）

インフラストラクチャー（インフラ）とは社会基盤であり、エネルギー供給についての基盤のこと。

エネルギーの面的利用（P 30、31、53、54、57）

コージェネレーション等の自立分散型電源の導入と、複数の建物を熱導管や電力自営線でつなぐことにより、建物間で電力や熱の融通を行い、エネルギーの最適化・効率化を図るシステムのこと。

おおさか環境科（P 45）

小中学校の授業の中で使用するための副読本。

環境省作成の「授業に活かす環境教育」の体系図等を参考に、大阪市が子どもに学習してほしい内容を「生物多様性」「循環」「地球温暖化」「エネルギー」「都市環境保全」の 5 つの分野に分類しています。5 つの分野それぞれで、小学校 3・4 年生→小学校 5・6 年生→中学生と、発達段階に応じた内容を学習いただけるよう作成し、大阪での状況や対策など、大阪独自の内容を中心として掲載しています。

大阪市エコ住宅（P28）

大阪市では、省エネルギー・省CO₂に配慮された住宅の普及を促進するため、一定の基準を満たす住宅の建設・改修計画を「大阪市エコ住宅」として認定し、竣工した際には、認定プレートを交付する「大阪市エコ住宅認定制度」を実施しています。

大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕（P4、48、59）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、大阪市の事務事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制などを行うために策定した計画。

大阪市市内環境管理計画（P48）

大阪市が独自に取り組む環境マネジメントシステムで、大阪市の事務事業の実施にあたって、全庁的な推進のもと、温室効果ガス排出削減など環境への負荷の低減に取り組んでいます。

大阪市廃棄物減量等推進員（ごみゼロリーダー）（P34、35、52）

地域においてごみの減量・リサイクルを推進するリーダー。

大阪市と連携し、市民の皆さんに対する「ごみ減量アクションプラン・市民の行動メニュー」の啓発や地域での自主的な減量・リサイクル活動の実施に取り組んでいます。

おおむね各振興町会に1名の方に委嘱し、約4,000名の方々に活動していただいています。

大阪 水・環境ソリューション機構（^{オウエッサ}OWESSA）（P44、55）

大阪市・府と大阪・関西の経済界が、行政が持つこれまでの豊富な経験と、民間が持つ先進的な技術を活かして、海外の水・環境問題解決に貢献するとともに、大阪・関西企業の海外展開を通じた地域経済活性化を図るために設立した組織。

オープンイノベーション（P31）

新技術等の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること。

温室効果ガス（P2、11、12、21、22、26、32、34、36、43、48）

赤外線を吸収し、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素などのガス。

温度差エネルギー（P26）

海や川の水温は、夏も冬もあまり変化がなく、大気との温度差があります。これを「温度差エネルギー」といい、ヒートポンプや熱交換器を使って、冷暖房などに利用でき、エネルギーの有効活用を行うことができます。

環境影響評価（P 47、53）

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは、大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮をするための制度のこと。

環境と開発に関するリオ宣言（P 10）

1992 年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択された宣言。

「人類は、自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る資格を有すること」や「持続可能な開発を達成するため、環境保護は、開発過程の不可分の部分とならなければならない、それぞれ分離しては考えられないものである。」とされています。

環境マネジメントシステム（EMS）（P 28、48、52）

企業等の事業組織が、環境法令等を遵守することにとどまらず、自主的、継続的に環境の改善に取り組んでいくための行動を、計画・実行・点検・見直しの PDCA サイクルで行う一連の手続きで運用する自律的なシステムのこと。

気候変動（P 2、3、6、11、26、32、43、45、55）

地球におけるエネルギーの流れは、様々な要因により、様々な時間スケールで変動しており、太陽から受け取ったエネルギーを源として、様々な形態を取りながら、海洋・陸地・雪氷・生物圏の間で相互にやりとりされています。これらを気候変動といい、地球上の温室効果ガス濃度が増えると、エネルギーバランスに影響が生じ、地球から宇宙へのエネルギー放射が行われにくくなり、地球温暖化を引き起こします。

気候変動枠組条約（気候変動に関する国際連合枠組条約）（P 10）

地球温暖化対策に関する取組みを国際的に協調して行っていくため、1992 年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択され、1994 年に発効した条約。

本条約は、気候に危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準で、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することを目的としており、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施などの義務を課しています。

グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）（P 33、53）

土地利用において自然環境の有する防災・減災、地域振興、環境などの機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。

近年、欧米を中心にこの考え方に基づく取組みが進められようとしています。

グリーン購入（P 48）

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

2001 年 4 月から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、国や地方公共団体はグリーン調達に努めています。

クールスポット（P 40）

屋外空間において人が涼しく感じる場所のこと。

下水高度処理水（P 39）

下水処理場における放流水について、環境負荷が少なくなるよう処理を加え、放流している処理水のこと。

大阪市の下水処理場では、市内河川の汚れの原因となる有機物などをさらに除去するため、急速ろ過池を整備したり、大阪湾の赤潮の発生の原因になるリンや窒素を、さらに除去するための高度処理施設の整備を、既存の水処理施設の改築にあわせて進めています。

光化学オキシダント（P 2、16、22、23、40）

光化学スモッグの主要な成分で、オゾン、アルデヒド等を主成分とする酸化性物質の総称であり、健康影響については、目や喉に対する刺激や頭痛を引き起こすことが知られています。

国際フェアトレード認証制度（P 39）

国際フェアトレードラベル機構による認証制度で、原料の生産から完成品となるまでの全過程において、有機農法の推奨や水質・土壌保全などの生産地の環境保全に関する規約や、生産者への最低価格保証などの社会的な基準を順守しているコーヒーやバナナ、カカオ、綿製品などの製品を認証しています。

国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）（P 43、55）

1990 年に開催された「国際花と緑の博覧会」の精神を継承し、大阪の環境保全の経験を活かすため、鶴見緑地に誘致した、大阪に存在する唯一の国連機関です。開発途上国等における廃棄物管理を中心とする環境上適正な技術（EST）の普及等を進めています。

コージェネレーション（P 28、31、54）

一つのエネルギー源から二つ以上の有効なエネルギーを得るシステムのこと。エンジンやタービン等によって発電すると同時に、稼働時に発生する排熱を回収して利用することで、高いエネルギー効率を得ることが可能となります。

コミュニティ回収（P 35、52）

現在、大阪市が実施している「古紙・衣類分別収集」を収集曜日や収集場所を変えずに、大阪市に代わって地域活動協議会等の地域コミュニティが契約する再生資源事業者が収集する制度。地域の皆さんが主体となって分別収集に協力いただき、大阪市からは古紙等の収集量に応じた支援を行っています。

再生可能エネルギー（P 26、29、40、54）

一度利用しても比較的短期間に再生が可能で枯渇しないエネルギー。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など。

サプライチェーン（P 44、55）

CO₂ 排出量において、事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出量を合計した排出量のこと。

事業者の原料調達・物流・製造・使用・廃棄等の各工程に関わる事業者全体の排出量が含まれています。

資源集団回収（P 35）

家庭から出る新聞、雑誌、段ボールなどの古紙や古布などの資源を町会、自治会、子ども会、マンション管理組合などの住民団体が自主的に収集し、再生資源業者に引き渡すことにより、資源を活かす取り組み。

自然共生社会（はじめに、P 55）

自然と共に生きる社会のこと。

第三次生物多様性国家戦略（2012 年 9 月）では、水や食料などの自然の恵みを供給する地方と、その恩恵を受ける都市との間でお互いに支え合う「自然共生圏」といった考えに基づき、連携や交流を深化することが示されています。

持続可能なイノベーション（P 7、11、51）

イノベーション（技術革新）のうち、低炭素や資源の循環に配慮したもの。

産業革命以降、人類は、利便性を向上させ、豊かさを享受してきました。しかしながら、人類の持続可能性を含めた環境破壊の危機を迎えています。恵み豊かな地球を次世代に引継ぐためには、持続可能なイノベーションが必要とされています。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（はじめに、P 3、11）

持続可能な開発目標（^{エスディー・ジーズ}SDGs）（はじめに、P 3、4、30）

2015 年にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」において、150 を超える加盟国首脳の参加のもと、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げました。この目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継であり、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。

循環型社会（はじめに、P4、8、10、11、12、13、22、23、25、34、37、48、55、59）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された社会。

「循環型社会形成推進基本法」では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

森林環境譲与税（P32）

パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、創設された税。

森林環境譲与税は、法令上用途を定められており、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとされています。

ステークホルダー（P5、8、55、59）

利害関係者のこと。

生物多様性（P6、11、13、38、39、45、52、53）

人間を含む全ての生き物は、他の多くの生き物と相互に関わり合って生きており、こうした生き物たちの豊かな「個性」と「つながり」のこと。

「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの多様性があるとされています。

生物多様性条約（P10）

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的として採択された条約。

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択されました。

創蓄省エネ（P30）

エネルギーを自ら創り出す「創エネ」、エネルギーを蓄える「蓄エネ」、エネルギーを効率的に使う「省エネ」による低炭素社会の構築をめざすもの。

国土交通省では、まち・住まい・交通の「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」化に向けた地域・事業者の先駆的な取組みを総合的に支援しています。

ダイオキシン類（P 22、38、41）

塩素を含む有機化合物質の一種で、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成されます。

帯水層蓄熱（P 27、53、54、57）

地中熱利用技術の一つ。

地下水を多く含む地層（帯水層）から熱エネルギーを取り出した後、空調利用で生じた排熱を元の地層に蓄え、約半年後の空調に利用するもので、特に高効率な省エネと高い温室効果ガス削減効果等が期待できます。

地域活動協議会（P 50）

おおむね小学校区を範囲として、地域団体や NPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための協議会。

地域コミュニティ（P 2、6、8、50、52）

地域の人々が、教育や労働、消費、祭りなどに関わりながら日常的に生活し、住民相互の交流が行われている地域社会。

地域循環（P 6）

循環可能な資源を、ごみとして処分するのではなく、なるべく地域で循環させること。

わが国の「第五次環境基本計画」では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」をめざすこととしています。

低炭素社会（はじめに、P 4、8、12、22、23、25、26、33、48、55、59）

石油の燃焼などによる二酸化炭素の排出を極力抑えた社会。

都市インフラ（P 21、27）

都市の基盤となる、浄水場や下水処理場などのインフラ施設のこと。

ナッジ（P 28）

「ひじで突く」、「そっと後押しする」という意味。（nudge）

選択を禁じることも経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々のより望ましい行動を促す情報提供や仕掛けの考え方のこと。

生ごみの3きり運動（P 34、52）

大阪市における生ごみの減量施策のこと。

「使いきり」：食材を必要な分だけ買い、正しく保存して無駄なく活用しましょう。

「食べきり」：必要な量だけ作るようにし、料理は食べきるようにしましょう。

「水きり」：水きりをするだけで、生ごみを減らすことができ、悪臭対策や、ごみ出しの手間、さらに、ごみを運んだり、燃やしたりするコストを減らすこともできます。

ナレッジキャピタル（P 31）

知的創造拠点のこと。

企業、研究者、クリエイターが世界の「感性」「技術」を持ち寄り、交わり、協力することで新たな価値を生み出していく複合施設として、2013 年 4 月にうめきた（大阪駅北地区）のグランフロント大阪に開設されています。

人間環境宣言（ストックホルム宣言）（P 10）

1972 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議で、人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則が必要であると考えのもとにされた宣言。

パラダイムシフト（はじめに、P 3）

思考や概念、規範や価値観が革命的もしくは劇的に変わること。

パリ協定（はじめに、P 3、10、11、21、26、55）

2020 年以降の地球温暖化対策に関する国際枠組み。パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議で 2015 年 12 月に採択されました。

発展途上国を含む全ての参加国・地域が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組み。産業革命前からの世界の平均気温の上昇を 2℃未満（努力目標 1.5℃）に抑え、21 世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）（P 2、16、23、40）

浮遊粒子状物質（SPM）のうち、粒径 2.5μm（0.0025mm）以下の小さなもの。

粒径が小さいため、肺の奥深くまで届いて沈着しやすく、呼吸器系統への影響のほか、肺がんや循環器疾患の原因になるといわれています。

ヒートアイランド現象（P 15、21、23、33、40、52、53）

都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象。

都市部でのエネルギー消費に伴う排熱の増加や緑地の減少、高層ビルなどによる通風の阻害、道路がアスファルトやコンクリートで固められていることなどから、地表面からの水分蒸発が少なくなることなどによって起きます。

ビルエネルギーマネジメントシステム（ $\hat{BEMS}$ ）（P 28、31）

ビル等のエネルギーの使用状況等を「見える化」し、データを蓄積する機器のこと。

フードドライブ（P 34、52）

家庭で余っている未開封のもので、常温で保存でき、賞味期限が一定期間（受付先が設定する期間）以上残っている食品を持ち寄り、社会福祉施設や団体等に寄付する活動のこと。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）（P 2、21、38、42）

不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油、熱媒体等広い用途に使用されていました。生体に対する毒性があり、脂肪組織に蓄積しやすくなっています。

ま行

マイクロプラスチック（P 2）

微細なプラスチックごみ（5 mm以下）のこと。

含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

未利用エネルギー（P 26、27、29、30、48）

有効活用の可能性があるにもかかわらず、これまで活用されてこなかったエネルギー。

現在は活用が進んでいるものとして、ごみの焼却過程で発生する熱エネルギーや、下水処理過程における消化ガスなどがあげられます。

ら行

リープフロッグ（P 55）

直訳すると蛙飛びのこと。（leapfrog）

先進国が歩んできたエネルギー・資源浪費型発展の轍を踏むことなく、経済発展により生活レベルを向上させながらも、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を同時に達成するという一足飛び型の発展のこと。

リユース蓄電池（P 30）

電気自動車等で使用した中古の蓄電池。

レインフォレスト・アライアンス認証（P 39）

国際的な非営利環境保護団体であるレインフォレスト・アライアンスによる認証制度で、農地拡大による森林破壊などを防止する方法として持続可能な農園などを認証しています。認証農園で生産される農産物は、コーヒー、紅茶、野菜、果物などです。

レジリエンス（P 53）

復元力、回復力、弾力のこと。（resilience）

防災やまちづくりにおいて、困難な状況にもかかわらず、適応する力の意も含みます。

その他

A I（P7、31、54）

人工知能のこと。（Artificial intelligence）

B C P（P 30）

事業継続計画のこと。（Business Continuity Plan）

企業などが災害や事故で被害を受けても重要業務を継続・復旧させること。

エスコー事業（P 31、48）

民間事業者が設計・施工、維持管理、事業効果の検証などの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実施し、その結果得られる効果（エネルギー削減量及び光熱水費の削減額）を保証する事業。

E S D（P 45）

持続可能な開発のための教育のこと。（Education for Sustainable Development）

今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESD とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動です。

ESG投資 (P3)

環境 (Environment)・社会 (Social)・企業統治 (Governance) といった要素を含めて投資先の中長期的な企業価値を考慮する投資。

IPCC (P11)

気候変動に関する政府間パネル。(Intergovernmental Panel on Climate Change)

世界気象機関及び国連環境計画により 1988 年に設立された組織で、195 の国・地域が参加しています。各国政府を通じて推薦された科学者が参加し、気候変動に関して科学的、技術的及び社会経済的な見地から包括的な評価を行い、5〜7 年ごとに評価報告書、及び不定期に特別報告書等を作成・公表しています。各報告書は参加国がコンセンサスで承認・採択します。

IoT (P7、28、31、54、56)

IoT (Internet of Things) とは、モノのインターネットと呼ばれています。これまでインターネットに接続されてきたパソコンやスマートフォンに加えて、自動車や家電など様々なモノがインターネットにつながるようになってきており、モノがインターネットを経由して通信することを意味します。

JCM (Joint Crediting Mechanism、二国間クレジット制度) (P43、44)

発展途上国への温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する制度。

MSC認証制度 (P39)

責任ある漁業を推奨する国際的な非営利団体である海洋管理協議会 (Marine Stewardship Council) による認証制度で、水産資源や海洋環境を守って獲られた天然水産物を認証しています。

RE100 (P51)

事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す企業連合のこと。

RSPO認証制度 (P39)

パーム油は世界一消費量の多い植物油ですが、マレーシアやインドネシアではパーム油を生産するアブラヤシ農園の拡大などにより熱帯雨林が伐採され、野生動物の生息地の減少など生物多様性の損失が深刻となっています。

こうしたことから、環境への影響に配慮した持続可能なパーム油の生産を推進するために設立された国際的な非営利団体である「持続可能なパーム油のための円卓会議 (Roundtable on Sustainable Palm Oil)」が、手つかずの森林や保護価値の高い地域にアブラヤシ農園を開発

しないなど、法的、経済的、環境・社会的要件を規定した「原則と基準」を定め、「持続可能なパーム油」を認証しています。

S B T (P51)

企業版2℃目標のこと。(science based targets)

各企業が産業革命前からの気温の上昇を摂氏2度未満に抑えるために、科学的根拠に基づいて設定される、温室効果ガスの排出削減目標のことで、承認を受けるには現実性のある目標設定が求められています。

S D G s (エスディージーズ) (表紙、はじめに、P3、4、5、6、7、8、10、11、21、22、26、30、34、38、43、44、45、51、55、57、59)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略。

解説は、資-27の「持続可能な開発目標 (SDG s)」を参照。

Society 5.0 (P7)

サイバー空間 (インターネット上の仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会 (Society) のこと。

「第5期科学技術基本計画」(2016年1月22日閣議決定) において、わが国がめざすべき未来社会の姿として提唱されています。

T e a m O S A K Aネットワーク (P44、51、55)

アジア諸都市等の低炭素社会の構築に向けたプロジェクトを創出・形成するため、環境技術を有する大阪・関西の事業者が、大阪市及び公益財団法人地球環境センター (GEC) や大学等と連携する場。このネットワークを通じて、事業者の海外進出や大阪・関西経済の活性化を図るとともに、国際環境分野における日本の役割に貢献しています。

Z E B (ゼブ: ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) (P28、48)

建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギー利用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした建築物のこと。

Z E H (ゼッチ: ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) (P28)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅のこと。

「大阪市環境基本計画」

令和元年 12 月

＜発行＞大阪市環境局環境施策部環境施策課

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1

あべのルシアス 13 階

TEL：06-6630-3215 FAX：06-6630-3580

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。